



令和元年 第2回
本別町議会定例会会議録

自 令和元年 6月10日
至 令和元年 6月19日

本別町議会

令和元年本別町議会第2回定例会会議録（第1号）

令和元年6月10日（月曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第1号	専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算（第17回）〕
日程第 7	議案第35号	財産の取得について
日程第 8	議案第36号	財産の取得について
日程第 9	議案第37号	防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	承認第1号	専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算（第17回）〕
日程第 7	議案第35号	財産の取得について
日程第 8	議案第36号	財産の取得について
日程第 9	議案第37号	防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者	花房永実	総務課長	村本信幸	
農林課長	菊地敦	保健福祉課長	飯山明美	
住民課長	田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次	
建設水道課長	大槻康有	企画振興課長	高橋哲也	
老人ホーム所長	井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸	
総務課主幹	上原章司	住民課主幹	小坂祐司	
住民課主幹	久司広志	建設水道課長補佐	小出勝栄	
総務課長補佐	三品正哉	教育長	佐々木基裕	
教育次長	阿部秀幸	社会教育課長	坪忠男	
学校給食共同調理場所長	高橋優	農委事務局長	倉崎景一	
代表監査委員	畑山一洋	選管事務局長	村本信幸	

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	鷲巣正樹	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和元年第2回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、篠原義彦議員、及び柏崎秀行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 報告いたします。

平成31年3月22日第1回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、6月10日から6月20日までの11日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、6月13日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに、12件、うち同一内容の提出が2団体からありました。

監査委員協議会定期大会の議決事項実現に向けた取り組みの陳情。「北海道医師会第153回臨時代議員会」決議内容実現に向けた取り組みの陳情。辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転の国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書採択を求める陳情。これが2団体からであります。

介護従事者の処遇改善を求める意見書提出の陳情。新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の陳情。米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。日本政府に対して、国連の沖縄県民は先住民族勧告の撤回を求める意見書採択を求める陳情書。国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情。給食費の無償化をもとめる陳情。「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求め

る陳情。特別支援学校の設置基準の策定、及び特別支援学級の学級編成標準の改善を求める陳情。

以上、12件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻、議員の回覧に供することといたします。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、6月10日から6月20日までの11日間とすることにしたいと思
います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、6月10日から6月20日までの11日間とすることに決
定いたしました。

◎休会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

議事の都合により、6月11日から17日までの7日間を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、6月11日から17日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 諸般の報告を行ないます。

報告第6号平成30年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について報告を求め
ます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 報告第6号平成30年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書
報告。

平成30年度本別町一般会計繰越明許費について、次のページの繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

平成30年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款総務費1項総務管理費、プレミアム付商品券発行事業については、国の平成30年度補正予算によるもので、平成31年3月の定例会で補正したものであります。

合計金額は83万9,000円、翌年度繰越額も83万9,000円で、財源内訳のうち、未収入特定財源は国庫支出金83万9,000円であります。

4款衛生費2項清掃費、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分については、事業主体である北海道が工事費の繰越しを行なうことによるものであります。

合計金額は2万円、翌年度繰越額も2万円で、財源内訳は一般財源2万円であります。

8款土木費2項道路橋りょう費、本別町管内橋梁長寿命化事業については、国により繰り越しをしたものであります。合計金額は1,400万1,000円、翌年度繰越額も1,400万1,000円で、財源内訳のうち、未収入特定財源は国庫支出金856万1,000円、地方債460万円で、一般財源は84万円であります。

以上、平成30年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から平成31年3月分及び4月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、報告済みとします。

次に、平成30年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで、報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が、産業厚生常任委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、池北三町行政事務組合議会の平成31年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の平成31年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちかち広域消防事務組合議会の平成31年第1回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、平成31年第1回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 平成30年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額69億9,593万8,000円に対し、歳出の総額は68億5,746万1,000円で、歳入歳出の差引額は1億3,847万7,000円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分86万円を差し引いた実質の収支は1億3,761万7,000円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。歳入総額の11億8,335万2,000円に対し、歳出の総額は11億4,866万3,000円で、歳入歳出の差引額は3,468万9,000円となる見込みであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。歳入の総額が1億3,053万2,000円に対し、歳出の総額は1億3,041万7,000円で、歳入歳出差引額は11万5,000円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入総額10億2,613万8,000円に対し、歳出の総額は9億8,772万7,000円で、歳入歳出の差引額は3,841万1,000円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入総額2億9,580万6,000円に対し、歳出総額は2億9,339万7,000円で、歳入歳出の差引額は240万9,000円となる見込みであります。

次に、簡易水道特別会計であります。歳入総額1億762万円に対し、歳出総額は1億546万5,000円で、歳入歳出の差引額は215万5,000円となる見込みであります。

次に、公共下水道特別会計の決算見込みであります。歳入総額の4億6,836万3,000円に対し、歳出総額は4億6,453万3,000円で、歳入歳出差引額は383万円となる見込みであります。

次に、平成30年度水道事業会計の決算見込みについて報告を申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は1億6,185万5,000円、支出は1億6,107万4,000円で、当年度の純利益は78万1,000円となる見込みで、前年度繰越利益剰余金7,561万9,000円を加えました平成30年度末の未処分

利益の剰余金は7,640万円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が2,779万8,000円、支出は8,594万5,000円となり、不足額5,814万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

次に、平成30年度病院事業会計決算見込みについて報告をいたします。

まず、平成30年度の患者数の状況であります。入院患者数は、1万5,456人で、前年度比1,817人の減、外来患者数が4万1,454人で、前年度比2,930人の減、年間の延患者数は、5万6,910人で、前年度比4,747人の減となったところであります。

次に、病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は11億1,473万7,000円、支出は12億3,883万4,000円で、当年度の純損失は1億2,409万7,000円となる見込みで、前年度の繰越欠損金19億2,013万9,000円を加えました平成30年度末の未処理欠損金は20億4,423万6,000円となる見込みであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が8,705万9,000円、支出は1億2,093万6,000円となり、不足額3,387万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定であります。

以上、平成30年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税であります。現年度分の調定額が9億5,440万4,000円に対し、収納済額は9億4,499万1,000円で、99パーセントの収納率となり、前年度比で0.4ポイントの減となりました。

また、滞納繰越分では調定額が2,862万円に対し、収納済額は656万8,000円で、22.9パーセントの収納率となり、前年度比0.8ポイントの増となりました。

次に、国民健康保険税は、現年度分の調定額が3億333万9,000円に対し、収納済額は2億9,573万6,000円で、97.5パーセントの収納率となり、前年度比0.5ポイントの減となりました。

また、滞納繰越分では調定額が3,211万5,000円に対し、収納済額は686万2,000円で、21.4パーセントの収納率となり、前年度比4.7ポイントの増となりました。

町税の現年度と滞納繰越分を合わせました収納率は前年度と同率となり、国民健康保険税は1.8ポイントの増となったところであります。

以上、平成30年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、5月20日から21日にかけて発生いたしました強風による農業被害状況につきまして、翌日の22日から25日に営農指導対策協議会及び北海道糖業で調査を実施しておりますので報告をいたします。

強風の被害がありました当日は、低気圧が北海道に停滞をし、等圧線が混み合った影響で、十勝地方を含め、北海道の広い範囲で強風が吹き、本町も両日にわたり強い風に見舞われ、平均風速で4メートルから5メートル、最大瞬間風速は、20日に15.2メートル、21日は18.1メートルを記録しております。

この影響による畑作物の被害は、てん菜、スイートコーン、飼料作物のデントコーンの圃場で確認をされ、てん菜においては21戸21圃場71.18ヘクタールにおいて、飛散土壌による葉や茎の損傷を中心に土の付着や風害による衰弱などの被害がみられ、そのうち直播によります圃場30.8ヘクタールで再播、移植の圃場1.1ヘクタールで補植が必要となり、自家種及び北海道糖業からの種子と苗の提供を受け対応をしております。残る39.28ヘクタールにつきましては、被害が軽度であったために、現状で回復可能とみております。

スイートコーンにつきましては、1圃場5ヘクタールで葉先の変色、デントコーンでは、9圃場29.8ヘクタールで葉先の一部損傷、変色などが見られましたが、被害は軽度となっております。

また、農業用施設では、倉庫、車庫各1棟で屋根のトタンの一部が剥がれる被害となっております。

なお今回、再播など被害の大きいてん菜の生育と収量への影響に関しましては、被害の面積は少ないものの、関係機関からの報告で、平年からみて3週間から4週間の遅れとなり、収量におきましても平年作は見込めない厳しい状況であります。今後の天候や生育状況を注視しながら、関係機関と協力して状況の把握に努めてまいりたいと考えています。

次に、ふるさと納税ワンストップ特例の手続きミスについての報告をいたします。

平成30年中に本町にふるさと納税をされた寄付者3,521人のうち、確定申告が不要となりますワンストップ特例制度を申請された人は、全国290自治体で473人となっておりますが、税額の控除に必要な情報である申告特例通知書のデータを、寄付者の居住する自治体へエルタックス、地方税のポータルシステム、これを通じて送信した際に、確認作業が不十分でありましたことから、そのうち190自治体317人について、税額の控除に必要なデータが送信されていなかったことが、3月27日に判明いたしました。

このことから、同日、未送信となっております317人分のデータを各自治体へ送信しますとともに、翌28日に、データが未送信となっていた190自治体へ連絡をし、お詫びと税額控除の手続き対応について確認をいたしましたところ、最終的に手続きが間に合わなかった自治体は16自治体で、対象者は44人となったところであります。

これまでの対応であります。3月29日から手続きが間に合わなかった44人の方に電話によるお詫びと、確定申告の手続きについて説明を行なうとともに、4月12日にあらためてお詫びの文書を送付したところでもあります。

また、4月26日に、御迷惑をおかけしたお詫びの気持ちを込めて、今後も引き続き本町を応援していただけるよう特産品でありますクレイマメセットを送付をしたところでも

あります。

皆さんの反応でございますが、当然、厳しい御意見も頂戴いたしましたし、寄付金の返還を求められる方もいらっしゃいました。

本町に思いを寄せ、貴重な浄財を寄付していただいた方々の御厚意を無にしてしまったことから、当然、返還を希望される方に対してはお返しすべきと判断をし、18人の方々に28万円を返還したところでもあります。

ほかの26人の方々につきましては、改めて確定申告をされるなど、それぞれの対応をいただいているところであります。

今回の件につきましては、4月1日に報道各社へ内容通知を行ないますとともに、町ホームページ、町広報紙5月1日号へ掲載し、4月18日に返礼品を提供いただいている事業者24社に文書にて状況の報告を行なっております。

寄付をされました皆さま、並びに町民の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、今後は、二度とこのようなことがないように、職員一人一人がしっかりと対応するとともに、チェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、本町の出資しております第3セクター企業の経営状況について報告をいたします。

株式会社本別システム総合研究所の平成30年度の経営状況であります。経済産業省の中小企業白書では、中小企業の景況感は改善傾向にある一方、大企業との生産性格差は拡大していると発表されておりました。しかし、地方においては依然として景況感は感じられず、先行きは依然として不透明な厳しい状況が続いております。この厳しい経営環境下で堅実な経営努力と、徹底的な経費の削減、効率的な営業展開を行ない、収益確保を図るため経営努力をしてまいりました。

平成30年度は、売上高、前年度比72.0パーセント減の3,836万円、売上総利益、前年度比15.6パーセント減の1,710万円、当期の損失298万円、前年度の利益が22万円と大幅な減収減益となり、昨年度まで続いておりました3期連続の黒字決算も途切れ、4期ぶりに赤字となりました。

今期は、パソコンのオペレーションソフトでありますウィンドウズ7が、令和2年1月にサポートを終了する発表がなされましたことから、公共、民間、個人ユーザー等の買い替え需要により、機器の販売により売上は確保したものの、過年度納入済みのシステム機器が更新サイクル期間の底に位置したこともあり大型物件の受注に至らず、効率的な営業展開をしてきたにもかかわらず売り上げを確保することができませんでした。

次期以降も厳しい状況が予想されますが、大型物件の機器の更新受注が見込めるなど明るい材料もあり、会社の収益性、業務の採算性を考えながら、引き続き全職員一丸となり努力するとの方針でありますので、今後とも特段の御理解と御支援をお願いする次第であります。

以上、本別町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 承認第1号

○議長（高橋利勝） 日程第6 承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算（第17回）〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第1号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

平成30年度本別町一般会計補正予算第17回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、平成30年度歳入の地方譲与税及び各交付金、地方債の確定並びに特別交付税の確定などですが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,392万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億5,296万8,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費1項総務管理費14目基金費25節積立金3,392万8,000円の補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定によります収入増を財政調整基金に3千万円、減債基金に392万8,000円を積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金は、当初3億3千万円を取り崩しておりますが、前回までの計上分と合わせて1億4,933万7,000円を積み戻すこととなります。

なお、土地開発基金を除く全基金の30年度末残高は、前年度より2億2,475万円減の32億1,954万2,000円となる見込みであります。

次に、5ページ、6ページにお戻りください。

1、歳入でございますが、2款地方譲与税3款利子割交付金4款配当割交付金5款株式等譲渡所得割交付金6款地方消費税交付金、次のページ、7款自動車取得税交付金については、関係機関からの実績額の通知により調整を行なうものであります。

9款1項1目地方交付税4,849万2,000円の増額は、特別交付税の確定によるものであります。なお、普通交付税総額は25億4,272万2,000円で、前年度比4.7パーセントの減、特別交付税総額は3億1,392万8,000円で、前年度比3.6パーセ

ントの減であります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は30億2,040万7,000円で、前年度比4.6パーセントの減となりました。

下段の17款繰入金2項基金繰入金5目農業振興基金繰入金120万6,000円の減額補正は、基金充当事業の事業費確定により、新規就農者等支援事業で10万5,000円の減、地域農業支援事業で50万円の減、酪農施設電源確保緊急対策事業で60万1,000円の減となったことによるものであります。

農業振興基金につきましては、特定目的基金であることから、事業費の確定に伴い調整をするものであります。

次の20款1項町債3目農林水産業債1節農林債50万円の減額、4目土木債1節道路橋りょう債40万円の減額は、いずれも借入額の確定によるものであります。

次に、4ページへお戻りください。

第2表、地方債補正であります。1、変更。

これは、借入額の確定に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的、一般補助施設整備等事業、限度額、930万円を910万円に、過疎対策事業、限度額、2億7,570万円を2億7,500万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、平成30年度本別町一般会計補正予算（第17回）の専決処分報告とさせていただきます。御了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行います。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 歳入の部分、8ページでございますが、今細かく特別交付税が3億1千万円ほどで確定したということでございます。予算のときも話したのでございますけれども、普通交付税も含めて、年々減額傾向にあるということ。ここで聞きたいのは1点だけ。30年の3億1千万円の確定に対しまして29年度の確定は、特別交付税だけでよろしいですから、いくら上がっているのか、どのぐらい下がっているのか、もしかしたらふえているかもしれませんが、特別交付税に限って。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大住議員の御質問にお答えいたします。特別交付税の関係でございますが、平成29年度の交付額が3億2,556万9,000円でございます。30年度と比較をいたしまして、30年度の減額ですが、1,164万1,000円の減となったところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算(第17回)〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号専決処分の承認を求める件〔平成30年度本別町一般会計補正予算(第17回)〕については、報告のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第35号

○議長(高橋利勝) 日程第7 議案第35号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第35号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、消防体制の維持向上を図り、火災等の災害に対応することを目的に、本別消防団第1分団に配置され老朽化しております水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型を更新するもので、取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型、キャブオーバー型、4ドア、ダブルキャブ、オートマチック方式、4WD、ディーゼルエンジン、水槽容量2,500リットル以上となっております。

財産の取得は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、見積合わせ参加事業者は、田井自動車工業株式会社、株式会社二二商会、北海道ドライケミカル株式会社、株式会社北海道モリタ、山崎自動車株式会社の5者を選定いたしました。

令和元年5月10日に見積合わせ執行通知を行ない、令和元年5月27日に見積合わせを執行しております。

契約金額は5,280万円で、見積回数は1回で決定しております。

契約の相手方は、札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役〇〇〇〇でございます。

仮契約は、令和元年5月27日に行なっております。

納入期限は、令和2年2月28日でございます。

以上、議案第35号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第36号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第36号財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第36号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の財産の取得に際しましては、予定価格が1,500万円以上の動産の買入れとなりますので、地方自治法第96条第1項第8号、及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

財産取得の目的は、安全かつ快適に児童、生徒に通学してもらうことを目的に、老朽化、平成7年度取得したスクールバス、中型、42人乗りを更新するもので、財産の内容はスクールバス、中型、41人乗りとなっております。

財産の取得は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約によるもので、見積り合わせ参加事業者は、東北海道いすゞ自動車株式会社本別営業所、東北海

道日野自動車株式会社帯広支店の2者を選定いたしました。

令和元年5月16日に見積合わせ執行通知を行ない、令和元年5月27日に見積合わせを執行しております。

契約金額は、2,116万1,287円で、見積回数は1回で決定しております。

契約の相手方は、中川郡本別町上本別21番地9、東北海道いすゞ自動車株式会社本別営業所、所長〇〇〇〇でございます。

仮契約は、令和元年5月27日に行なっております。

納入期限は、令和2年1月31日でございます。

以上、議案第36号財産の取得についての提案理由にかえさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第37号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第37号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第37号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約締結にあたりましては、予定価格が5千万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第96条第1項第5号、及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成9年3月から運用開始し、20年以上が経過し老朽化した現行の防災行政無線を、令和4年11月にアナログ方式が使用できなくなることを見据えてデジタル化に更新するもので、2カ年により親局設備、遠隔制御設備、再送信子局3局、戸別受信機3千台、1年目800台、2年目2,200台、屋外拡声子局16局を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は平成31年4月26日に開催し、指名業者は、今野電気工事株式会社、株式会社横山電気商会、大昭電気工業株式会社、大栄電設工業株式会社、株式会社富士興、有限会社小田電気商会、株式会社北洋防災工業所の7者を選定いたしました。

令和元年5月7日に指名通知を行ない、令和元年5月27日に入札を執行しております。契約金額は3億3,550万円で、入札回数は1回で落札をしております。

契約の相手方は中川郡本別町北4丁目10番地3、今野電気工事株式会社、代表取締役〇〇〇〇でございます。

仮契約は、令和元年5月27日に行なっております。

工期は、着工が本契約の日から7日以内で、完成は令和3年3月31日でございます。

以上、議案第37号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約についての提案にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号防災行政無線更新（デジタル化）工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日6月11日から17日までの7日間は休会であり、6月18日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は、6月13日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午前10時51分）

令和元年本別町議会第2回定例会会議録（第2号）

令和元年6月18日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

- | | | | | | |
|----|-----|-------|-----|-----|------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 6番 | 大住啓一 |
| | 7番 | 山西二三夫 | | 8番 | 黒山久男 |
| | 9番 | 方川一郎 | | 10番 | 阿保静夫 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|------------|------|
| 町長 | 高橋正夫 | 副町長 | 大和田収 |
| 会計管理者 | 花房永実 | 総務課長 | 村本信幸 |
| 農林課長 | 菊地敦 | 保健福祉課長 | 飯山明美 |
| 住民課長 | 田西敏重 | 子ども未来課長 | 大橋堅次 |
| 建設水道課長 | 大槻康有 | 企画振興課長 | 高橋哲也 |
| 老人ホーム所長 | 井戸川一美 | 国保病院事務長 | 藤野和幸 |
| 住民課主幹 | 小坂祐司 | 住民課主幹 | 久司広志 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉 | 総務課主幹 | 上原章司 |
| 総務課長補佐 | 三品正哉 | 建設水道課長補佐 | 小出勝栄 |
| 教育長 | 佐々木基裕 | 教育次長 | 阿部秀幸 |
| 社会教育課長 | 坪忠男 | 学校給食センター所長 | 高橋優 |
| 農委事務局長 | 倉崎景一 | 代表監査委員 | 畑山一洋 |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行います。

議会運営委員長方川一郎議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 おはようございます。

報告いたします。

意見書の取り扱いについて申し上げます。

本日までに5件の提出がありました。

2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書。子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持、負担率2分の1への復元、教職員の超勤、多忙化解消、30人以下学級の実現に向けた意見書。子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書。消費税率の10%の中止を求める意見書。別居、離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書。以上5件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

3番梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議席番号3番、梅村智秀による、通告済みの3問について、本別町議会、令和最初の一般質問をとり行います。

私、さきのナイター議会において、本別町議会における平成最後の一般質問をとり行わせていただきました。そして本日、令和最初の一般質問をとり行うために登壇をさせていただいており、まことに光栄に思うところでございます。なお一層、本別町のため、町民の皆様のためにと、思いを新たにすところであります。

令和の時代を迎え、御皇室の弥栄を祈念いたしますとともに、傍聴いただきました町民の皆様にご心よりの御礼を申し上げます。

それでは、1問目、令和の最初にふさわしく、愛のあふれるお話です。愛は本別を救う、愛のかけ橋事業復活を。

質問要旨、愛のかけ橋、南大橋は開通から30年以上が経過し、老朽化も著しく、

また、メモリアルライトアップの件数も少ない。これらを再整備し、まちの振興に役立てる取り組みが必要である。

現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

平成元年の開通から30年以上が経過し、欄干の塗装ははがれ、記念の銅板プレートも色あせ、その掲示場所の空白も目立つ。

また、平成29年度におけるメモリアルライトアップ実績も8件と少なく、今年度も同数を見込むにとどまる。

これらの再整備、新たなる事業展開について、広く町内外から意見を募り、皆で進める事業とし、一体感を持ったまちづくり協働事業とすべき。

イ、4月2日、世界自閉症啓発デーはブルー、10月20日、乳がん早期検査啓発はピンクなど、ライトの色を選択可能にする。

ロ、ライトアップ申込者のメッセージをホームページや同報無線、ラジオ、OCTVなどで紹介。

ハ、記念撮影場所を設置し、独自の婚姻届、出生届、こういったものも整備し、パレードや馬車運行など可能な体制構築など。

財源については、愛のかけ橋復活事業と、目的を明確にして募るふるさと納税を活用。寄附額が事業にどのように使われ、地域に生かされるのかを明朗にし、増収を図る。

確たる取り組みにより、事務手続の不手際にて信頼を失った本町のふるさと納税制度、名誉回復の機会とすべきである。

以上、事実と所信をたずぬし、答弁を求めるものであります。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の1点目の、愛は本別を救う、愛のかけ橋事業の復活をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、老朽化の質問でありますけれども、欄干の整備並びに塗装につきましては、現在、愛のかけ橋補修工事を橋梁の長寿命化計画に基づきまして、令和3年に補修工事の調査設計、また、令和4年から6年で補修の工事を予定しているところであります。

その中での欄干の補修につきましては、塗装ははがれてはきておりますが、構造物とすれば健全でありまして、支柱等の損傷も見受けられないために、欄干の補修計画は現在はありませんが、国の社会資本整備交付金事業での欄干の塗装は対象外となっております。通常維持管理の取り扱いとなるために、交付金事業で行います他の補修工事の年次にあわせて、町単独費での塗装を考えているところでもあります。

また、メモリアルライトアップの事業につきましては、本町の南地区の子どもたちの通学や交通の利便として、文教地区への小中高の各学校につながる子どもたちの熱い思いを受けて整備した橋でもあります。何かイベント的な事業を模索した中、夜に

ライトアップをして、町民の皆様の気持ちを少しでも和んでもらおう、また、平成3年度より、この事業について、当時としては画期的な事業としてこの事業を進めてきたところでもあります。

利用状況につきましては、当初は相当数の利用もありました。また、個人的にも、それぞれのメモリアルの、またライトアップ、これを楽しんでいただくなどの活用も多くされておりました。

しかし、特に最近の3年間は、平均回数で、一般の方の御利用が5件ということになりまして、また、それぞれイベントのときの祝日や、また、各種記念事業などでの平均の点灯回数は、年に33回の点灯を行ってきているのが現状であります。

ふるさと納税の返礼品の一つになっておりますが、まだふるさと納税で点灯の申し込みに至っているところはまだないということも事実であります。

今後新たな事業の展開についての御質問であります。広く町内外からの意見を募り、みんなで進める事業として、一体感を持ったまちづくりの協働事業とすべきとの御質問の提案の部分であります。橋を舞台に、あるいはさまざまな催しを表現する場所として活用する例は余りほかに例がないものと推察をされるところであります。ライトアップによりまず啓発であったり、また、記念事業の励行であったり、またはイベントを実施するなど、そのものが斬新でありまして、先進的な取り組みになり得る可能性はあるものと考えておりますし、どのような過程をたどりながら、どのような内容で実施することが効果を発揮できるのか、また、費用対効果のこともありますので、個別、また具体的なアイデアを提示して議論するということは、この場でまだできるような状況ではありませんが、御提案にもありましたとおり、ライトアップ事業に始まった初期の目的、目標に照らし、行政だけの取り組みによらず、住民の方々や団体の方々と手を携えて、皆さんとの一体感、協働の理念で、本町における貴重な財産、資源の利活用方法について、広く町内外から意見を募り、再構築をしてみたいと考えております。

また、2点目の御質問であります。本町では、これまで返礼用の特産品の充実を中心に、寄附額をふやす取り組みを進めてまいりましたが、現在は、新たな取り組みを実施するため、ことしの5月に役場内におきまして事業を推進するためのワーキンググループを立ち上げました。まちづくりに直結する特徴的な事業に対し、これまでいただいた寄附を活用する方法や、本別町らしい魅力的なまちづくり事業に直接寄附を募りながら、一定額が集まった時点で事業を実施する制度、まさにクラウドファンディングの導入など、具体的な協議も進めているところでもあります。

いずれにいたしましても、本別町らしい魅力的なまちづくり事業を実施するとともに、それを全国的に発信することで、本町を応援していただける方々をふやし、まち全体が活性化するために必要なふるさと納税事業として発展できるように、今後も継続して取り組んでまいりたいと思っております。

御質問の御提案もしっかりと受けとめながら、また、これらの事業に対して、積極的に取り組んでいくということも申し上げながら、また、議員各位の特段の御理解、御支援も賜りますように、よろしくお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきまして、欄干の塗装等、こうしたところは計画があるよというところで御答弁をいただきました。

また、新たなイベント等も検討していくと、そういったようなところもお考えだということがかうかがい知れたところでございます。

まず、僕が初めてこのまちに来て、愛のかけ橋というものを知ったのは、自動車を運転しているときに、ナビゲーションに愛のかけ橋というものが表示されたのです。それまで愛のかけ橋というものの存在を知らなかったのですけれども、随分インパクトのある名前だと思って、目的の経路ではなかったのですけれども、その愛のかけ橋と表示されている場所に自動車で行って見たというところなのですが、その時点では車窓でしたから詳しくは見れませんでしたけれども、あれ、名前から受ける印象とはちょっと違うなというものを受けて、また改めて後日、その場所にも行って見たというところでした。やはり愛のかけ橋という名前、相当インパクトのある、印象深い名前だと、このように考えておりますので、せっかく本別町にもう既にあるものですから、これを生かさない手はないよと、このように考えているところでございます。改めて自動車をおりて歩いてみたところ、本当に名前とはほど遠いと言っても過言ではないぐらい傷みが目立つ。欄干の塗装などは、これから事業に移られるということで、塗装されるということでございますけれども、もともとの色よりはがれている面積のほうが多いぐらいであります。

町長おっしゃるとおり、私自身も構造物、欄干そのものの自体に傷みがあるかなというふうには受けとめてはおりませんので、いわゆる塗装での補修というもので賄えるのかなというふうに感じているところでございます。

また、この地域の子どもたちの通学路ともなっており、いわゆる河川敷といえますか、下のほうにおりていく階段、アーケードがついておりますけれども、何かやはり薄汚れてしまっている、こういったところも見受けられます。せっかくのやっぱり通学路ですから、子どもたちがこのまちで通学していたときの思い出に残るような整備、きれいにしていくというところは必要だなと感じたところであります。

ちょうど私が場所を訪れたときには、帰宅の時間帯だったのでしょうね、音楽なども流れておりました。時間帯によっては、これは流れているものではないので、多分ですけれども、通学時間帯にあわせて流れているものなのかなというふうに感じたところであります。

この音楽一つとっても、例えばですよ、可能かどうかわかりませんが、例えば生徒や児童さんたちからリクエストをもらう。これはお一人お一人ということでは

難しいのであれば、クラス単位とか、学年単位とかでも構わないと思いますので、そうした、今何を聞きたいのだというような音楽を募って、それを一定期間流すとか、そうしたことでも、やはり生徒や児童の思い出に残るものになっていくのではないのかなというふうに考えるところです。

また、この愛のかけ橋、メモリアルライトアップ事業というものがあまして、これも橋上から見たところで、誤っていたら申しわけないのですが、この照明器具、照明具もLEDとかではなくて水銀灯のままなのかなというふうに受け取るところなのです。当然ですけれども、1回当たり3,000円というようなもので点灯できるよというふうにして募集をしているところだと思いますが、これも新たに整備をして、今、電力の省力化ということでLEDに移行していておりますから、これを機会にこちらでも更新して、いわゆる虹色、レインボーに光る点灯だけではなく、さまざまな色で点灯ができるようにしていく。

これは例えばでございますけれども、世界自閉症啓発デーはブルー、これは青色に点灯していく。この十勝、近い例でありますと、帯広競馬場にはイレネー像という馬の、今の競争馬の祖先というか、になる、記念すべき銅像があまして、これを青色に点灯するというものが取り組まれております。こちら、十勝の町村会でも後援か共催かなされていたと思うので、町長は十分御存じのことだというふうに把握しております。このときには、例えば東京タワーとか五稜郭とか、そういったところもこれに伴ってそういう運動をされていたというところも私は把握してございます。

また、今、大分周知が進んでいるのかなというふうに認識するところでありますけれども、ピンクリボン運動など、これらを象徴とした乳がんの早期検査の啓発、これも、このときにはピンク色で点灯させましょう、そのほかにも、オレンジリボン運動など、これは児童の虐待防止、こういったものもあります。こうした色を強調した運動やイベントというものは、やっぱりたくさんある。たくさんあるにもかかわらず、これらを実施できる事業体とかというのは少ないのかなというところなのです。これはなぜかという、やっぱりそういった設備を持ち合わせていないからだと思うのですよ。

ところが、やっぱりこの本別、愛のかけ橋、あるではないですか。もう既にあるのですから、何もない状態から多額の経費をかけてつくるというものとも違いますから、今あって、かつてはやはり多くの反応というものもあったのでしょうかけれども、どうしてもやはり時間がたってくると、そういったものの注目というか、そういう意識が薄れていく。ここをやはり新たに見直して、新しい本別が盛り上がっていくきっかけにできたらなど、こういうふうに考えるところでございます。

この愛のかけ橋という名前に印象を受けるものは、やはり外から本別町を見ている者という、私1人ではなくて、やはり別の方からも、この橋に注目しているよという声は複数聞いたことがあるのです。ですから、この名前に何十年も慣れ親しんでい

る方々にとってはなかなか斬新さというものがないのかもしれませんが、やはり初めて目にする、耳にする者にとっては、本当に素晴らしい名前、ネーミングなのだよというところを改めてこのまちの共通認識としていきたいなというふうに考えているところでもあります。

あとは、ライトの色を変えていこうというところも御提案させていただきましたが、これも取り組みとして盛り上がっていくきっかけになるのかなというところなのですが、このライトを点灯していくというところにフォーカスしていくと、室蘭市の測量山というものがあまして、こちら測量山のいわゆる電波塔なのですけれども、いわゆる本来の目的というものはもう終えてしまっているのですが、本日の時点で、連続点灯が1万1,160日続いております。これは1日4,000円なのですが、当然、民間の方々が運営をされているというところで、一時的にやはり御苦労されてきたというところもあるのですが、この室蘭の測量山、私のふるさとでございますので、この室蘭市の測量山というと、やはり市民のシンボリックな存在にまで今なっているというところでもあります。

本別町の名刺をお持ちの方には、この愛のかけ橋というところで、ライトアップ事業で点灯されているものをお持ちの方がいらっしゃるのを、私、見たことがありますけれども、本当にすてきなものだというふうに認識しておりますので、本別町のシンボルとして、町民の皆さんに認識されるような取り組みにしていくことが必要だと、このように考えるところでもあります。

また、当然、このライトが点灯していると、何か記念すべきことがあったのだなと、このまちに住んでいる方、もしくはこのまちに関係する方々のお祝いごと、記念すべきことがあったのだなというふうに思いをはせるところなのですけれども、これを、せっかくだから、どういうことでお祝いをされているのだよというものを町民に知らしめる、それで町民みなでお祝いをする、そうした機会になると、またすてきなかなというふうに考えます。

例えばでございますけれども、同報無線で、何々県の誰々さんが、匿名でもいいです、もちろん皆さんに知られるということを望まない方もいらっしゃると思います。そういったものを同報無線で知らせたり、ホームページ上のお知らせのところにアップしたり、また、地域のFMラジオやケーブルテレビ、OCTVなどに依頼をして、そういったものの本別をピックアップした特集番組の中で紹介していただいたりとか、そういうふうにすると、やはりただライトが光っているよというだけではなくて、きちんと町民の皆さんにも認識してもらっているのだよということが申込者の皆さんにも知れ渡るというところでもあります。

また、昨今であれば、そう多額の費用もかからないのですが、いわゆるインターネットのカメラ、こういったものを設置して、要は本別町にいらっしゃらなくても点灯されている状態が見えるよというようなこともできるのかなというところでもあります。

また、私、橋を歩いてみてなのですからけれども、3カ所、何ていうのでしょうか、ちょっと正式な名称はわからないのですが、いわゆる川とか運動場のほうに向いて、いわゆる展望スペースのようなもの、そう広くはないのですけれども、こちらがあります。例えばでございませけれども、ここに本当にベタですけれども、ハート型のモニュメントをつくるとか、これは一例としてですが、そういったところで記念撮影などができるような場所をつくったり、これもベタなのですから、そこに愛の印としての南京錠をかけたりとか、そういうようなところにもなるのかなど。当然、やはりそういったところ、観光地によくありますけれども、そういったもの、有償です。いわゆるホームセンター等で売っている値段の何倍もする値段を出して、記念のためにそういった南京錠を購入して、マジック等でメッセージを書いて、そこに愛の印として鍵をかけていくと、そういったことが各地で催されているところでもあります。これは本当に一例でございませけれども、こうしたアイデアをどんどんどんどん、町内のみならず、やはり例えばですけれども、各地の本別会の方々、こういう現在町外に出られた方々の御意見なども聞いたりすることも必要なのかなというふうに思うところです。

これも思ったのは、やはり記念の銅板プレート、歩いて見てみたら、町外から書かれている方、掲示されている方というのがたくさん見受けられたのです。ということですから、やはりふるさとを思う気持ちというのは、少なからずともいろいろな方々の胸の中にあるものだというふうに私は認識しておりますので、そういったところに訴えかけていくということも必要だというふうに考えているところでございます。

当然、こういったところを取り組んでいくと、例えばですけれども、交通整理、記念撮影をするための来訪者が車をとめる場所であったりとか、そういったところの課題というものも出てきますけれども、河川敷の一部を利用したりとか、そういったところも考えていけたらなというところでもあります。

そこで、道内においても、例えば東川町、近くであれば新得町とかありますけれども、独自の婚姻届ですとか出生届とか、そういったものもつくって、例えばふるさと納税とかの一つのイベントとして、そういったところで御希望される方がいれば、この橋のモニュメントの場所で手渡しをするですとか、そういったことにしていくのもいいのかなと。

先ほどいろいろな橋を使つてのイベント、なかなか事例がないよということで町長の御答弁でございましたので、ほかでやっていないということは、本別が先がけるチャンスなのですよ、これは。本別においても、例えばパレードといつてもどういふものがあるのかというと、私、考えたところでもありますと、例えば町内のさまざまなイベントに、いわゆる義経太鼓、この太鼓の方々がいらっしゃる。あとは、現在、ちょっと下火になっておりますけれども、本別町にはいわゆる駒おどりという伝統文化もあります。こういったものを橋の上で披露するとか、そういうふうにしていくと、文化が絶えていかない、それが継続していくということにもつながっていくのかなという

ふうに考えるところであります。

また、一つの事例として挙げさせていただきましたけれども、馬車運行、これも数百万円する馬車を町で整備して、馬車馬を飼養、管理してということではなくて、管内においても、例えば今、帯広市であったりとか、幕別町であったりとか、そういったことを事業としていたり、何かイベントがあると、当然、有償ではありますけれども、協力するよというような方々もいらっしゃいます。こうした管内の方々とも連携して、このまちを盛り上げる事業としていくことは十二分に可能ではないかなというふうに考えるところであります。

昨今ですけれども、こうしたイベントとかお祝いごと、多様化が進んでいるというふうに私は考えております。ひとときのように豪華にしていくことだけに価値を見出す方、これもやはり絶対数としていらっしゃる。でも今、自分らしさとか、目新しいものとか、そういったものに価値を感じる方々というのも相当数いらっしゃるのではないかなというふうに考えるところでありますので、今私が申し上げた、本当に一事例でしかないのですけれども、こういったところを取り組んでいくことによって、やはり本別町というものの新しい取り組みのきっかけになっていく、このように考えるところであります。

先ほど町長から御答弁ありました。新たな取り組みとしてワーキンググループもつくられたのだよというところでもございました。こういったアイデアを、そういったグループの職員の皆さん、町民の皆さん、先ほどおっしゃった、ゆかりのある方で、現在は町外にいらっしゃる方々から、やはり意見を募っていく。そうしたもので、何か新しいもの、多額な費用をかけて豪華、豪勢にしてく、そういったことだけではなくて、本別おもしろいねというものになっていくといいのかなと思います。

こういったものが進んでいくと、例えば今までどちらかという十勝の観光などは素通り型、通過型と言われております。でも、やはり道東のほうに観光しようといったときには、この十勝の本別町は、高速道路のジャンクションがある関係等からも、いわゆる道東観光のハブになり得る、中心に、拠点になり得るよというふうに私は考えておりますので、これを通過するのではなくて、やはりこの愛のかけ橋に、例えばカップルの旅行であれば、寄っていこうよ、写真撮っていこうよ、このまちに寄っていこうよというきっかけに変わっていくのではないのかなというふうに思います。

そして、こんなことが生まれたらすてきだなと思いますけれども、この愛のかけ橋でプロポーズなどをして、そのまま婚姻届を持って役場に来る、こんなことが生まれたらすてきではないですか。僕は、やはりせつかくあるものを生かして、こうしたところに、こうした可能性が生まれていくことにどんどん変えていく必要があると、このように考えるところであります。

こうした、ともすれば夢物語を、妄想を語っているだけと思われるかもしれませんが、やはり財源が問題になってくるとこの財源というものですが、いわゆるふるさと

納税、町長からクラウドファンディングというお話もありました。確かに事業とか目的というものに特化して、共感を得ていくということであれば、クラウドファンディングのほうがよろしいのかなというふうに思うところですが、やはり先だって、事務手続の不手際によって、本別町のふるさと納税というものの信頼を大きく損ねたという経緯がございます。やはりふるさと納税で失った信頼はふるさと納税で取り返す、そういったことから、クラウドファンディングよりは、ふるさと納税を特化して、名誉を取り返していく、名誉挽回していくよというような手続をしていくと、やはり犯してしまった過ち、失敗というものの取り返しにつながっていくということになっていくというふうに思います。

当然、このクラウドファンディングやふるさと納税も、目覚ましい成果を上げているような地方公共団体は、やはり目的がはっきりしている。ただまちが盛り上がる事業に使っていますよ、福祉のために使っていますよという大雑把なものではなくて、福祉のこういうところに使っていくのですとか、そういう目的とかをはっきりしていく、そうすることによって共感が生まれる。共感が生まれると、やはり集まると思うのです。

直近の事例ですと、さきの震災において被災された3町においては、ふるさと納税が5倍から2倍とか、そういった形で増収しているというようなものも事実としてございます。

福祉でまちづくりというようなものをうたっている本町でございますから、先ほども述べましたけれども、自閉症の啓発とか、こういったものに積極的に取り組んでいく、そうしたことによって、本当に狭い、この十勝管内とかというものではなくて、世界のものですから、世界から注目を受けられるような、そうしたまちに変わっていく、こういうふうに考えているところであります。

多くの方々が、ドライブなどをしているときに、このまちを通過して、この橋、俺が直したんだぜ、そういうふうにやっぱり言ってもらえるような取り組みに変えていく、こうしたことが必要だと。労力や時間は要しますけれども、万が一、うまくいかなかった、思いどおりにならなかったといっても、これは別に、労力、時間というものを換算してしまうと、返す言葉はありませんけれども、新しい取り組みをしていくということによって、やはり必ず意義というものが生まれて、そこから、この事業自体が仮にうまくいかなかったとしても、次のものにつながっていく、そういうふうに変わっていくというふうに考えるところでございます。

私の思うところを述べさせていただきました。改めて所信を伺うところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員から多くのアイデア含めて御意見をいただきました。

この愛のかけ橋のネーミングを含めて、この橋をつくるときは、今、梅村議員が御

質問いただいたことのほとんどが町民の中で、また、役場の職員ももちろんでしたと思うのですが、そういう議論が十分なされた中で、結果的にネーミングも含めて、また、地域の方々の思いを含めて、この愛のかけ橋、そしてまた、ライトアップ事業も、そしてまた、メモリアルの、最初は銅板でつくったのですが、これが終生、思い出になるようになどなど含めて、現在、過去、未来に多くの夢をのせてでき上がったのがこの愛のかけ橋の事業であります。そして、子どもたちが行き交うときには、少しでもおおらかに元気よく、また次の日を目指してということで、あそこで元気のいい音楽が流れると、このような形で、さらに本別は、今、国鉄、池北線、また、ふるさと銀河線はなくなりましたが、駅をおりたときには、駅前からくり時計でメロディが流れる、SLの音が聞こえる、そして銀河通は、その通りを通って北極星の本別高校、そしてオリオン座の本別中学校、そして太陽の丘ということで、それぞれ通りにメロディが流れて、銀河通にも流れて、そしてからくり時計があつて、そして愛のかけ橋で、そのメロディがしっかりと子どもたちの耳に、また心に焼きついて、そういう音楽のある、そして夢のある、そして天にも通じる、そういうような思いで太陽の丘という名前もつけて、この事業を実現しました。今、御質問いただいたこと、また、いろいろアイデアをいただいたこと、まさに私どももそのとおりでと思いますし、そのこともしっかりとくみとってやってきた事業であるということもぜひ御理解いただきたいと思います。

それも時間が過ぎて、本当に橋の状況も、確かに橋の構造そのものは支障はないですけれども、特に上から塗った塗装が、あれだけ厚いものでありましたけれども、逆に厚いからこそはがれるというようなことがあつて、あれも職員のボランティアで、かなりのメーター数を、剥離したところを全部はがしてきれいにしたということもありながら、また、町民の皆さんがボランティアで、冬の間、どうしても滑りどめで砂をまくものですから、その砂を本当にきれいに清掃していただいたり、また、通学路のおりていく階段も、地域の主婦の皆さん方が、地域の人たちがあそこを掃除していただいたり、それから、子どもたちのために少しでも環境をよくしようと花を植えていただいたり、そういうまさに本町の心のシンボリックな愛のかけ橋であります。その中で、今までこうしてやってきたものが、プレートも、一時は銅板でつくったのですが、もう字も読み取ることができません。そんなことも含めて、全部やり直した経過がありますが、ただ、古くなっても、その歴史と思い出がそこに詰まるということもまた大事だと思います。今御質問にありますように、何でも新しくすればいいというものではないということも十分心得ているつもりでありますから、でもそれを個人的な判断をするわけにはいきませんので、町民の皆さん方にも、そしてまた、まちを離れた方々にも、その事業をどうしていくのか、また、これからまたどのようなことが希望としてあるのかなど含めて、またしっかりと御意見、またリクエストをいただきながら、しっかりとまた本別の大事な財産、シンボルとして、これからも輝けるような、

そういう愛のかけ橋にしていくためにも、いろいろな今いただいたアイデアも含めて、しっかり協議しながら、実行できるように、少しでも努力していきたいなというふうに思います。何としても、私ども、これは本当に待望の愛のかけ橋ができた、そのときの思い入れもしっかりと思い起こしながら、これからの事業についても努めていきたいなと思っています。

ただ、中には、一つ一つ返事するわけにはいきませんが、ライトアップは、私ども何回か、実は検討したのです。青一色にならないとか、例えばピンク一色にならないとか。ならないです、残念ながら。両側につけて、センサーで照らすのと、個別で照らすのと、それがセットになっているものですから、それをやるとしたら、また新しくシステムをたくさんつけなければならないということでもありますから、そういう部分では、費用対効果と先ほど言いましたけれども、その効果もありまして、なかなかそこまでいかないと。そういうことを含めて、今の、より映りのいい、虹色に輝く愛のライトアップ事業を今まで続けてきたというところではありますが、ただ、先ほど申し上げましたように、これも時代とともに、いろいろな要望だとかアイデアとか含めて、そういうのがあつたわけですから、それらもあわせながら、もちろん大事な財源も、今御提案ありましたけれども、どういう方法で財源を捻出するか含めて、一つのまちの大事なシンボルの事業として、これからまた十分に検討させていただく、その場もつくりながら対処していきたいなというふうに思っています。

意見の募集はもちろんですが、インターネットを活用した、また、内外からのいろいろなアイデアの募集等含めて、これからも提案をいただいたことについてしっかり取り組んでいくということを再度申し上げて、答弁とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、町長から、町民、また、まちを離れた方々、こうした方々から意見というか、そういったものをしっかり確認していきたいよというような趣旨の御答弁がなされました。

私、確認したところ、保存番号が0番から1103番までございました。途中、どういうわけか欠番もあるのです。その欠番がある理由というのがちょっとわからないので、もし把握されているのであればお知らせいただきたいというところと、事実の確認です。

その上で、この中に、当然、町外の方もいらっしゃるというところも確認できております。こういった方々の連絡先とか、そういったところというのは個人情報として管理されているのか。されているのであれば、当然、こういった方々に改めて御連絡を差し上げるということも可能だと思いますので、その辺の事実というものについて確認をさせていただきたい。

また、現在、5月からワーキンググループが結成されていくというところござい

ます。これを、私が先ほど来申し上げた提案と、そういったものをくんでいただいて、さらに磨き上げをしていく、いわゆるワーキンググループ内だけにとどまらず、さまざまな意見を聴取できるような、そういう体制に磨き上げをしていくというようなどころのお考えを持っていただけるのかどうかというところをお伺いいたします。

また、財源についてでございます。私、述べておりますとおり、やはりふるさと納税の事務手続によって信頼を失ってしまった、これはもう起きてしまったことです。先だつての町長からの行政報告でもございましたが、どうしても御理解いただけない方々に対して、26名に28万円、御返金もしたというところでございます。このままでいけば、この26名の方々の心、思いというものは、二度と本別町を向いてくれることというのではないものと推測するところではありますが、ここはやはり失ってしまった26人の28万円、これを超えるだけの取り組みをしていこう、そうした強い気持ちを持って、このふるさと納税で、共感を得られるように、目的をストーリーづけて、例えばこれ、SNSとかで広告を打ったりしてもいいと思います。そうした地方公共団体がございます。6月から指定から外れてしまった、例えばですけれども、関西のほうの泉佐野町とか、頻繁にSNS上に広告が表示されたりもしておりました。かなりの金額、やはり集められていると思います。当然、やり方について、いろいろな御批判とか御指摘というものもあつたように聞き及んでおりますが、やはりそういったものを恐れている、何の新しい取り組みというものに至らない。

僕が繰り返し申し上げるのは、犯してしまった過ちというものを取り返すには、やはり新しい取り組みをもって挽回していく、こうしたことが必要でありますし、例えばライトを単色、一色で点灯させることが難しい、それをやるには新しいシステムが必要だ、そういうことは私も把握しております。ただ、これは新しいシステムさえ入れれば可能でございますから、先ほども述べました東京タワーとかは色の選択などもできますし、そうしたことが、新しいシステムさえ入れればできますので、そのシステムを入れるためのお金をふるさと納税で募る。何のために募っているのかということも明確にして、本別を新しくしていきたいのだという意気込みを見られる方々が感じ取っていただければ、そこで共感が生まれて、ぜひ本別町を応援しようというふうにつながっていくのだと思います。

以上、3点について、事実と所信を改めてお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 一番先のプレートの住所のほうは担当のほうから説明させていただきますけれども、ワーキンググループをつくったのは、ワーキンググループだけでやるということではありませんから、ワーキンググループで、どういう方式でどうしていくかということや内部で立ち上げて、要するにきっかけ、発信のもとをつくるということやありますから、その中で、今、梅村議員からいろいろ御質問、またアイデアを出されたようなことも含めて、広くそれは意見を公募しながらということを含

めて、どのような方法でやっていくかというのは、このワーキンググループの中で発信して、広げていくと、こういうことでありますので、それは御質問のように、ワーキンググループだけにとどまらず、広くということは、まさにそのためにつくったワーキンググループでありますから、しっかり対応していただくということでお答えをしたいと思っております。

3問目のふるさと納税の関係ですが、ふるさと納税、本当にどこでも苦慮しているところでもありますけれども、ふるさと納税というものは、今、御質問もありますけれども、特に目的をはっきりして、全国にこれだけの発信をできれば、そこに共感していただくということは、たくさん事例がありますし、例えば今、JR問題で大変なときに、ほとんど余り注目されていなかったような線区も、クラウドファンディングで映像を出した途端に、一気に3億円近くも集まったなどということも間近な事例であるわけではありますが、そこまでいかないかもしれませんが、やっぱりそのまちの特徴、そして、何よりもやっぱり思いを込めて発信をしていくということが大事なことでと思います。

私どものまちは、ふるさと納税、返礼品のある前から、これは平和のまち、空襲に遭った悲惨なまちから人々が立ち上がった、町民のたくましい歴史を含めて、平和と、また、福祉だとか農業含めて、四つの柱を立てて、個性あるふるさと基金というのをつくって、本当に先がけて募集してきて、かなりまた成果も上げてきたところでありますが、返礼品に少し埋もれてしまった感じもあるのですが、私ども、遅ればせながら、この返礼品含めたふるさと納税に参加をさせていただきましたので、その思いを含めて、本当に目的をはっきりとしながら、そこに注目をいただいて、また、そこにふるさと納税が集中していただけるような、そのようなアイデアも含めて取り組んでいきたいなと思っております。

今、やはりいろいろな事業で、そういう新たな事業を起こすとなると、やっぱりその財源というのはふるさと納税の、全国からのそれぞれそのまちを思う人たちが寄せてくれる思いというのが一番の力になるというふうに思っておりますので、そのことも含めて、しっかりと活用させていただきながら、そして寄せていただけるような取り組みをしていきたいというふうに思います。

1点目は担当のほうから答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから、プレートの関係につきまして答弁をさせていただきます。

プレートが始まりましたのは平成元年8月1日からと記憶しておりますが、募集を開始いたしまして、その際、今、プレートにいろいろな絵ですとか文字とかありますけれども、その原寸大で絵なり文字を書いていただいて、それを原稿として、申込者の方のお名前ですとか住所とかをそれに書いていただいて提出をしていただいております。

ます。今、自分が出した時のことを思い出しながらお話をしているのですけれども、ですから、その原版というか原本というのは保存してございますので、そこでその方の住所等、当時の住所ですけれども、確認できるようになってございます。

欠番の関係なのですけれども、そういった形で、一応事前に申し込みをしていただいているのですけれども、中には、当時、図案を提出していただけなかった方がいらっしやいまして、多分そこが欠番になっているのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 町長から、いわゆるJR線の廃線の事例なんかも示していただきまして、億単位のお金を集められたよと、そこまでいかないかというような御謙遜もありましたけれども、僕は本当に愛の力、悔るなかれ、このように考えております。

僕もこの質問をとり行わせていただいて、少し安心しましたというか、うれしく思えたのは、やはり町長も長くお務めになられていて、もしかして愛が冷めてしまったのかなと思っていたのですけれども、そんなことはない、やはりますます本別に対する深い愛というものをもちだということが確認されました。

そこで、先ほど御答弁いただいた中で、ワーキンググループ、別にその中だけでやっていくことではないよということでございます。ちょっとこれ、私の記録ではなくて記憶の中なので、間違いがあったら大変申しわけないのですが、予算審査委員会において、ふるさと納税について、職員だけではなくて、町民にもそういった意見を募っていくお考えはあるかというような質疑に立たせていただいたところ、総務課長から、その考えはないというような御答弁をいただいたというふうに記憶しているのです。まだちょっと議事録の提出が事務局からないので、確認がとれずに、記憶をたどっての質問なのですが、そういったところから、このワーキンググループだけで、主にワーキンググループが進めていくのかなと思ったところなのですけれども、これを、例えば一時的に町民にうかがいを立てるとかというようなものではなくて、やはり町民にも本当に広く呼びかけていく、こういうようなところを持っていかなければ、私が先ほど来述べているような取り組みというものになかなか移行していかないというふうに考えるところでございます。この辺のワーキンググループのお考えについて、改めてお伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ワーキンググループは、もちろん庁内のワーキンググループもありますし、また、全町的な中のワーキンググループ、いろいろあるのですが、その目的、課題によっては、そのワーキングの設置の仕方というのが変わってくるのです。

今御質問の部分については、職員だけでとてもやれるものでありませんし、それだったら最初から、黙っていたって意見が出てくるはずですから、そうでなくて、職員の

中で、どのような方法で、どうやって発信して、そういうアイデアとか意見だとか、そういうものを含めて多く注目いただけるような発信をする方法を考えられるか、そのことについてどのような仕組みでどうしていくのかということ、ワーキングのほうでまず固めていただいて、それから広げていくということですから、まさに今、梅村議員の御質問のように、そこから広く意見だとかアイデア募集ができるような、そういうことが事業として実施するために、そこが必要になっていくということを含めて、広く意見、また、全国に募集できる、そのことを考え出すというのか発信できる、そのためのワーキンググループでありますから、この部分については、ほかのそれぞれのワーキンググループとちょっと趣旨が違うということで、広く頑張るためのワーキンググループ、その土台となるところが今回のワーキンググループですから、そのように受けとめていただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまワーキンググループについてのお考えというものを御答弁いただきました。

改めて具体的にお答えを求めるものでございますが、そのワーキンググループで土台をつくっていくというところでございますけれども、こうしたものの移行に速やかに移していくに当たって、当然、十分に検討していく、広く聞いていくということは御答弁いただいたところでございますが、具体的に時系列で、いつぐらいまでにはこういうような形で投げかけをしていって、いつぐらいまでには新しい取り組みに移行できるような、行動に移していきたいとかというような、具体的なものが描けるようなスケジュールといたしますか、そういったプランについてお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ワーキンググループの中で、きょうの議論も含めてしっかりとワーキンググループにその旨を伝える、その中で、今御質問あるように、どのようなスケジュールで、時系列できちっとこれが事業化として、また、全国に発信ができる環境、体制をつくるのかということ、そのワーキンググループの中でしっかり議論、計画してもらい、こういうことにしていきますので、それはワーキンググループにこれからしっかりとつくっていくということはお約束できると思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 愛の力があれば本別町はまだまだやれることがたくさんある、このように考えまして、1問目を終わらせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2問目、消えた本別町ホームページ、運営体制を再検討。

質問要旨、6月1日から6月5日の間、本別町公式ホームページが全く閲覧できず、6月5日の復旧後も、6月9日までは表示、検索することも困難な状況にあったため、再発防止と、ホームページのさらなる利便性を高める必要がある。現在までの対応と今後の方針について、事実と所信をたず。

1、インターネット情報社会の昨今、老若を問わず、ネット利用する町民も多い。地方公共団体のホームページの役割として、新聞や地元広報誌などの媒体と並行し、最も正確である、自前、独自の宣伝、情報提供、そして行政サービス媒体としての重要性がある。

本町においても、町内外はもとより、海外までを閲覧対象としており、観光、移住、イベント、行事、災害、防災や各種申請書類の発行、ふるさと納税の手続までと、まちのありとあらゆる情報が詰まっている。

これらが1週間以上にわたり利用不可、あるいは非常に不便な状況に陥り、本件による本町の機会損失、本来、きちんと運営されていれば利用されていたであろう、あったであろう、そういったものの利益、そういったものの損失ははかり知れない。

イ、本件事故発生の経緯、原因を究明し、再発防止のために万全の体制を構築すること。

ロ、機会損失を回復すべく、事後対策を徹底すること。

機会損失の検証に伴い、ホームページの利活用実態を把握し、具体的改善を行うこと。

2、本別町ホームページ内、リンクとして貼られている町立病院ページについても随時改訂、更新も積極的に行い、病院改革の一助とすべきである。こちら、お見受けするところに、余り動いているような様子が見えない、そういったところからでございます。

以上、事実と所信をただし、答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の2問目の、消えた本別町ホームページ、運営体制を再検討の質問の答弁をさせていただきますが、まず、高度情報化社会と言われる現代でありますから、インターネットを介在して発信、あるいはまた取得できる情報の種類は相当多岐にわたりますとともに、発信者及び受信者双方にとって、インターネットの利用の環境はますます有効かつ重要な通信手段となっているものと考えているところであります。

このたびの本別町の公式ホームページが閲覧できなくなった経緯について申し上げ

ますが、6月1日、土曜日の午後4時40分ごろに、ホームページが閲覧できないと一般の方からの情報を受けまして、すぐに担当職員が出勤をして、それらの事実を確認したところであります。

この原因の調査を行いますとともに、システムの保守委託業者へも調査を依頼したところであります。

調査の結果、機器類、システムに異常がなく、本町の公式ホームページのドメインが削除されていることが原因と判明したところであります。

このドメインとは、インターネット上に存在するコンピュータやネットワークを識別するための名前でありまして、簡単に申し上げますと、インターネット上の存在位置を示す住所のようなものであります。このドメインについては、通常、取得や管理について、代行業者が存在し、ドメインの末日が.jpのものは、日本国内におきましては株式会社日本レジストリサービスによって管理、運用がなされているところであります。

本別町のドメインの代行管理はNTTコミュニケーションズ株式会社が担当していただいております。ドメインの復元を行うべく、連絡を試みましたが、土曜日及び日曜日と営業日の休日が重なったために、連絡不通のために対処が不可能でありました。

6月3日であります。月曜日になって、NTTコミュニケーションズの営業開始から電話の連絡によりましてドメインの復元を伝えましたが、担当者が不在とのことで、折り返しの電話を依頼いたしました。連絡がつかないところあります。

次の6月4日、火曜日ですが、再度、電話連絡をいたしました。担当者不在ということでありましたが、ことが急を要するので、連絡が来るまで待つと伝えたところ、同時に株式会社日本レジストリサービスにも状況を伝え、最初にドメインを取得した事業者から申請があれば即時復元可能との回答は得ていたところあります。同日に、午後7時ごろ、相手方より電話がありまして、担当者レベルではドメイン復元は可能と判断しているところあります。社内的にはすぐには結論が出せないとの回答でありました。

6月5日、次の日になりまして、午前10時、相手方に進捗状況の確認をすべく、電話連絡をしたところ、ドメインの復旧は可能、しかし、復旧時期が未定との回答でありまして、明確な時期を午前中に伝えてほしいと要請したところあります。同日、6月5日、午後、連絡が来ないので、再度電話連絡しましたところ、ドメイン復旧に最短で8営業日かかる、6月17日までとのことでありまして、再三、事情も説明して、期間短縮の対応を依頼したところでもあります。同日、6月5日、午後2時50分、NTTコミュニケーションズにより、ドメイン復元完了と電話がありまして、町ホームページ閲覧が可能と確認して、復元となったところあります。

この月曜日以降、ドメインの復旧のためにNTTコミュニケーションズ株式会社や

株式会社日本レジストリサービスにも連絡しながら対応してまいりましたが、相手方の担当の不在や、相手方組織の社内手続の都合などもありまして、最終的には6月5日の午後2時50分に全ての機能の回復を確認して、復元となったところであります。

これが経過であります。

本別町の公式ホームページの利用者の皆様には、休日、土、日含めて、平日3日間、この1日から5日までの間、5日間、御心配と御迷惑をおかけすることになりました。この場をかりて、また重ねておわびを申し上げるところでもあります。

今回の通信障害、ドメイン喪失の原因であります。緊急時の予備回線として持っておりましたNTTコミュニケーションズ株式会社が運営いたしますOCNの回線について、経費節減を図るため、解約手続をしたところであります。しかしながら、本町のドメインの使用権がこの回線使用料に含まれていたために、結果として町のドメインの喪失となり、今回の通信障害を発生させたということが原因でありました。

再発防止のための今後の方策であります。現在のネットワーク通信システムは複雑化、煩雑化、LGWANや新クライアントシステム、セキュリティアクラウドなど、まさに複雑化、煩雑化している中で、結果として発生した人為的なミスでありましたことから、システムを構築するものの変更や更新などを行う場合につきましては、複数業者及び複数の職員から意見を伺いながら、事前に試験運用やバックアップ体制を拡充するなどして、今まで以上に慎重に対応することとし、再発防止に努めてまいりたいと思います。

機会の損失回復をすべく、事後対策の徹底及び機会損失の検証を行い、ホームページの利活用実態を把握して、具体的な改善を行いますことの件についてであります。まずは機会損失の検証でありますけれども、閲覧が不可能となった6月1日以前は、直近では1日当たり320件程度のアクセスでありました。復旧した翌日の6月6日が375件のアクセス、6月10日の週に変わしまして、毎日400件を超えるアクセスとなっております。アクセス数に関しましては、以前の数まで復元されている状況にあります。機会の損失に対する回復措置、あるいは具体的な改善につきましては、ホームページ上の閲覧していただくといった受け身の姿勢ではあるものの、公式ホームページの役割は、町内外のサイトに訪問される方々に対し、町のお知らせや情報などを正確に、また、確実、迅速にお伝えすることでありまして、まちの魅力を伝える重要なツールでもありますから、その役割、使命を再認識して、今後とも有効活用を図るよう、そして安定運用に努めてまいりたいというふうに思います。

次の2点目の、現在の病院のホームページの運営体制の再検討の御質問であります。現在、病院のホームページにつきましては、病院の取り組みについてのPRや、外来の診療体制の周知を図るために、平成20年度に、院内の職員で構成されておりますネットワーク委員会で作成をして公開してきたものであります。医師や部局の紹介、また、研修会の記録など、掲載をしております。現在は、主に病院からのお知

らせや、外来の診療日程変更の更新を行っておりまして、ホームページを見て外来の診療日程を確認される方も一定程度おられると理解しております。

また、一方で、内容が固定化されておりまして、御質問のとおり、更新頻度が少ないことにつきましても、私どももこれは承知をしているところであります。議員の、随時改訂、積極的な更新という、また、病院改革の一助とすべきとの御意見ですが、ホームページを活用して、現在の病院の現状や取り組み状況のPRは大変重要と考えております。

また、収支改善のために、基盤づくりとして人材の確保も重要でありまして、今後、退職が見込まれる職員の確保や採用活動も積極的に進めていかなければならないと考えております。

現在、求職される方は、応募先の情報収集にインターネットを活用することが多くて、そこで働く職場の魅力を十分に伝えられていなければ、応募にはなかなかつながらないというのが実態でもあります。応募してみたいくなる、また、働いてみたいくなるような職場であることをしっかり伝えられるホームページをつくっていかなければならないというふうに考えております。そのために、今後、ネットワーク委員会を活性化させ、ホームページのリニューアルに取り組んでいくとともに、必要があれば専門業者に委託など含めて、アドバイスをいただきながら、これに対応していきたいというふうに思っています。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただきまして、その原因の部分でございますが、ドメインが削除されているというような御答弁でございました。この表現からとすると、あたかも不可抗力としてというようにも受け取れるところでありますが、先ほど経費節減のためというところでの御答弁もございましたし、人為的なミスだということでありました。こちらについて、もう少し御丁寧な答弁を求めるところでございます。わかりやすくといいますか、どういう経費節減をねらって、どういう人為的ミスだったのかということについて、改めてお伺いをいたします。

また、6月3日、いわゆる平日となつてからの保守管理について、担当者が不在だとかというようなところの答弁が続いたというようなところがうかがえましたが、これ、お伺いしている中でですけれども、保守管理、土、日、祝日が連絡つきにくい、対応、対策がとってもらえないということは理解できますけれども、ちょっと余りにも担当者がいないよというところが数日続くというのはいかがなのかなと思うところでもあります。

そこで、この保守管理の委託先といいますか、現在の保守管理のところ、これは再発防止のために改善、改革されていくというような御意向だとはくんでおりますけれども、これまでのところとして、余りにもちょっと保守管理先としては不適であった

のではないかなというふうに伺うところでございます。こちらの事実と御認識について、改めてお伺いをいたします。

また、アクセス数等の御答弁もいただきました。ここで町として、いわゆる機会損失、本来、これが正常に機能していたら、例えば観光客がもっと来たであろうとか、ふるさと納税の申し込みがあっただろうとか、そういったところを過去の実績から分析をして、失われたであろうというものを算出して、それを取り返すべく、取り組みというものが必要になってくると。先ほどのふるさと納税で失った信頼をふるさと納税で取り返すというところと同じですから、ホームページで失った信頼ですから、ホームページの拡充、そういったものをもって回復していく、そういった取り組みが必要だというふうに考えるところであります。

また、2番目の病院のページについてです。これは本別町のホームページのリンクとして貼られておりますから、こちらを閲覧していくことがありますが、こちらもお認めのとおりといいますか、余り活発な機能がなされていないという御認識はされているというような御答弁でございました。これもかねて私、テーマとして取り上げて質問させていただきましたけれども、病院の運営改革というものが急務でございますので、このホームページというものも、外部に委託するというようなことも考えられて、また、現在、既に外部に委託されて、本別町の応援サイトというものもございまして、そちらの中では、この病院も取り上げられております。視覚に訴えるもの、目に映っての印象というものでいえば、この本別町の病院のホームページと応援サイトのものでは、やはり格段の開きもありますし、そうした横のつながりといいますか、そういったものの相互にリンク、つながりあうというようなことも考えられたりとか、されていく必要ということがあるところと考えるところであります。改めて事実と御認識について御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁ですけれども、経費節減のためということですが、先ほど言いましたように、本線があって、本別町は今まで、NTTさんの光をやっていたのです。それをOCTVの回線に変わったということもありまして、担当が変わることによって、これは言いわけにしかならないかもしれませんが、それで予備配線は、担当の判断としては、予備配線は少しでも経費節減のために、これを全部廃止しようということだったのですが、そこに残念ながらうちの配線が入っていたということなのです、ドメインが。そういうことで、言うなれば、通常、NTTさん含めて、名前を言うとあれですけども、そんなことは普通はないのだろうというふうに思うのです。そのことが起き得たということは、非常にやっぱり私どもの引き継ぎも含めて、職員であっても連携というものが、先ほど申し上げましたように、そういうことをやる時に、複数の事業者や、また複数の職員で、以前に担当していた人も含めて、しっかりと連携していかないと、物事が複雑なだけに、やっぱり1人の担

当だけではなかなか判断ができないという結果が露呈してしまったのだなというふうに思っていますから、そのことについては、もう少し担当のほうから経過も含めて答弁をさせていただきますが、また、その委託先であります、今も申し上げましたけれども、土、日ということもありましたけれども、こういう状況というのはなかなか理解はできなかったのかなというふうに思います。そういうことを含めて、そのやりとりは、先ほど申し上げましたけれども、それら含めては、本当に私どものミスで、通常、このようなことはきっとあり得ないだろうと思うことが起き得たということについては、非常に逆に申しわけないなどの気持ちであります。

その中で、最初に申し上げましたけれども、本来であれば、社内の手続や含めて、8営業日はまだかかりますよということだったのですけれども、こういう緊急だということを再度説明させていただいたところ、それで急遽対応していただいて、期間の短縮を依頼したところ、その日に、午後2時50分にNTTコミュニケーションズによりましてドメインの復元を完了したよということで連絡がありまして、町のホームページが復活したということでもありますから、そういうような内容についてであります。もう少し担当のほうから説明させていただきます。

病院のホームページの関係ですが、今、御質問にありましたとおり、病院の中もなかなか、職員の中で適切なのか、本当に多く見ていただけるようなホームページがなかなかつくれていないというのも実態でありましたから、まさに御質問ありましたように、本別町応援サイト、ここの知識も含めて、いろいろまた御指導いただきながら、また、ものによっては、そこにまた委託をお願いしたり、本当に充実した、まさに病院をしっかり紹介できる、また、先ほど言いましたけれども、この病院のこういう内容だったら行ってみたい、ここで働いてみたいというような、そういう思いになっていただけるような、魅力あるホームページのあり方について、十分に努めていきたいなというふうに思います。

以上、私のほうから申し上げて、あとは担当のほうで説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私のほうから若干補足させていただきたいと思います。

まず1点目の、回線の解約という部分でございますけれども、本当にこれ、梅村議員おっしゃられたように、単純な人為的ミスといいますか、一般的には回線使用料というのを月額でお支払いしていたわけなのですけれども、そういったところにドメインの更新料、そういったものが含まれていたところを、全くそこが見過ごされてしまっていたということございまして、これは本当に単純、申しわけないミスだということの内容というふうになってございます。

それから、2点目の保守の関係でございますけれども、それぞれ土曜日に発覚いたしました、土曜日、日曜日、私どもがお願いしておりますシステム機器、あるいはホー

ホームページの保守の業者については、それぞれ対応していただいています。実際、機器の点検ですとか、ホームページが見られないというようなところについては、それぞれ土、日にかかわらず対応していただいています。そこで実際、保守業者のほうで、どうもこれは原因がドメインではないかというような助言をいただいた中で、そういった探っていた中で、今回、原因がわかったということをごさいますて、やはり時間がかかったのが、決して相手がどうこうということではなくて、NTTさんもやはり大きな会社でありまして、やはり土、日にそういった窓口営業がされていない、それから、担当とお話するときにも、やはりよく大きなところでありますように、ほかの方と、オペレーターの方とお話しながら、そして相手からの返答を待つというような形だったものですから、ただ、その中にあっても、本来であれば回復措置で8営業日かかるというようなところでいけば、6月17日になるのかなというような見込みのところは、先方さんもそういった本別町の公式ホームページというような重要性を多分鑑みていただいた中での早急な回復措置をしていただいたのかなというふうに今考えているところであります。

また、3点目にごさいますて、ホームページで失った信頼回復、どういう方法があるのだというようなことをごさいます。実はそれも担当のほうでも、内部でもちょっと検討したのですが、具体の何をすれば今回のそういった損失についてお返しすることができるか、実はまだ結論といえますか、至っていないというのが状況であります。私どもが今回、そういったミスをした部分については、やはり今後、運営していくに当たっては、やはりしっかり信頼、安定運用だとか、そして内容について、利用されている方のそういった期待を裏切らないというようなところをやはり充実させていくことが重要だというふうに考えております。

したがいまして、ちょっと個別具体のどうということではなくてという状況ではごさいますけれども、今の段階にありましては、二度とそういった単純ミスを起こさない、また、ホームページのそういった利用、利便性に鑑みて、しっかり運用していくということをこれからも継続してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまお伺いしている中で、原因の一つの中で、先ほど御答弁の中で、経費節減のためというところで、そういった行為に及んでしまったというところだと。その職員さんの、いわゆるそういった姿勢というもの、経費を削減しようと、あるシステムにのっとして、決まりきった作業だけをするわけではないというような姿勢については、そこについてはやはり評価してあげるべきだと、私はこのように考えるところであります。これは公務員の基本的なものとして、通念として、前例や先例にのっとして、大過なく、過ちを犯さないように、決まりきったことだけをやっていくというようなものを常とされている方が多い中で、少なくないなというふ

うに感じる中で、やはりそういう経費削減をしよう、節減をしようとしたというようなどころ、例えばこういったところも結果だけをもって厳しい叱責というものをしてしまえば、やはり新しい取り組みをしてみようとか、そういう芽を摘んでしまうことになる。だから、やっぱり評価するべきところは評価する。

お伺いしているのに、今回の原因というのは、担当者がかわれて、そういった引き継ぎとかがきちとなされていない。当然、インターネットの世界といいますか、ボタン一つ、誤ってぽちっと押してしまっただけでとんでもないことが起きてしまうということもありますので、そういったところの共通認識が図れていなかったのではないかなんとかがい知るところでありますので、当然、事後の対策としては、そういったところ、徹底していくよというような御答弁もございましたので、改めてそういった認識を強く持っていただくということと、ホームページの重要性というものの、今の社会においてはとても重要なものであると。当然、サイトの中、ホームページの中にも、翻訳されるというものがあるから、当然、それは海外の方まで見られる時代だというようなどころも見込んで、そういった翻訳システムというものも入れていると思っております。ですから、そういった意味で、本当にこの運営を誤ると、本別町の大きな発展の、それこそ芽を摘んでしまう可能性、蓋然性というものが生まれるという御認識を強くやっぱり持っていただく必要があるというふうに考えるところでございます。

また、失われた機会損失についてなのですけれども、私が考えるところに、当然、これは具体的に何件のふるさと納税を失ってしまったとか、何人の観光客がこのサイトを見られないことによって本町におこしただけなかったというものが明らかになるものではないです。ただ、その分析や解析というものがきちんとできていれば、どのぐらい、何月から何月ぐらいはどのぐらいの方がどういったところからアクセスをしてきて、このホームページに入ってきてとかというものもできると思いますので、こういう分析や解析をしっかりしていくと。本別町のホームページの体制、これについても、この分析や解析がしっかりできていれば、見込みとしてですけれども、どのぐらいの機会損失があったのかということは見込めるはずで。この分析、解析というものが余りできていない、よくわからないのだということであれば、それは厳しい言葉かもしれませんが、ただ単に更新をしているだけということになりますので、やはりそうしたことをないようにはしていただきたい、していく必要があるというふうに考えるところでございます。

例えばでございます。小さなところでありますけれども、何か行事とかイベントなどの更新も、一気に、例えば6月23日であれば23日、10件も20件も一気にお知らせというところに更新されてしまったりとか、本当にそれを何で分散させていかないのかなんというふうに考えたりとか、何か理由があって、一気に、月に何回かに分けてどんどんという形で配信をされているのか、そういうお考えがあるなら別なので

すけれども、やっぱりそういうのもこまめにやっていくとか、サイトの中にも、本日のイベントだか本日の行事というような部分もありますけれども、そことお知らせの部分リンクしていなかったり、同報無線で流れてくる本日の行事とかイベントというものと本別町のホームページで表示されるものが異なっていたりとかということもあります。こちらは私、四六時中監視しているわけではありませんので、見逃していたら大変失礼なのですけれども、例えば直近のものであれば、大きなものとするれば、40度近い猛暑の期間がありました。これは同報無線では繰り返し繰り返し注意喚起というものがなされておりましたけれども、本別町のホームページにおいてそれがなされていなかったのではないかというような認識を持っているところでもあります。それが今、クマの出没が疑われているよというところであれば、緊急といったところで貼りつけがされたり、どうもやっぱり統一性がないというか、そういったところ、横の情報といいますか、先ほどの病院の例にもなりますけれども、応援サイトのほうと病院のホームページのほうとの横のつながりというものをしっかり持つというものと一緒で、本別町の公式ページの中でリンク先とかの情報もきちんと集約をしていくというようなところをもって拡充を図っていく必要があると、このように考えるところでございます。改めてそうしたところの所信をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ホームページは本当に今の時代では、これはもうなくてはならないし、大切なものだということは、それは共通認識は持っているのですけれども、職員もまさにそういうことも含めて思っていますから、実は本別のホームページ、なかなか更新しづらいよねという話から、本当にスマホからも見られるとか、御質問ありましたように、海外の人も見られるようになるわけですから、そういう面では順次改善をしながら充実をさせてきたということも事実であります。ただ、今、御質問ありますように、細かくやるという部分については、私もそのとおりだと思いますし、そういう情報がホームページにやっぱり極力掲載をされているというのが、やっぱり町の大事な広報だというふうに思っていますが、ただ、そういうものが全てそこでできるかということも、これもまた難しいことだなというふうに思うのです。

ですから、やっぱり本町の同報無線で実施するところもありますし、また、ホームページでは広く周知するところもありますし、それぞれの媒体、またPR含めての、また、情報の伝達の仕方もありますけれども、やっぱり本町の何ととっても大事なホームページですから、これは御質問のとおり、今までなかなか行き届かなかったところというのが非常に多くて、そのことも含めて改善をしてきたということではありますけれども、まだまだその部分については十分に、本別町のホームページが、わかりやすく言えば、いろいろな見ていただく人から、やっぱり充実しているホームページだね、いいねと言われるようなところまでまだいっていないということはまさにそのとおりだと思いますので、少しでもその域に達して、やっぱり本別町のホームページは

とさせていただけるような、そういうホームページにしていく必要があるなというふうに思っております。またこれからもいろいろな部分で、また専門事業者、業者含めて御指導いただきながら、努めていきたいなというふうに思っています。

また、それぞれのイベントなどを含めても、これが本当に、私も毎日見るのですが、そのときそのときに必ず入っているということも決してありませんけれども、それら含めて、可能な限りそういう直近の知りたい情報、その結果報告をするということは余りしなくてもいいですけれども、やっぱり事前、事前に、取り組みやまちの行事や動きなどをしっかり発信できるような、そういうホームページのあり方にして努力をさせていただきたいなと思っています。十分なところまでなかなか行き届かないかもしれませんが、思いも含めて、そういう方向で努力させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 職員の自主性とか、そういったものの芽を摘むことなく、かつ、そういった意味では挑戦的なホームページの運営、また、体制管理というものをさせていただくことを願いながら、2問目を終わらせていただき、3問目に入らせていただきます。

3問目、これはどういうことかという、本当に基本的なことをごさいます、役場に相談をしたが、その後、音沙汰がないよというような町民の声があり、そんなことがあってはだめ、絶対、というお話でございます。

道路の維持管理などで役場に相談や要望を行うも、その相談者や近隣住民などにその後の連絡がなく、どういった対応になるのかわからない、または対応が遅いという事実が散見される。現在までの対応と、今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

直近の一事例では、交差点において、街路樹の枝葉が伸び、視界を妨げ、危険である。事故が発生してからでは遅いので、対応をとった趣旨の電話連絡をし、電話応対した職員に氏名や居住地を伝え、現地確認の際は案内をするので、訪問時には玄関チャイムをとまで申し伝え、数日経過したが、音沙汰がない。

2、相談、要望事項のその後がわからないといった事例は多く、最低でも相談者に、相談、要望事項へ対応の可否を速やかに、また、対応可能であれば、影響を受けるであろう近隣住民などに、何を、いつごろ、どのように行うのか、また、注意事項などはあるのか、そういった要旨を周知すべきである。

3、町民の相談、要望に対し、迅速かつ丁寧な対応を心がけることはもとより、連絡、通知手段を役場ないしは課ごとで統一し、全課、全職員で共通認識を図る必要がある。この行政として最低限とも言えるべきことがなされて、初めて町民の信頼回復を得ることが可能となり、町民も本別の未来へ期待を寄せることにつながるのである。

以上、事実と所信をたずぬ。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の3問目の、役場に相談、その後、音沙汰なし、その後の対応の御質問であります。まず1点目の直近の事例による連絡不備と、2点目の速やかな周知をすべきとの質問でありますけれども、現在、住民に対して、取り組みの状況につきましては、住民からの要望や相談につきましては、車両センターと役場内との連絡を密にするために、毎朝、役場において、現場パトロールによります各道路の異常箇所や内容、それから、復旧箇所の完了日時、また、現場責任者、作業予定時間を入れました維持状況の確認表をつくりまして、この確認表により確認を進めながら、この事業に当たっているところであります。

また、役場に連絡のありました要望や相談につきましても、そのときすぐか、次の朝には、車両センターと維持作業に入れる日程や段取りの打ち合わせをしております、その内容を極力早く住民の皆さんに連絡を入れるように努めております。

以前にも御質問をいただいた件であります。それは通知表を含めて、その対応を全部しているところであります。もし今御質問のようなことが事実としてあるのなら、しっかり伝えていただいて、また、私どもが万が一そのような対応が不備であるということがありましたら、ぜひお知らせいただきながら、住民の皆さんに不便を来さないような対応をさせていただきますので、その旨をよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に、2点目でありますけれども、それぞれ1点目と2点目は今のようことあります。今後につきましても、住民の皆さんには生活に支障のないように、これは十分に注意して、より一層、住民周知に向けて連絡体制を図っていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。それぞれ担当のところ含めて、職員にも事実を確認させていただいておりますが、このような事実は誰も私どもの記憶の中では残っていないところでありますから、そういうことも含めて、今申し上げていただいたようなことは本当に細かく対応しているということを含めて、私どもは常にそのことに意を注いで頑張っているところでもありますから、そのようなことについてもぜひ御理解いただきながら、万が一に、先ほど申し上げましたように、そのようなことがありましたら、早くまた御連絡いただければなというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思っております。

次の3点目ではありますが、町民の皆さんからの相談、要望、これに対して、職員一人一人が迅速かつ丁寧な対応を心がけることは非常に大切なことでもありますから、御質問の、町民の皆様への連絡、また、通知手段の統一に関しましては、それぞれの課、部局における相談、要望は多岐にわたることもありますけれども、多様な対応が求められていることも事実であります。今後もそれぞれ部、課、部局におきまして共通認識を図りながら、町民の皆さんからの相談、要望を正しく記録をして、組織として情報共有を図りながら、適切な対応を進めてまいりたいというふうに思います。

以上申し上げまして、また、町民の皆さんに誠実かつ適正な対応に努めてまいりま

すことを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、直近の一事例の部分についてでございます。これはシステム上といいますか、我々、定められた締め切りによって通告書というもの、一般質問、こういうことをやるのですよという文書を提示します。その際に、私のところに事務局から連絡があって、事実の確認ということでありました。担当課に確認をすると、対応しているという回答ですよというのが一つ。あと、こちらの道路は道道だからというような回答が一つでございました。

私が申し上げたいのは、いわゆるここで相談者が言う街路樹の枝葉が伸びているもの、これを刈り払ってくれたかどうかという対応の部分を確認したいのではなくて、音沙汰、要は連絡がないのだよということなのです。対応していただいた職員の方は、その方の居住している住所地であるとかお名前なども確認をして、電話番号は聞かれていなかったからお伝えしなかったということではありますが、当然やっぱりそういったことを聞いてくれるということであれば、その職員の方の電話対応というものは何ら問題のないことだと思います。その後、車両センターに引き継ぐよという旨も、その町民の方に御説明あったようでございますが、その車両センターの方が来たのか来ていないのかがわからないということなのです。確かに道道だから町の管轄を離れていますよということであれば、その旨を通知すればいいのです。我々の管轄ではありませんよ、ではどうしたらいいのではないですかとか、もしくはそのお手伝いをしてあげるといったことがあったのかなかったのかということなのです。私も現地もお伺いしていますし、当然、こうした議場で御指摘申し上げることありますから、事実の確認というものを毎日行っておりますけれども、今の時点でそうした御連絡というものは、その御要望者、御相談者のもとにはないというところがあります。

そして、これもいわゆる公式な場ではございませんけれども、議員の中からも、これ、議場で取り上げることかというような私見が述べられました。当然、私も考えるところでもありますので、私も担当課に、そうしたことがある中で何度か担当課に赴いて、そうした声が町民から届いているよというところをお伝えして……。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、時間が来ていますので、手短かに質問してください。

○3番（梅村智秀） はい。そうした声を1件聞いて、こうして議場で取り上げているわけではございません。そうした声を多く耳にして、その都度といいますか、担当課に申し上げたところ、やはりそれらの改善の兆しというものはなかなか見られないと。私、これまでの質問の中でも、ポスティングというような言葉を使わせていただいて、例えばこういう工事をするのだよとかというものを、不在のお宅であればポストに入れて知らしめるというところが必要でありますよということを申し上げているのでございます。

ですから、これが、当然、課によって通知したい事項とかは変わると思いますので、

役場として共通の、この課の道路工事についてはこういう様式で……。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、改めて申し上げますけれども、時間が来ているので、手短かに質問してください。

○3番（梅村智秀） はい。というものを配布できるような書式を整えて、町民、住民の皆さんにそういった通知漏れがないようなサービスを提供していく、そうすることによって、何か気がついたうちに道路が直っていたな、要望事項が改善されたな、もしくは改善されるのかされないのかわからないということではなくて、やはりどういうふうになるのかという連絡をすることを徹底していく、こうした必要があるというふうに考えてございます。

こうした事実とこうした部分について、現在の体制とこれからのお考えについて、改めてお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問でありますけれども、ここで言った、言わないの議論をする必要はないと私は思いますけれども、先ほども申し上げましたように、住民の皆さんから、大事な要望だとか要請を受けた場合については、連絡をしないということは、私どもの確認の中では一切ありません。そのことについてはしっかり言っておきたいと思っています。でも、万が一、先ほど言いましたように、万が一そういうことが実際にあったら、ここでおっしゃっていただいても結構ですけれども、何も否定はしません。ただ、大事なことですから、早くそのことが、万が一そういうことがあったらお知らせもいただければと思いますので、それはお願いしたいなと思っています。

前にもポスティングの話もありました。そういうことを含めて、願いが来たことは、必ずどうするかこうするか、きょうやるか、また日にちを改めてやるかを含めて、それをちゃんと連絡するように努めていますから、そういうことでは、今はそういう連絡がないとか、言ったとか言わないとかという話は、私どもは全然承知しておりませんので、そういう関係にはなっておりませんということも申し上げて、そして、課統一といいますけれども、それぞれ課統一と言っても、ただどこを直してほしい、ここを直してほしいだけの問題ではありませんから、各課共通認識を持って、町民の皆さんと常にそういうやりとりが、また、俗に言うコミュニケーションがしっかりとれるように、そのことについては我々なりにするということは基本中の基本だというふうに思っておりますので、そのことについて申し上げておきたいと思っておりますので、ぜひ議員も、片方だけの話がありましたら、そういう町民の皆さんの願いがありましたら、必ず職員のほうにも確認をしていただいて、それからいろいろな判断もいただければ、御指導いただければと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） もう時間が来ていますから、これで終了です。席へお戻りください。

暫時休憩をいたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問、災害時における自主防災組織の必要性についてを質問させていただきます。

まず初めに、3月の定例会におきまして質問させていただきました、防災室の設置は急務という質問に、4月から住民課内に防災の担当が配置されました。非常に期待するところであり、本町の防災に対する意識の高さ、スピードを感じたところでございます。

自分たちのまちは自分たちで守るという地域住民の意思、連帯感が災害時の被害を少しでも軽減できるのではないかという観点から質問させていただきます。

それでは、質問事項、災害時における自主防災組織の必要性について。

本町においても防災計画やマニュアルが作成されておりますが、災害は自助、共助、公助という基本体制の中で、みずから安全を守るのだという意識を培っていくために、自主防災体制について、現状と構築すべき課題を伺います。

1番、各自治会において自主防災組織が結成させていると思いますが、町として、現状、どのような働きかけや支援を行っているのか。

また、2カ年計画で更新されます防災行政無線の配布時に、町民の防災に対する意識を高めていく考えはあるのかを伺います。

二つ目といたしまして、土砂災害警戒区域も本町には多数ございますが、町が率先して災害訓練を進めているのか、また、訓練を強化し、減災活動のリーダーとなり得る防災士や防災マスターなど、地域防災を担う人材育成を進めるべきと考えますが、町の考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の、災害時における自主防災組織の必要性についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の質問ですが、本別町における自主防災組織、本別町の地域防犯・防災計画に基づきましてとり進めておりますが、組織結成に向けては、平成18年度から本別町自治会連合会の役員会で、また研修会及び在宅福祉ネットワークの連絡協議会の総会におきまして説明をさせていただいているところでもあります。

また、各自治会の組織化に向けて個別に説明させていただいている経緯もございますが、自治会の判断により、組織化の必要性がないと判断している自治会もありまして、現在、町内20の自治会が設立をしている状況であります。

また、支援についての御質問であります。設立時には、要請があれば説明等にかがっておりますし、各自治会の自主防災組織の避難訓練、研修会にもおうかがいし、お手伝いをさせていただいているところでもあります。

また、防災・減災を図るためには、組織的な地域住民によります自主的な防災活動が極めて重要でありますので、その役割を果たすのが自主防災組織であります。

今後とも本別町自治会連合会役員会、また、研修会等で御意見を伺いながら、組織化を推進していきたいと考えております。

また、防災行政無線の個別受信機の配布につきましては、個別での配布を検討しております。配布の際には、防災についてパンフレット、また、チラシなどを一緒に配布するなどして、防災意識を高めていきたいと考えております。

2点目の質問ですが、土砂災害警戒区域の自治会における災害の訓練につきましては、自治会と連携を図りながら、避難訓練、また、防災研修会を行ってきているところであります。

今後におきましては、積極的に働きかけをとり進め、防災意識の高揚に努めていきたいと考えております。

また、防災士、防災マスター、これにつきましては、議員の御意見のとおり、地域にこうした方々がいらっしゃって、地域防災の担い手として活動いただくことが一番心強いこととも考えているところでもあります。

人材の育成につきましては、まずは防災研修会などを行いながら、町民の皆様の防災意識を高め、その中で地域防災力の向上に努力していただきながら、さらに地域防災マスターなどにつなげていければと考えております。

これらの対応について、御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから答弁いただきました。

①について、何点か再質問させていただきます。

自治会の役員会などで防災組織を結成されたということですが、20ぐらいという答弁だったと思うのですけれども、75自治会あると思うのですけれども、そのうちの20という数字です。人口が少ない地域とかでこの組織をつくるというのは大変厳しい現状にあるかなとは思っているのですけれども、100パーセントを目指して、何とか自治会、例えば少ない地域は三つか四つがかたまって、北地区防災組織とか、南地区防災組織とかにして、何かのときには力を合わせられる体制というものも必要ではないかと思えます。

訓練なのですけれども、今、たしか5カ年に1回、大きな訓練をされているとは思っているのですけれども、その辺も、最低でも年に1回ぐらいは大規模な訓練等が必要ではないかと考えているところがございます。

防災行政無線の配布時には、パンフレットやチラシ等、個別配布ということなので

すけれども、初年度は多分自治会長とか、消防団員とか、行政の職員さんとか、決まった人に配布になると思うのですけれども、そこで自治会のほうに配布したときには、次年度の希望をはかるときに、例えば研修会を行ったり、意識を高める勉強会をしたり、そういうことも行っていったらどうかと思います。

②についてですけれども、防災士や防災マスター、これ、国の資格ではないと思うのですけれども、本町にも何人かはいると思います。町のほうで、防災士、防災マスターというのは何人ほどいるというのはわかっているというか、把握しているというのはあるのでしょうか。

以上、再質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、先ほども答弁させていただきましたけれども、自主防災の自治会の組織をお願いをしながら、それぞれ設立いただいて、今、20の自治会ということですが、御質問のとおり、どちらかという少人数というのですか、自治会の会員の少ない地域というのは、そこまでは要らないだろうという判断のもとに、まだ設立していないところもありますが、広域でということもありますけれども、それらも含めて、まだこれはこれからまたちょっと自治会の皆さん方の御意見をいただきながら、機会があればそのような研修、また、訓練を通じた中で、お話をしていかなければならないかなと思っています。

先ほど御意見いただいていますように、まずは自助、共助、公助の大事なところですから、まず自分の身は自分で守るという、まずそこから始まりますから、そのもととなるのはやっぱり自治会の組織ですから、そういうことはよく御理解をさせていただきながら、これはよりこういう組織化に向けて、また御協力いただけるように、またお願いしていきたいなというふうに思っています。

また、5年に1回の大規模訓練ですが、これはやっぱり関係機関を多く含めて、十勝管内ではほとんど今までなかったのです。本別町だけなのです。私も認識なかったのですが、どこでもやっているものだと思っていたのですが、これだけの規模でやるというのは本別町で、実際、何自治体か、それを見学に来て、進めようというのも二、三自治体が出てきたということでありまして、そういう意味では先駆的に取り組んでいる本町の防災ですから、そういう意味では、これはしっかりまた続けさせていただいて、そのほか、単年度については、それぞれ自治会の防災訓練の研修会など含めて、単位別にありますから、それらも含めて、現実、今実施をしていますので、それらもまた箇所拡大なども含めて、ぜひ取り組んでいきたいなというふうに思っています。

また、防災士というのは、余り手続上、いろいろ表に余り出ないのですが、防災士は本町では7名の方がいるという、そういう情報であります。防災士7名。防災マスターは、いたのですけれども、今は登録されている方はゼロだということです。以前、私どもの防災の研修会も含めて、防災マスターの方に講演をいただいたという経過も

あるのですが、残念ながらお亡くなりになられたということも含めて、今、防災マスターのほうは、私どもの知る限りでは、今、残念ながらゼロと、こういうことであります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再答弁いただきました。

防災訓練に関して、本別は行ってきているという部分で、自治会は単年度で取り組んでいるという話ですけれども、二、三自治会、これを、私、去年、たしかブラックアウトの後に、公民館でやられた、ケアセンターが企画した防災クロスロードという体験をさせてもらいました。今、私がこうなったときはどうするとか、グループになって、いろいろな意見を言い合うという体験でしたけれども、ああいった、楽しいと言うとあれですけれども、そのときになったら自分はどう考えるのかなということをしごく思い知ったというか、貴重な体験をさせていただいた、ああいうような講演会とか研修会を、本当に各自治会でやれるようなことを推進していったらどうかと思っています。これが1点目です。

2点目の、防災マスターや防災士、防災士が7人いるとは、ちょっと驚いたというか、そんなにいるのかと思ったのですけれども、防災士は結構試験を受けたりするかなと思うのですが、防災マスターは、多分、北海道地域防災マスター制度ということで、全道各地で研修会を行って、その研修を受けたら認証を受けるというシステムだとは思っているのですけれども、そういったときに、その防災士、防災マスターの研修を受けるのに、例えば旅費がかかったりですとか、参加、登録費が8,500円とかかかると思うのですけれども、そういうことの町が補助、あるいは負担する考えがあるのかという2点を再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 防災士と防災マスターの資格を得るまでの手続と申しますか、それらは担当のほうから答弁させていただきますけれども、今、内部でも話をしているのですけれども、防災マスターで積極的にこういう防災、減災含めての研修会などに御出席いただいて、御指導いただいたという方がいたのですけれども、やっぱりそれは必要だよねという話から、今、議員の御質問のように、それについては、受験料だとか登録料も、そこら辺はちょっとわかりませんが、受験料は要るところもありますし、特に防災マスターなどはですね。それと、講習会場が、大きい札幌だとか岩見沢だとか釧路だとか、帯広も何年に1回かあるのですけれども、それらもあわせればいいのですけれども、例えばここでいくと、札幌までだとなかなか日程的に大変かもしれませんが、例えば釧路で開催するとなれば、釧路までの経費なども含めて、帯広もそうですけれども、そういうふうなことも少し町としても考えながら、防災マスターになっていただけるような、また、地域の防災に積極的に協力いただけるような、そ

ういう人材というか、そういう方々をぜひ支援をさせていただければなど、こういう話もしているものですから、それが現実にどうなるかは、これは担当も含めて、今、積極的にそういう機会をとりながら、そういう研修、また、講習も、そういう会場の情報提供だとか、それに必要な手続の情報提供などをさせていただきながら、1人でもそこに担い手として、また参加をいただくような部分については、要請をさせていただければと思います。

中身については担当のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの柏崎議員の質問にお答えしたいと思います。

防災士につきましては、2日間の講習を受けまして、その後、認定試験がございます。それに合格した後、救急救命講習を受けていただいて、その認定をいただいて、そこから認定登録といった形になるというふうになってございます。これにつきましては、受験料が3,000円、認定登録料が5,000円、教本代が3,500円といったような金額になってございます。先ほど町長のほうから助成のこともちょっとあったようですが、そのぐらいのお金がかかってしまうといったところでございます。

防災マスター、これに関しましては、認定研修会というのが全道各地でやっているところでございます。本年度は札幌、岩見沢、釧路、苫小牧、留萌、それから大空町で、開催予定をしているのが室蘭市、根室市、滝川市、標津町といったところで本年度は開催を予定しているようでございます。防災マスターにつきましては、参加料等々はかからないような要綱になってございます。これに関しましては、5時間程度の認定研修会を受けていただいて、認定という形になってございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 再度答弁いただきました。詳しい説明のほうをされました。防災士は2日間で試験を受けて合格、救急救命ということで、かなりハードルが高いかなとは思いますが、防災マスターは本当に研修を受けてということで、取りやすいかなというのはわかりました。

やはり町民の皆さん、防災マスター、防災士と、なかなか言葉にしないというか、そういうのがあるのだという、資格もそうですけれども、なかなかわかりづらいという声、先ほど町長から情報提供というお話もされたところでございます。それで、例えば毎年こういうところでこういう試験があるのですよというような情報提供を広報とかでうたって、それで防災マスターの人数をふやして、先ほど言ったように自治会単体でやっている自治会に1人、例えば防災マスターをつけて、そこで相談しながら毎年の計画を立てていくとか、より一層そういうふうに自治会と町民の方が一緒になって防災に対して意識を高めていくということが必要だと思われるのですけれども、再度、そこを質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） ただいまの柏崎議員の質問にお答えしたいと思います。

我々担当といたしましても、防災士ですとか防災マスターの方が地域にいらっしゃって、我々と一緒に地域防災をやっていただければ非常に心強いというところで感じてございます。町広報等々にも、こういうものがありますというのは出させていただいて、取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、6番大住議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしました2問について質問をいたします。

1問目、近年多発している自然災害の対策についてを質問いたします。

本題に入る前、冒頭でございますけれども、昨年9月6日未明におきました北海道胆振東部地震から9カ月が過ぎました。亡くなられた方々、被害を受けた方々に御冥福をお祈りし、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、平成28年8月の豪雨災害、また、昨年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震によるブラックアウト等の災害に対して、どのような対策を講じているのか、お伺いいたします。

近年の異常気象による災害が多発する中で、地方自治体においても、住民の方々の安全・安心を守るため、さまざまな対応をしております。

行政は、災害状況の把握、住民の方々への周知、避難所の確保と避難の勧告や指示など、多岐にわたっております。

これらのことを踏まえ、以下、2点についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、平時より災害に耐え得る施設の整備、これは当然、維持管理も含むことでございますが、必要と思います。本別町の公共の建物、学校、公民館等、ほかにもたくさんあると思いますが、その耐震はどのようになっていますか。また、町道や町管理河川などの公共施設の整備、維持管理でございますが、と、農林業にかかわる施設、農業用排水、林道等でございますが、その維持管理はどのように行っているのか、お伺いいたします。

2点目といたしまして、災害発生時における災害対策本部の設置の考え方、また、先ほどの柏崎議員とかぶる部分もありますけれども、自治会との関係はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の、近年多発している自然災害の対策についての質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目の質問ですが、本別町の公共の建物、学校、公民館などという耐震化の状況についての御質問ですが、耐震改修促進法に規定されました一定規模以上の学校、病院、社会福祉施設など、不特定多数が利用する建築物で、現在の耐震関係規定に適合しない建築物については、耐震の診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう求められております。

本町におきましては、この法律にしたがいまして、学校や公民館、体育館などは、昭和56年以前の耐震基準により建築された建物については、耐震診断及び耐震改修、これは全て終了しております。

町の河川などの公共施設の整備、維持管理はどのように行っているかにつきましては、災害を未然に防ぐためには日々の維持管理が重要と認識しております。

道路の管理につきましては、定期的なパトロールにより、側溝などの草刈りや土砂の撤去、マスの掃除を行いながら、道路横断箇所では、流木等により水量を遮られることのないように維持管理を行ってきております。

また、河川管理につきましては、土砂の埋塞状況を確認して、定期的に土砂の撤去を行い、また、河川の断面の確保に向けて事前の管理をしております。

今後もパトロールを強化し、特に台風前については災害対応の準備を行ってまいりますが、地域の方々からの情報提供の協力もいただきながら進めていきたいと思っております。

次に、農林業にかかわる施設の維持管理についてですが、農業用排水につきましては、春の融雪時や降雨時などを中心に、定期的に点検を行いますとともに、農業者からの要望や依頼に基づき、必要に応じて土砂上げや補修などを行っております。

また、町内15地区で多面的機能支払い交付金の事業実施地区につきましては、地域の方々を中心に、排水施設の点検、土砂上げ、また、軽微な補修などを取り組んでいただいております。

なお、改修が必要な箇所におきましては、国、道の補助事業を活用しながら、整備に努めているところであります。

林道の維持管理につきましても、農業排水と同様に、春の融雪時などに定期的な点検や、降雨、強風など、点検とあわせて、町有林の監視業務委託において日常的な点検を行う中で、必要に応じて補修や整備を図り、維持管理に努めているところであります。

また、2点目の、災害発生時における災害対策本部の設置の考え方の御質問であります。災害対策本部の設置基準につきましては、本別町の地域防災計画におきまして、災害対策の基本法23条の2第1項の規定に基づきまして、災害、事故が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、町民生活に重大な影響を及ぼす災害が発生し、または発生するおそれがある場合などに災害対策本部を設置しているところであります。

災害対策本部の設置の判断といたしましては、気象情報やダムの放流量などの情報収集、また、町内の巡回調査を踏まえて、災害対策本部の判断を行っているところがあります。特に土砂災害の警戒区域内に居住されている住民の方々には、早目に自主避難を呼びかけながら、警戒に努めてきております。

昨年発生いたしました大規模停電や、利別川流域の最大浸水想定区域の公表に伴いまして、また、これらは災害対策本部の設置基準も含めて、今、地域防災計画及び防災マニュアルの見直しも図っているところでもあります。

次に、自治会との関係についてですが、これまでも災害時には各自治会の協力を最大限いただいているところでもありますし、災害発生時や災害直後の防災・減災対策につきましては、自助、共助、公助がうまく重なり合わなければなりませんし、各自治会には、地域の安全確保のために自助、共助の協力を今後ともお願いしているところでもあります。

特に自治会の会長さん始め地域に住まわれている家庭の状況なども一番把握しているところでありまして、特に高齢家族だとか、また、ひとり暮らしの方々など含めて、また、身体に介護を要する方々の情報などもいち早く自治会の会長さん始め役員の皆さん方に情報提供いただいて、適切な避難、また、予防の対策に努めさせていただいています。これらの協力も今後さらに密にしながら、多発している自然災害の中で、安心して暮らせる地域社会ということで、最大限の御協力をいただきたいと思います。

以上申し上げて、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ただいま答弁をいただきました。

何点か再質問をさせていただきますが、当然、維持管理、これは当たり前のことであります。ただ、河川、川の関係だとか、本別町の耕地、農作地というのですか、そこを流れている排水だとか、これはつくったときから見ますと、もう50年も40年もたっているということになりますと、背後地、要するに山だとか、そういう後背地になっている部分があつて、降った雨の流れが相当変わってきている部分がございます。それらについては、排水をつくったとき、河川を改修してきたとき、直してきたときとは相当環境が変わっているということがございます。それは当然、行政の皆さんは把握しておりますし、関係省庁等とも連絡を取りあっていると思っておりますけれども、例えばでございますけれども、一昨年、平成28年8月の豪雨のときに、柏木川が大きく氾濫したということになります。今、治山工事等進めておりますけれども、それによって、整備することによって水の流れが速くなる、1カ所に集まるということも想定されますので、ふだんからの維持管理が必要でないかということがございますので、その辺はやっているとは思いますが、状況に合わせてやっているということだと思っておりますので、その辺の考え方も再度お伺いするものでございます。

それと、災害対策本部の関係でございますが、これは先ほど町長から、23条の云々ということでございます。これは法律で決まっていることでございます。

昨年のブラックアウトのとき、9月6日の午前3時に、北海道では類を見ない大きな地震がありました。災害対策本部が設置されたのは、私ども議会に照会があったのは翌日の夕方でございます。地震で停電といっても、なかなか対応ができなかった部分があるかと思いますが、その辺、なぜそこまで時間がかかったのか。町民の皆様は、電気も来ない、暗い中で、大変な思いもしていますし、基幹産業の農業の一翼を担う畜産、酪農にとっても大変な思いだったと思います。災害対策本部を設置することによって、大きな情報も得られますし、また、あつてはならないことかもしれませんが、自衛隊等々への協力要請も、対策本部があればこそその話になると思いますので、その辺の見解をお知らせいただきたいと思います。

もう1個、確認といえますか、当然、行政職の皆さんはわかると思いますが、ことしの6月から、新たな防災関係の中がございまして、これは一般紙でも、私が持ってきたのは農業新聞でございますけれども、警戒レベルの見直しといえますか、町民の皆様、住民の皆様に早く知らせなさいよという中身なのですが、これはレベル3からは高齢者の方々に避難してください、レベル4では全員避難してください、レベル5では、もう命を守る行動をしてくださいということに相なっています。

それで、私も2番目の質問で、自治会とどうなっているのだといったときも、私どもの本別町も高齢化が進んでございますので、お一人で生活している高齢の方、いろいろございます。国のほうで、法律の見直しではございませんけれども、こういうことを6月から進めるよと。これから8月過ぎまして、余りよろしくないのですけれども、台風が来るシーズンになってきてございますので、その辺、町としてどのようにお考えになっているかということ、これも確認をさせていただきたい。

それと、自治会との関係でございます。町長の言うように、毎回聞くのでございますが、自助、これは自分でしなさいと。公助というのは公がやりなさいということでございます。それはわかりますのですが、どうしても自分でできない方々が各自治会にはお住まいになっていると思います。その情報が、自治会として把握している部分はあるのですが、行政のほうから協定を結んでいないと出てこないとか、そういう話なのか、個人情報だから出てこないというよりも、人の命の重さというのは何事にもかえがたい話なのです。その辺は、個人情報どうのこうのということも大事かもしれませんが、お一人でお住まいの方、御夫婦でお住まいの高齢の方、障がいを持っておられる方々、そういう方々に手を差し伸べるという行政の視点があってもよろしいのではないかと。それには自治会の皆さんも協力してくるのは当たり前であって、その考え方を再度お聞かせいただきたい。

3点か4点になりますけれども、御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の再質問の答弁をさせていただきますが、まず、維持管理ですけれども、河川、また、農村部も含めてですけれども、特に今御質問ありますように、それぞれ工事をやったときから見ると、背景が変わるといのは当然そういうことだと思います。それで、一部農村部の道路を横断しているところが管が細くて、少し畑のほうにあふれるとか、そういう事象が何件か見られました。それはその事象が起きたときに、上流も含めて、特に畑や民家に影響のないように、それはその都度、改修をさせていただいていますし、また、御質問にありました柏木のほうは、あそこは特に国有林も絡みますから、これはそこだけ改修すればいいというものでありませんので、上流から森林、山のあり方も含めて、これは関係機関、行政機関等含めて連携をとりながら、災害が起きないように対応しているということも含めて、結果としてああいうことが起きたということをしっかり受けとめながら、この後の事後対策については、そういうような事象が起きないように、それぞれ協力いただきながら、住民の暮らしの安全のためにそれぞれ努力させていただくということで、今努めさせていただいています。

そのほかのブラックアウトの件ですけれども、これは何回か議論になったところがありますが、最初に、6日の朝、約3時ですね。こちら辺で停電になったということですが、私どもの震度は警戒までの震度ではありませんでしたけれども、それでも朝早くから職員も出勤していただいて、朝の8時には対策会議をそれぞれ開かせていただきました。電気も、それぞれ情報収集しながら、いつものことであれば、北電さんもかなり努力いただきますから、わりと早い時間に電力が復旧するだろうというふうに思っていたところではありますが、残念ながら時間がたつにつれてもなかなか復旧できないと。その中でも、必要な情報提供、対策会議の中で進めながらいきました。

いよいよ電話も通じなくなった、そしてまた、御質問ありますように、電気がないですから、搾乳にも支障が出るなど含めて、住民生活に支障が出るのと、特に電話が通じなくなるということで、最初には携帯の、名前を言ったら悪いけれども、NTTのほうはまず最初にできなくなった。固定電話はもちろんですけれども、そのほかに次の電話会社と。最終的には、残っている電話会社もあったのですが、これでは直接住民からのいろいろな要請など含めてもキャッチできないと。そうなると、やっぱり著しく住民の暮らしや生命にも危険が生じることになってはいけないと、この段階で、私どもは、それでは対策会議を対策本部に切りかえようということで、切りかえたのが今御質問のあった事実であります。

すぐさまこれは、もちろん掲示することはもちろんですが、関係機関にもすぐ速やかに連絡して、自衛隊からも職員を派遣していただく、また、警察も含めて、全部行政機関との連携をとりながら対策本部をつくったということでもありますから、これは私どもの、雨や災害、地震、大雪などは明確にあるのですが、警戒区域もあります、特に停電になったという部分は、その中には明確にありませんでしたけれども、その

他、先ほど申し上げました、人命に危害がある、またおそれがあるときの該当にあわせて、この対策本部ということで切りかえて実施をしたということでありますので、決して私どもが何もしないで、対策本部もつくりないうことでは決してありませんので、そのことについては適宜この基準にあわせながら、そして最大限、対策本部を実施することによって、それぞれ関係機関とも連携ができるということも含めて設置をしてきたという経過でありますので、この辺も御理解をいただきたいなと思っています。

次に、新たな警戒レベルであります、私どもの防災計画の中でも、警戒レベルをきちっと明記してあります。これはそのとおりに実施をさせていただくということで、これは国の指導もそうですけれども、私どもの本別町の実施計画もそのようになっておりますので、これはしっかりこれからもそれで対策をしていきたいなというふうに思っています。

住民周知は、早く早く出すということはもちろんでありますから、このことについても住民情報をしっかりと共有できるように、また、発信できるようにしていきたいと思っています。

また、自治会との関係ですけれども、これは今御質問いただきましたけれども、早いうちから、うちの本別町の平成10年の大雨災害からずっと、何度か経験しておりますので、その経験の中で、特に行政的というか役場で知り得ている情報と、やっぱり自治会のそれぞれ、言うなれば隣近所の皆さん方が知り得ている情報と、やっぱり共有しなければ、例えば何々家の人やきょう、夕方、チラシを配ってもいなかった、どこへ行ったのでしょうかねということまでも、それぞれ隣近所の人方に、近隣の人方に教えてもらう、自治会の方に教えてもらうというようなことも含めて、今まで、協定ではありませんけれども、情報共有しながら、情報交換して、対策をつくってきているというのが現状であります。それら含めては、担当のほうからもその経過について説明させていただきますが、常に、先ほど申し上げましたけれども、災害が起きて、特に大雨のときなどは、やっぱり広報車の声も屋外の拡声器も聞こえないというようなときもありますから、それを直接戸別訪問して確かめながら、安否に、また、避難の勧告にということで努めてきておりますので、それら情報も含めて、やっぱり御質問のとおり、お互いに共有していかなければ、この家庭は、例えば2人で暮らしていても、どちらかがなかなか1人で行動ができないというような家庭だとか、また、ひとり暮らしで、どうしても手助けが必要だとか、そういう細かいところは、お互いの情報がなければ対応できないということでありますから、そのことはそういう体制の中で今までも進めてきておりますので、さらにまたそれらも含めて、また一層勉強をさせていただきながらとり進めるということでありますので、その点について答弁をさせていただきますと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 私のほうからは、災害時における要援護者の個人情報の取り扱いについての御説明をさせていただきます。

基本的に、災害時要援護者支援ガイドラインに基づきまして私どもは情報提供させていただいているのですが、その中では、自主防災組織、あるいは自治会等への個人情報の提供に当たりましては、事前に自主防災組織と個人情報の取り扱いにかかわる協定等を結んでいることというのが個人情報保護条例の中にうたわれているということで、まずはやっぱり協定を結んでくださいというお願いをしています。

その協定を結ぶに当たって、自治会の規約の中などに、個人情報の取り扱いについての1項目を自治会の規約の中にも加えていただくということもあわせてお願いをしてきているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 小坂住民課主幹。

○住民課主幹（小坂祐司） 警戒レベルのことにつきまして御説明をしたいと思います。

大住議員もおっしゃったとおり、住民への周知というのは、我々担当としては、来月の広報に載せて周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

レベルにつきましては、警戒レベル1、2は気象庁が発表すると。警戒レベル3、4、5につきましては市町村が判断をして、警戒レベルをつけて発表をしていくというような中身になってございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 担当課長も含めて答弁いただきました。

昨年のブラックアウトのときの全道的な停電というのは、これは大きな災害があったときの、皆さんがおっしゃる想定外だったかもしれません。それを教訓として、ことの予算等々にも反映されている発電機等々も出てきているのかなというふうには認識はしてございます。

ただ、昨年、我々議員も集まって説明を受けたときに、地震の規模が云々というような、町長の今御答弁ありましたけれども、それは確かに震度3だとか、そのレベルであれば本部までというのはわからんわけではないと。ただ、途中から、1日たっても、十何時間たっても電気が回復しないということになれば、できることであれば、やはり家畜を扱っている方々、農業者の方々、商店の方々等もおられますので、その

辺との協力は当然でございますので、首長たる町長が災害対策本部を設置するという、基本中の基本でございますから、早く設置したことについて何も問題は、我々、言う定義はございませんが、やはり1日たって夕方どきになっての災害対策本部はいかかなという苦言は呈させていただきました。それは終わったこととどうのこうのということではございませんから、これから、全道的なブラックアウトという大きな出来事があったということを教訓として進んでいければいいのかなと思うところでございます。

それと、自治会との共有でございます。共有というのは、全く情報を一緒に持つということでございます。ただ、個人情報保護法というのがあるから、自治会には出せないのだという議論もわからないわけではないです。それが、先ほど来のお話を聞いていますと、協定を結んだところとは出すのだと。そうしたら、協定を結んでいないところが大半だと思います。7割ぐらい結んでいないかと思いますが、そういうところとは全然関係ないから、一切情報は出さないのだというふうに聞き取られる可能性がある。逆に、そういうことがなくても、そこに住んでいる方がどういう年代構成の方々がいるというのは行政が一番知っている話ですから、それを情報として出す、そして自治会と協議、協力していくというのが全くの当たり前の話でないかと思うのです。私は個人情報保護法を曲げろという意味ではないです。個人情報保護法に固執して、川の氾濫があったときに情報を出せないということで、本州府県でも悲しい事件があったというのは、もう五、六年前になりますけれども、栃木県の鬼怒川の話でございますけれども、そういうこともあるということでございます。これは町長が決めればある程度できる部分かなというふうに認識してございます。

それと、新たな防災情報チェックということで、こういうふうに新聞に載ってきています。これで今、担当のほうからありましたように、レベル3になったらどうのこうの。これはいち早くこういうカラーコピーをして、災害対策本部、町長名で、各戸に、広報の一部につけて、町民の皆さん、こういうふうになったらこうですよ。レベル何ぼというのは難しいとすれば、段階が何ぼになったときはこうですよとか、やはり高齢者の方でもわかるような形で出していくべきでないかと。これは先ほど来、冒頭にもお話ししたように、一般紙にも載っている内容なのです。この6月からという書き出しですから、これはどこの新聞も同じことです。もうきょうは6月の18日ですから、皆さんも新聞を読んで見ているとは思いますが、そういうものを町民の皆さんと共有をして、災害に強いまちづくりをしていくのが基本でないかと思えます。

それと、先ほど来、維持管理の話も出ました。当然、耐震の形も何回も予算等々で聞いてございます。ただ、町民の人たちが、私ら、僕たちの行く避難場所についての耐震はどうなっているのかとか、いろいろな心配事があるのと、農業者の方でも、自分のところの排水がいまだ土砂が堆積している、基盤整備事業もままならないという

ようなことであれば、本別の生産力云々についても大きく影響してくることでございますから、その点、どのようにお考えになっているか、再度お聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 個人情報含めて、原則的な部分で、情報の保護もそうですけれども、先ほど課長のほうから協定という話がありました。ほとんどの自治会と協定をしっかりと、協定という、余りそういう四角張ったことでなくて、それは当然として、個人情報というのは、よくいろいろ言われるのですけれども、私どもがいろいろ個人情報の会議や何かでもお話しするのは、こういうことについては、個人の生命、財産を守るためには、一般的に言われる個人情報の扱いではなくて、それは本当に積極的に、個人の命のため、また、それぞれ生命、財産のためですから、それは個人情報ということではなくて、当たり前として、隣近所含めて、行政と含めて共有していくというのが大事なことだと、そのことも申させていただきながら、自治会と連携して、ほとんどの自治会の方が、その協定も、改めて協定を結んでいただきながら、情報の提供、交換をさせていただいて、それぞれ緊急対応に当たっていると、こういうことでありますので、その部分は、大住議員も自治会長さんをやって、お世話になっていますが、そういうことについて、最大限、また御支援をいただければなというふうに思っております。

次に、それぞれちょっと前後するかもしれませんが、警戒レベルですが、警戒レベルというのは、改めてきちっと明確にしたということですから、私どもの本別の災害の計画の中でも警戒レベルはきちっと入っていますから、このレベル1、2になったらどういふ勧告をするのか、3、4になったら避難勧告、警報、勧告する、警告するということを含めてずっとありますから、それは本当に間違いなく、私ども、一番やっぱり大雨災害が多いところですから、災害の中では、そういうことは怠らないようにしっかりと対応するということでありますので、改めてこれはそれぞれ住民の皆さんにも、それぞれ防災組織含めて、また、必要によっては、それぞれハザードマップの見直しなどなどもありますから、それらを含めて、そういう情報もしっかり提供させていただいて、一番は、何事にも、今までの教訓ですけれども、何があっても、まず最初に避難する、逃げると。そして、逃げる場所はここですと、こういうことも含めてもっと提供させていただいて、より安全に避難できる態勢をとりたいなというふうに思っています。

また、それぞれ農業関係、また、それぞれ農村部の関係であります。これは農協も農業者もみんな協力をしていただきながら対応していますが、その中でも、地域自治会の中で、どうしても断面の大きい明渠などを含めては、何年に1回、土砂を上げるという要請も含めて、その中の簡易なやつは、地域の、先ほど言いました、もとは議員も職員だったころ、農地水の事業でしたけれども、今、先ほど言いました多面的機能の支援事業でありますから、これで本別15地区ですか、それぞれ農村地区、み

んな力を合わせて、草刈りだとか、簡易な排水路整備だとか含めてやっていただいていますので、その中でもさらにまた対応しながら、より安全な地域づくりに努力をしていただくということでもあります。

以上申し上げて、もし何か漏れているところがありましたら、また御質問いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 災害ですから、答弁が漏れているとか、質問がどうのこうのというのは、これはやりとりですから大事なのですが、私が言っているのは、本別町の防災計画があるというのはみんな知っています。一般紙、業界紙も含めて、これだけ割いて出しているということですから、なかなか見る機会が少ない方もおられるでしょうと。それは1日号の広報、いつの1日でもいいのですけれども、なるべく台風シーズンの前ぐらいに、こういうふうに、これは先ほど言ったように、法律の見直しとかではないです。各町村にお任せいただいている部分もございまして、新聞ではなかなかわかりづらいところを、もっと字を大きくするとか、カラーで出しても、今、本別町は4,000戸切っていますから、そのぐらい出せば大体いいのかなという気はしますので、先に先にやっておいて、高齢者の方々はこうです、障がいのある方はこうですと、そこで自治会とどういうふうにするか、そこで始まっていくのはそこだと思ふのです。

それはどういうことかといったら、こういうことを理解していただいて、我々も、当然、自治会を預かっている方とすれば、自治会長なり役員をやっている方々がふだんから目配りしていると、そういうことですから、自治体、要するに役場関係として、やはりそういうことを協力するのであれば、余りにも法律を盾に、今、町長の御答弁ありましたように、当たり前として自治会と連絡するということですから、俗に言う当たり前というのは、人様を助けて何ぼということに行政がなるとすれば、それは余りにも杓子定規な話でなくて、自治会長研修会あたりに、もう希望のところとの情報交換はしますよというぐらいの気持ちがあっても私はよろしいのではないかということとでございますので、その辺を再度求めるものでございまして、それと、やはり町長の答弁でありましたように、排水、河川、道路の側溝等々で、これは農道も含めて、林道も含めてになるかと思いますが、要するに形態が変わってきて、これから新しい個人的な事業を行うだとか、そういう部分で難儀をする部分が出てくることも想定されます。それは、農村地帯でいきますと、昔の事業名でいうと農地水というのですか、国から補助金をもらって、地域の方々が面積合わせで活躍していく事業、自分たちの、昔でいう言葉で言えば出役をしながらやる、それはそれでいいことだと思います。ですけれども、行政として、公の、道路だとか排水だとか河川を管理する側とすれば、やはり最小限度必要な維持管理は必要でないかということと、改修事業も含むのであ

れば、やはり地域と協力体制を密にした中でやっていくべきでないかと思いますが、その辺の自治会との協力だとか、災害レベルの住民の方々への周知だとか、3点ほどになりましたけれども、再度求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 特に自治会と情報を共有すると、これは先ほど申し上げましたように、原則的に言えば、そういう協定だとかそういうことでありますけれども、ただ、やっぱり個人の大事な命を守るために、言ってみれば、1人を救うために必要な情報ですから、それは個人情報保護法だけの問題でなくて、それは積極的にそういうような活動をしていただくとか、特に自治会ですから、自治会の皆さん方にはそういう情報というのは、本当に希望があるとかないとかでなくて、それは共有しなければならないことですから、それはしっかり対応していきたいなというふうに思っています。

そのほか、農村地区もそうですけれども、これはどんな事業をやるのにも、必ず地域の人たちに説明をさせていただきますし、また、その意見も聞いて事業をやるわけですから、そのことについてはこれからも変わらずに、より一層、せつかくやる事業ですから、より効果が出て、発揮されて、地域の人たちもやっぱり喜んでもらえるような事業というのは一番の望みでありますから、そのとおりこれからもしっかり連携をとってやっていきたいなというふうに思っています。

あとは、レベルの周知、これも本当にそれぞれ周知の中ですけれども、その新聞、私、まだ見ていないからわかりませんが、それが本当に、私どもが今まで住民の皆さんに周知したりやっている部分と少しでも違うところがあったら、変わるころがあって、もっとわかりやすく周知するというのであれば、それは自治会長さんのほうにお願いしたり、また、広報にもということも当然考えられることありますから、大事なそういう自主避難、また警戒する、それからまた避難勧告する、そういうようなことが順次そういうところで、また国も挙げてということであれば、必要なものについては積極的にそれは情報をちゃんと、やっぱり理解してもらわなければなりませんから、それはやることについてはしっかり対応していくと、こういうことにしたいなと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 1問目、終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

大住議員。

○6番（大住啓一） それでは、2問目に移ります。

税金の諸問題、これは横領事件、ふるさと納税手続ミスの対処は、について質問をいたします。

今定例会冒頭の議員協議会におきまして、横領関連事案の不納欠損処理調査に関し報告がありました。さらに、ふるさと納税ワンストップ特例の手続ミスに関して行政報告がありましたが、首長としての責任と今後の対処について、考え方をお伺いいたします。

本町においては、ここ数年、税金に関する不適切な処理、さらに横領事件の発生があり、町民の皆さんからの信頼が著しく失墜している矢先、3件、56万1,000円が収納されていないことが判明いたしました。

さらに、本年3月には、ふるさと納税ワンストップ特例の手続ミスが判明いたしました。

以下、2点についてお伺いいたします。

1点目として、3件、56万1,000円の未収納事案について、刑事事件にならなかった明解な理由と、現在、不納欠損処理調査を行っているとのことですが、現状と、町民の皆さんへの説明と、今後の対処についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、ふるさと納税ワンストップ特例の手続ミスについては、本別町に思いを寄せていただいた多くの方々に対する裏切り行為であり、想像を絶する行為です。この事案に関係した職員の処分はもちろん、最高責任者たる町長御自身の処分と、今後の対処について、考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の2問目の、税金の諸問題の対処についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、元職員によります横領事件に関する調査をしている最中に、ふるさと納税をいただいた方のワンストップサービス手続に不手際がありまして、御厚意をいただいた方に御迷惑をかけましたことにつきましてはまことに遺憾でありまして、関係職員に対しましては、発覚後、速やかに対応するよう指示をするとともに、関係団体への説明など、その対処に当たったところであります。

まず、1点目の横領に関してですが、刑事事件とならなかった理由につきましては、この件が捜査されていたのか否かは、また、捜査されていた案件であっても、不起訴となった事案については、刑事訴訟法第47条によりまして、原則非公開となっております。本町といたしましては知ることができ得ないということで、この質問についてはお答えすることが、残念ながらできることではありません。

次に、現在行っている調査ですが、平成29年に刑事事件に業務上横領が発覚し、また、現時点で適切に収納されていない税、御質問のとおり3件の56万1,000円

という部分につきましては、今、監査委員のほうに損害賠償の決定を求めて、また、それぞれ監査をお願いしているところでありまして、今回は平成14年度から平成27年度までの会計までの不納欠損処分者485件に対し、町内は253件、管内は143件を訪問調査をして、管外は訪問調査と電話によります調査を合わせて44件、道外は45件の電話調査を行うものでもあります。

町内は既に調査を始めていますことから、町民の皆さんには、全ての調査結果が出た段階で御説明をさせていただくことを考えております。

今後のとり進めについては、調査は15年度以上にさかのぼります。また、横領事件を受けました収納調査にもなりますので、御協力いただく町内、町外の皆さんには、決して御迷惑のかからないように対処してまいりたいというふうに思います。

2点目の、ふるさと納税のワンストップ特例の手續ミスにつきましては、本町に思いを寄せ、貴重な浄財を寄附していただいた方々の御厚意を無にしてしまったことに対して、改めて深くおわびを申し上げる次第であります。

手續ミスに至りました経過や原因につきましては、改めて関係職員から聴取をしますとともに、業務の執行体制などをしっかりと検証して、二度とこのようなミスを犯さないための対策などを講じながら、関係職員の適切な対応に努めていくことによりまして、最高責任者としての職責を果たしてまいりたいというふうに考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） この56万1,000円、3件分といいますか3人分の事案でございますけれども、法律の何条云々というのは、それは御答弁の中で今いただきましたけれども、私の質問しているのは、明解にですから、何条ということによろしいのでしょうかけれども、町民の皆さんから考えますと、納税していただいている方々ですね。なぜ前回の元職員が二百数十万円の横領事件を起こした、我々議会議員に説明のあったときは、推認されると。推認というのは、わかりやすく言うと推定されるということの類似語だと思いますけれども、推認されると言っているのであれば、それなりの方法があつてしかるべきでないかということでは私はお話ししていると。それで、刑事訴訟法に照らし合わせると、どうしても27条しかなかったということであれば、それは弁護士さんなり法律家に聞いた中で、そういうことをつまびらかに町民の皆さんに説明するなり告知していくのが、私は筋でないかと思うのです。

それで、日本は法治国家ですから、ルールに外れたことをすれば罰せられるというのは、これは当たり前のお話であつて、まだ事件性がないといたしましても、こと税金に関することですから、最大の注意といいますか、払ってやっていただかなければならないと。それが、いろいろないきさつはあつたのでしょうかけれども、3人分、3件分で56万円のお金がまだ未納になっているということになれば、これは普通の方々がお考えになれば、何かちょっとおかしいのでないかと思うことが当たり前のように

あるのです。町長の御答弁では、監査委員に、これも地方自治法ということになるのでしょうかけれども、それで意見を求めるといいますか、出しているのだと。それはそれとして、行政機関同士で行うことですから、それはいいのですけれども、そこに、蚊帳の外と言ったら言葉は妥当でないかもしれませんが、になっている町民の方々は、これは納税者の方々なのです。この人たちの考え方、話に耳を傾けていないというふうに言われても仕方ない部分があると思うのです。

ですから、起きてしまったことは仕方ないという言い方でなくて、なぜこういうふうになったのか、起きてきたことは五十数万円の3人分、3件分だったと。これは刑事訴訟法でいくところこうこうだと。だけど地方自治法でこういうことがあるから、監査委員に出しているのだと。だけど、民事的な話は、税金ですから、返してもらわなければならない。そういうことを町民の人たちは、細かいことと言ったら言葉は悪いのですけれども、皆さん注視している。その中で、数字だけがひとり歩きをして、言葉は妥当でないですけれども、話に尾ひれはひれがついているとすれば、これは職員の方々も、ふだんの業務に相当支障を来す部分があるのかなと私は思います。

ですから、その辺を解消するためにも、再三申し上げるように、一般質問でも議員協議会でも申し上げるように、町民の皆様、主権は町民の皆さんにあるのですから、まして納税者の方々にきちっと説明をするということが大事なことであって、今法律でこうやって、やっているからいいのだとは言っていないけれども、そのように見受けられるということなのです。

ですから、私が再三言うように、町の広報にでも細かく説明をして出していったらどうでしょうかということでも3月ぐらいからお話ししていたら、広報に出たのは、名刺二つ分、ハガキぐらいの大きさの、4月の人事の関係でそういう担当をしますと、防災の担当と一緒に出ていました。それでは私は説明になっていないという気はするものですから、ふだんから町長がお話しになっている、町民の皆さんと同じ目線ということであれば、ことここまで来たということになれば、やはり住民の皆さんに襟を正してきちっと相談をさせていただいて、そして我々にも話を聞かせていただくというのが全くもってこれは筋でないかなと思います。

それから、先ほどの答弁の中で、この案件については全ての結果が出てからというように、聞けば10月とか、この秋口ということになりますから、それはあくまでも予測であって、これが3カ月延びれば年を越すということになりますよね。ちょっと言葉悪く言えば、そんな悠長なことを言っているときでないと思うのです。本当に本別の町民の皆さんは額に汗して納税しているのです。それを何年も何年も、またかというぐらい出てきて、そのお話といいますか、それはどう考えてもおかしなことであって、法律がこうだからこう、地方自治法がこうだからと、そうではなくて、それであれば、法律がきちっとあるとすれば、その法律があつて刑事訴追はできない、だから監査に出したのだ、自治法によって出したのだということ、広報の3ページぐらい

割いて説明したって私はいいのではないかと思うのですよ。それを一切しないで、こういうふうに議会の一般質問でぼんと出てくる。町民の人たちは、きょう、傍聴に来ている人たちも、この質問だけではないと思うのですが、こういうときでない町からの情報がないということもあると思うのです。

ですから、開かれた役場、開かれた町政ということになれば、つまびらかに出していくというのが私は筋でないかなと思います。数が多くて、四百数十件ということですから、担当する職員の人には日々大変だと思いますけれども、その辺は人事権を持っている町長が、2人でやるとかではなくて、3人、4人体制にして、人がふえたから早くなるということでもないかもしれませんけれども、その辺もフォローアップするお考えはないのかどうかということも改めて聞かせていただきたい。

それと、ふるさと納税の関係でございます。これは今定例会に、先ほど申しましたように、行政報告を町長がされました。それでびっくりしたのですけれども、ミスがあったと。それで、ふるさと納税の特典を得られなかった方がおられると、そこまで話を聞いていました。先ほど議員のやりとりもありましたけれども、18人の方々から28万円を返還してほしいということで、返還したというような行政報告があったのです。これはどう考えても、中身はどこのなのだという事まで聞くことはいたしませんけれども、額の問題でなくて、失った信頼は大きなものだと思うのです。

ですから、あえて言わせてもらおうと、担当した職員の方には、いろいろな処罰といえますか、出てくると思うのですが、最高責任者たる町長がそれを見ていて職責を全うするというようなごくごく普通の御答弁では、ちょっと町民の人たちも納得しないのではないかなと思うものですから、こういう質問をしているところでございます。

それと、もう1点ありますけれども、先週になりますか、6月13日付で住民課の公文書が町長名で出ています。これは税額を、6万何がしのお話ですけれども、これを納付、返納するという事が出ています。これは私、相談されているのですが、この返納の仕方を、これをきちっとしないと、こういうことがこれから出てくると思うのですが、これは先ほど来から言っている、収納できなかったとか、そういう問題ではないと思うのですけれども、その辺をどのような形で、不明な点がありましたら住民課税務担当までお問い合わせください、本別町役場住民課税務担当、あと電話だけ載って、これではちょっとあらぬ誤解を招くのではないかなと思うものですから、この辺の考え方は、犯罪とかそういうことではないですよ、そういうことをどういうふうにしたらいいのかということをお尋ねしているということです。何も変なものではない。名前はないけれども。

ということで、そのようなことがあって、それはどうのこうのということではございません。なかなか町民の皆さんも、税金が戻ってくるということになれば、1回、どこで納めたのかということもわからなくてお話ししているかもしれません。それらについてはきちっと、名前はちょっと個人が消してきているものですから、私もそれ以

上申しませんが、その辺は誤解のないようにといたしますか、そういうことに、町民の皆さんが注目しているという、議会での新聞折り込みもしていますので、そういう話で、夕べの話でございませうけれども、私のところへ持ってきたと。どういうふうにお返しいただくのかなということだったものですから、この場をかりて意見を求めるものでございませうけれども、いずれにいたしましても、税金に関して、先ほど来から言っているように、町長のほうで監査に出した経緯、町民の皆さんに広報等で周知する考えがあるのかなのか。

それと、ふるさと納税に関しての職員の方々への処分の方法はいろいろあると思えますけれども、それを明解に処分をして、本別町ではこういう体制をとっていますと。職員の方々に処分をするということになれば、責任者たる町長がただただ責任を全うするとか職責を全うするというにならないと思いますが、その辺の見解をお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員、いろいろな質問、多岐にわたって出していただきましたけれども、今まで質問いただいたこと含めて、議員協議会も含めて、きちっと私どもは説明させていただいたり、できるものはできますし、また、今の時点でそれを広報などに掲載できるような状況でないものはないと、調査なり監査が終わった後ということはずっと言ってきましたから、そのことはぜひしっかり受けとめていただきながらお話をいただきたいと思うのですが、なぜ刑事事件、残念な事件が起きて、刑事のほうでそれぞれ捜査いただきました。でも、捜査いただく中で、なぜならなかったのかということですが、先ほども言いましたように、この件が捜査されたか否かも、また、捜査されていた案件であっても、これがなぜ不起訴になったのだかということでもありますけれども、それは刑事訴訟法の第47条ということで、原則これは非公開でありますから、私どもが取り調べしている当局でありませぬので、それは本町といたしましても、このことについてはそれぞれ捜査当局がしっかりやっていただいたことでもありますから、それは私どもが知るよしがないということですから、この辺はそのとおりに受けとめていただきたいなというふうに思いますし、さらに、この部分で、3件の56万1,000円というものについては、その中で、起訴されなかったけれども、こういうものがある、それは状況としては、今までのあった部分と似たような、言ってみれば手口みたいなものですから、ですから推認されるなど、よく似ているなという思いの中から、それでは刑事でだめで民事ですから、どうやってできるかできないかを含めて、それを確定するために監査のほうにお願いして、今それぞれ監査をいただいているということでもありますから、これが確定をしないうちに、それぞれこれを公表したり何かするということにはできないということを今までも何回も申し上げてきました。

最終的に調査が確定して、その中で、議員協議会の中でお話もいただいたとおり、

こういうことが万が一また出てきたらどうすると。万が一ということはないとは思いますが、万が一となったら、万が一のときには、そこまでは断定できませんと。それだったら徹底して調べましょうということで、不納欠損処分を行った485件について、もう1回全部調査をかけましょうということで、それぞれ御提案をいただいて、一緒にやりましょうということで、それが新しく5月から体制をつくって、今、それぞれ、先ほど答弁申し上げましたように、町内では253件、管内は143件で、管外、それぞれ訪問と、また調査をして、管外は訪問調査と電話で合わせて44件、道内は45件の電話調査をするということで調査を始めました。こういうことです。それで、町内は既にもう調査を始めましたけれども、この調査を全て終えるためには、それぞれ精力的に進めていこうということではありますが、期間的には、今の体制の中で、先ほど御質問いただいたように、人数を多くすればすぐ済むということではありませんが、それはやっぱりなるべく早くするというので、10月か11月までには、それは何としてもここははじめをつけたいと、こういうことでもあります。年を越してしまうのではないかとということでありましたけれども、そうならないように、それぞれ鋭意努力して、このことについては早く、少しでもできる限り早目に、この調査全てを終わらせていきたいということでもありますので、このことについても、ぜひそういう流れなので、御理解いただきたいと思います。また、そういうことで、誰がどうこうという確定はできませんけれども、それもまだ推認ということは、これは議員協会の中だから申し上げる話でありまして、公のところ、それを似た手口だとか何とかなんて、そんなことは言えることではありませんので、それも私どもが判断できることではありませんから、あくまでも監査の中でそれを監査いただきながら、そしてそれを参考にしながら、それこそ民事なら民事のほうにきちんと請求も含めてできる体制をつくと、こういうことでもありますので、そこは御理解いただきたいと思っています。

納税ワンストップサービスの関係ですが、寄附いただいて、一定の金額の部分については、それは免税措置がありますよということの、その書類が全ての税務署に行き渡っていなかったと、そういうことで、本当に最終的には町外、また道内、また道外含めて、それぞれ特に大きな役所の窓口にある税務担当のところには、なかなか事務が輻輳して、免税措置が行き届かなかったと、こういうことで大変な御迷惑をかけて、それぞれ個別に連絡させていただいて、そこは再度また納税の手続をしていただいた方と、また、間に合わなかった方があります。その間に合わなかった方が18名ということで、また、それはこちらの責任として、これはいただいたふるさと納税額をお返しするというのでさせていただいた経緯でありますので、それはもちろん職員が起こしたミスであると言いながらも、職員が、ただ、申し上げますけれども、何か不正をしたとか、どこかそこら辺で、言い方は悪いですがけれども、仕事をさぼってこういうミスをしたということではありませんので、そういうことも勘案しながら、これは

適切なけじめをつけるためには、今、内部でも倫理委員会というものをきちっと、その中でそれぞれこれを諮りながら、どのようなけじめをつけるのかということも含めて、今対応しているところでありますから、それらを含めて、この部分については、このような一生懸命仕事をしたということではありますけれども、でも結果としてこのようなミスにつながったということは、やはり手続上含めて、本人のミスも含めて、また、その問題についてはしっかりと一定のけじめをつけさせていただきながら、またこの次の仕事に全力を尽くしてもらおうと、こういう環境の中で、私どももその筆頭にまた再度しっかりと対応するということが努めていきたいなど、そういうことで答弁させていただきましたので、そういうことでよろしく願いいたします。

先ほどの部分については、ちょっと担当のほうから。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 大住議員から、町・道民税の更正決定についてという文書を今見させていただきまして、お答えいたします。

過年度更正分として更正されていますので、町民税でいう平成30年度以前のもので、ここに理由で、所得税の確定申告と書かれていますので、御本人様が平成29年分以前の確定申告をして、結果、町・道民税が、所得が28万円以下になったと思うのです。非課税になっていて、全額税額が6万8,700円戻るという形になりまして、その返納についてという話がされていましたが、本来的には、返納については口座振替か、あとは出納の窓口にとりに来てもらうかという形なのですけれども、万が一この方が滞納があれば、地方税法の17条の2で還付充当しなければ、滞納の部分について入れなければならないというものがありますので、もし滞納があったら、そちらのほうに入れるという形になります。そして、今出ている税金の不適切な処理だとか、横領の関係とは関係なく、普通の確定申告での話でございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 答弁いただきました。町長の御答弁は結構長時間いただいたのですが、私が質問していることにまとは合っていないというのが現実でないかと思えます。

それはどういうことかといいますと、1回目の御答弁で、法律で決まっているから、刑事訴訟のほうでできない、刑事事件として扱えないと。それで監査に出したと。それであれば、10月か12月までには、11月ですか、わかるのであるから、それはそのときにするのだと。同じことなの。ですから、私が言おうとしているのは、そういう中身をなぜ町民の皆様に、広報等があるのに、知らせめないのですかということ、それが1点。

それと、ふるさと納税の関係、これは行政報告でもしているとおりに、18人の方から28万円返してくださいと言われてきて、これを返さなければならないのです。これは税金で、税でいただいたものを返すということは、これは手続上は、簡単な言葉

で言いますけれども、本別町の信用と申しますか信頼と申しますか、まちを愛していただく気持ちが一瞬で揺らぐことなのです、これは。このことがあって、担当に処分は出せない、御自身の処分も出せないということが、私はおかしいのではないかと。

それと、町長もさっきから何でこんなもの出すのだというような顔をしていますけれども、私のところに、税金が還付されるということで相談があるということは、それなりに本別の税金のお仕事の中で、町民の皆さんが不信感と申しますか、言葉をちょっと過激に言いますと、そういうことを思っている部分があるのでないですかと。ですから、町民の皆さんに逐一報告していくほうがよろしいのではないですかということをお願いしている。議会はその都度その都度、町長のほうから、監査の説明、そうしたら町も一緒にやったらいいのではないですかということで私らが言ったら、町も来てくれたという中身ですから、我々はある程度知っていますけれども、先ほどお話しさせていただいたように、町民の人たちが知り得るとすれば、こういう議会でのやりとりぐらいしかないといえば、これはまちとして残念なことだと私は思うのです。

ですから、今、人様に不自由のかけない範囲で、広報等で、刑事事件になった元職員の事件とは違うのだけれども、3件分が出てきましたと。それについてこうこうこうやっています、それは何ら遠慮することないと思う、裁判やっているわけでもないです。それが出せないということがおかしい。だから、刑事訴訟なりの法律でやったというなら、それをきちっと町民の皆さんに出していけばいいことなのです。

それと、これは町長の考え方ですから、次のふるさと納税については堂々めぐりになりますけれども、私は担当職員と町長みずからの御判断すべきだと思います。そういうことをどういうふうにお考えになっているか、再度。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 法律だからできないとかと言っているのではないのですよ。刑事事件の部分については、警察の方々が調査してきました。その結果において、どこが起訴になったか、どこが不起訴になったか、ならなかったかというのは、私どもが知る余地はないのですよ、何回も言っていますように。ですから、そのことについていいとか悪いとか、なぜなのだと聞かれても、そのことは答弁することはできません。いいですよ、これは。

そして、56万1,000円が出てきたというのも、これもそれぞれ相談窓口含めて、そういうことが疑わしいものが出てきたと、そういうことですから、それを確定するためにも、監査のほうにお願いした。ただ、それは起訴された部分以外なものですから、それはそうです。これもいいですよ。

でも、それは本当にこれで終わりなのかと。まだあったらどうするのだということを含めて、それだったら全部やりましょうと、何回も言いますけれども、それで今、調査が始まりました。そのときにも何回も質問が来ました。経過報告しないのか、出さないのか。それはあくまでも全体の調査が終わって、全てこの部分について明ら

かになったときに、改めてその部分についてはしっかりと町民の皆さんにお知らせしますと、このことも何度も言ってきました。先ほども言ってきました。

ですから、何も堂々めぐりでも平行線でもありませんし、考え方の違いでもありません。そのとおりに対応してきていますし、そのとおりに、私どもも答弁したとおりに進めていくということでもありますから、何の別に不都合なことはないというふうに思っております。

また、ふるさと納税の関係ですが、これは頑張っている職員がやったことと言いながら、それはやっぱり一定のけじめをつけて、やっぱりすることは大事なことで、かえって思っていますから、そのことについても先ほどから言っていますけれども、きちっとしたけじめをつけるためには、倫理委員会のほうにしっかりとかけながら、適切なけじめのつけ方について、それを決定をしていただくか、参考にさせていただき、そういうことでとり進めていくということでもあります。

また、私どもは、その部分については、これだけの事業の中でこういうことが起きたというのは残念ですけれども、これからこういうことのないように、それぞれ基本的なこと、また、いろいろな新しい仕事を含めて、二度と事務的なミスを含めて、この事案が起きないように、しっかりと徹底しながら、よりよい行政の進行に向けて、その最高責任者としての指導も含めて、この職責を全うしていきたい、こういうことでもありますから、このことについてはそのとおりに申し上げたいと思います。

先ほどのものについては、私どもまだ理解をしていませんので、その点については、申しわけございませんが、内部で調査させていただいて、そういう、今、大住議員の言うように、住民の皆さんも不思議に思うところがあるのでしたら、それはきちんと説明ができるように、また、わかりやすいように、それぞれ文書の発送などがあるとしたら、そのことも含めて、もっと親切に、的確にできるように、それは対処したいなと思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 要するに監査に出した56万1,000円の関係でございます。これは私、聞いている内容は、町長とかみ合っていない部分、多々ありますけれども、刑事事件にできなかったことは、いろいろ捜査当局でないからわからない、それは当たり前のことなの。それができないから監査に出した、それは自治法上、出したと。そういうことを、先ほど来からお話ししているように、町民の皆さんに知っていただいてもいいのではないですかということなのです。56万何がしと、3月議会でも質問させてもらっていますから、町民の皆さんは知っている。それがいつになったらどうこうというのが、きちっとした、こういうやりとりを聞いている新聞、マスコミに出たらわかりますけれども、やはり町民の皆さんに一番先に知らせるのは町の広報だと思っております。それをきちっとした形で、10月、11月にかかるのだと、今、何百

件あって。それで出たときには、町民の皆さんに説明していくのだということ言うぐらい、町長、できることではないですか、これは。町長のおっしゃることもわからないわけではないですよ。警察でないのだから、それ以上のことはできない。それはそうだと思います。だけど、税金を扱っている地方公共団体の組織が、56万何がしが推認されるという状況になっていて、私ども議員が刑事訴訟法でできないのか、それはできない。そうしたら、監査に出しました、自治法で出しました、そうしたら、その内容だけでも、きょうの議会のことを踏まえてでも、やはり広報に出すというのは一つの方法ではないかと思う。それは法律上だとか、これからのいろいろな部分で出せないこともあるかもしれませんが、やはり先ほどもお話ししましたけれども、町長がいつも言っている、町民の皆さんと同じ考えでいくということであれば、そういうこともしていくべきではないかと思います。

先ほどのペーパーでございますけれども、私のところにそういう相談が来るということは、やはり行政が司っている税の、財政の根本をなす税ですが、それについての町民の皆さんの方から言うと、そういうペーパーが来れば、やはりちょっと、何というのですかね、疑念ではないのでしょうかけれども、どうなのだろうというのが当たり前の話だと思うのです。

ですから、そのペーパーのことは、税務担当のほうはどなたに出したかというのは、当然、額なりを見ればわかることですから、それはきちっとした形で、先ほどの答弁のとおり、説明すればいい。それと、電話でくださいといっても、なかなか電話番号だけではなかなかいかないのであれば、担当の誰々と書いて、細かく町民の皆さんとつき合って、ひざをつき合わせてそういう対応をしていくということにならないと、この大きな税金の問題は、もう刑事訴訟も出せない、監査に出している、だから10月まで待ってなければならぬ、それではなかなか世の中通らないと思うのです。

ですから、広報に出す、影響のある部分は、それは出せないかもしれませんが、でも、こういう形で進んでいて、10月なら10月、11月なら11月まで時間がかかるのですけれどもと言え、その後、町民の皆さんに、町民集会でもして説明しますということになるぐらいでいいのではないかと思うのです。その辺、どんなものでしょう。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の思いは、それはわかりますけれども、でも、先にペーパーの話をさせてください。ペーパーの話は、今いろいろな、世の中ありますから、それはわかりづらいものがいたら誰かに相談する、また、特に警察に相談するとか、役場に相談する、それは一番やっぱり私どもも望むところですから、それはたまたま町の文書かもしれませんが、それはそういうことでまた理解していただいて、そういう相談を受ける立場にもいるということでもありますから、その点はまたよろしくお願ひしたいなと思います。

ただ、今言っているその部分については、これは刑事事件にならなかったからどうだこうだということだけではなくて、これはずっと言っていますけれども、それは捜査した中で、そこから漏れただけでなくて、それぞれ私どもが住民説明会の中で出てきて、いろいろ来て、そういう疑わしいというか、言うなれば推認できるものが出てきたということでありましてけれども、これは新聞にもずっと出ていますし、いろいろ議会のやりとりも含めて、また、事務局のやっていることもずっと出させていただいていますから、それは広報でも、今回の新しく監査委員にそれらの問題について、決定について、監査に請求したと、これもかけはしの中を出していますから、そののところも議員みずから言っているのだから、そのことをちゃんと理解していただかないと、私ども何もやっていないのでなくて、ただ、最終決定でどうなったかということは、何回も言いますけれども、全部調査が終わって、再調査するというのですから、それが終わった中で、結果としてはどうなったということを最終的には町民の皆さんにもそれはお知らせしていきますと、こういうことでずっと言っていますから、私どもはやっていないとかやらないとかでなくて、きちっと順序を踏みながら、きちっと適切にそこについてはやりますよという答弁をしておりますので、そのことについてはぜひ御理解いただいて、それも今までも何度も同じような議論で来ているところがありますので、ぜひそこら辺は御理解いただきたいなと思います。

それから、ふるさと納税の関係につきましても、これも適切に、やっぱりはじめをつけなければならぬということはもちろんのことですから、それも含めてしっかりと対応させていくということも答弁させていただいたとおりでありますので、この辺について御理解いただきたい。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 今、町長の御答弁で、私が広報を見ていないようなニュアンスではなかったのですが、そのように聞き取れる部分もありましたけれども、私も広報は、立場上、見させていただいています。書いてあることは、端的に書いてありますから、それはそれでいいのですけれども、やはり出せないものは出せないにしても、いきさつがこうだと、ここまで頑張ってみたけれども、こうなって、監査にいつていと。件数が多いものだから、10月、11月までかかると。何かあったときにまたお知らせいただきたいというようなことで、4月だったですか、人事の関係で、防災とそこが一緒だったと。今回は監査に出しています。それを、極端にお話ししますと、そういうことが1ページぐらいで、二つ合わせたぐらいの大きさに皆さんに周知していったら、告知板でなくて、普通の広報ぐらいで、これはどういうふうに出してもいいのですよ、それは私の話ですから、それはいいのですけれども、そのぐらいの気持ちでやったほうがよろしいのでないですかということなのです。

それと、堂々めぐりになりますから、ふるさと納税の話はいたしませんけれども、

ふるさと納税で処分も出さない、それで一生懸命やっているからいいのだということで町長おっしゃっていますけれども、本当にそれでいいのですか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 広報に大きく出す、出さないでなくて、その必要なところは必要なページ数の中できちっと出しているということも含めて、それは理解していただきたいと思うのですよ。そこはみずからも、そういうことで出したらどうだということも提案していただいたことも今まで何回もありますから、それはその都度、必要なものについては、確かに字数は少ないかもしれませんが、こういう体制で、こういうことの処理になって、今、監査委員さんにもやっている、ということも含めて、ちゃんと今、やっておりますよということも出させていただいています。これは今回だけでないです。今までもそうですけれども、ただ、その部分についても、これからも最終的に出た分については、それは10月か、早ければ10月だと思いますが、ちょっとずれても11月までということで、担当が全力を尽くしますので、そこら辺は監査委員さんにもまた大変な御足労をかけていますけれども、そこもその結果をしっかりと見ていただいて、必要な措置をとっていくということでもあります。

ふるさと納税の関係ですが、これは処分しないとは1回も言っていませんから。きちっとしたけじめをつけるためにも、倫理委員会にきちっと諮りながらちゃんとやりますということですから、そこら辺はぜひそういうことで御理解していただけたら。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の答弁が、きちっと答弁していたと思うのですが、私の理解力が悪かったかもしれませんが、倫理委員会に出すということであれば、それ以上、私が言う立場でもございません。それはそれで結構なことです。

それと、広報の関係ですが、私も大きい、小さいは別にして、町長が先ほど来からお話ししているように、監査委員の方々に出していますと、何か動きがあったら、当然、町民の皆さんに知らしめるということですから、そのお話はされていると思いますので、そのとおりにやっていただければ、何ら私どもは問題ないと。やはり町民の人たちが、他意はないのですけれども、やはり税金がということになれば、やはり心配して言っているから、くどいようすけれども、先ほどのペーパーみたいなのが私のところに届くということですから、やはり何かあったときには、当然、町長はそういうお気持ちだと思いますけれども、やはり広報なり、議会を招集するなり、そういう話なり、いろいろな団体の皆さんに、自治会連合会というのですか、その役員会に相談してやるとか、いろいろな団体、大きく持っている団体もございまして、何かあったときですよ、そういう形で、町長がおっしゃっているように、10月、11月になれば全部出るということになれば、予定どおりいけばですね、そういうお話しと、そういうお気持ちが当然あるものだと思いますし、倫理委員会ということは、言っ

ていただいて、すぐ理解しました。先ほど聞いているかもしれませんが、私がちょっと聞き忘れたかもしれませんが、倫理委員会ということであれば、それ以上のことは私は申しません。ですから、今進んでいる内容を、何か変化があったら困るのですが、それを町民の皆さんに知らしめるか知らしめないかということの確認。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今までもいろいろな事案ですけれども、町民の皆さんにお知らせしなければならないものについては、もちろん議会の中でも一番先にそれはお知らせをして、またいろいろ協議もあることもありますから、やりますし、また、知らせなければならないことは、当然のように知らせるということで、その手段についても、少ない手段かもしれませんが、マスコミの皆さん方の力も借りながら、特に町の持っている広報媒体をしっかりと使いながら、それはやっていくということは、これからも変わらずにそれはやっていかなければならないことだというふうに思っています。

また、倫理委員会については、しっかりとその部分については、一番先に答弁したように、改めてミスが起きたことの原因も含めて、再発防止もありますから、そこもちゃんと聞き取りしながら、一方的に感情的にやるなどということには決してなりませんので、きちっとしたルールに従って、それらのけじめということで、聞き取りをしながら対処していくと、こういうことでありますので、今後、報告はさせていただきます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 話の先が見えてきましたので、時間も時間ですから、先ほどのペーパーの関係についても、町長も倫理委員会を開く、その都度開くということですから、御理解いただいたのかなと思います。

細かいことかもしれませんが、町民の皆さんでもなかなか瞬時に理解できないこともございますし、やはり一つ一つのペーパーなり文書で各家庭に配布するときには、やはり町民の皆さんにお知らせする内容を、町長も先ほど答弁いただきましたけれども、細かくわかるようにということと、それに準じて広報も出していただけるようなお話でしたから、その辺の、最後、確認だけさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ペーパーに関しては、一切そういうことを私は申ししていません。ですから、私の話が聞きづらいのかもしれませんが、答弁していることは、一つ一つ問題によって答弁していますので、ペーパーについては、今、いろいろな事件が世の中にあります。それこそ何とか詐欺、何とか詐欺というものもありますから、それらも含めて、町民の皆様は、そういうことがハガキだとか文書で来たら、そういうことも頭の中によぎるのだろうなど。それを誰かに相談する、また、警察に相談する、

先ほど言いましたけれども、役場に相談するというのは、やっぱり適切な判断だろうなというふうに思います。ただ、それがたまたま町の文書であっても、町の文書がそこまで行き届かないような内容なら困りますので、もっとそういうときはわかりやすく丁寧に、これはそれと違うのだなと判断していただけるようなことにしていかなければならないということでもありますから、これを倫理委員会にかけるということは一切ないということで、全く関係のない話ですから、倫理委員会はあくまでもふるさと納税の職員の部分でありますから、その辺については分けて考えていただきたいと思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 私が言ったのは、ペーパーはきちっとやるということ、倫理委員会はふるさと納税ということです。それと、その都度出てきたときには出してくれますかということで、よろしいと言っていることですから、私の質問が悪かったかもしれませんが、今のペーパーで倫理委員会ということはないですから。その辺だけ、ちょっと確認だけ。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 仕切っていただいたとおりであります。

○6番（大住啓一） では、終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、10番阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいたので、2間について質問したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

1問目ですが、本別高校支援のあり方の再検討をということで、伺いたいと思えます。

道教委の高校配置計画案では、2020年度の入試の募集学級数について、現状維持か減少かの計画を、この9月に公表するとのこと。本別高校の2間口を守る取り組みはいよいよ重要になっていると考えます。

これまでの町としての対応の検証と、新たな支援策が必要と考えますが、見解を伺います。

道教委は、公立高校配置計画案で、本年9月に2020年度の募集学級数について公表するとなりました。管内では、本別高校を含む3校が、連続定員割れにより、学級減に危機感を強めているとの報道です。

これまで町としても、本別高校の教育を考える会を通じて、制服の購入全額補助、遠距離通学費補助、下宿代補助、通学バス運行、補助教材全額助成、部活動支援ほか、多くの支援を行ってきています。

本別高校の教育を考える会への支援という形で、本年度予算では2,736万円が計上されています。

高校としてもすごい努力をしていただいていることがたびたび報告されておりまして、魅力ある高校づくりに奮闘いただいているところですので。

町としても、本別高校の支援の輪を広げる町民のつどいなどを開催してきました。しかしながら、望む結果に結びついていない現状を好転するためには、これまでの取り組みの検証と、新たな支援策などの対応が必要ではないかと考えます。

そこで、私、提案というか、考えていることですが、①として、以前、中学生への調査では、高校選択の第1の理由に挙げられているのが、クラブ活動とのことです。現支援策の状況について、どうなのかなということ。著明なスポーツ選手の指導者を、年間とは言いません、一定期間招くなどの取り組みの検討をしてはどうかというふうに思いますが、見解を伺います。

二つ目ですが、要望があれば、例えば夏期、冬期の、いわゆる夏休み、冬休みの学習塾の開設の支援、あるいは、修学旅行では、友好姉妹都市ですか、ミッチェルへの修学旅行なども検討してはどうか。

必要なことは、具体的なことはそれぞれの財政事情とか、午前中も出ていました、ふるさと納税の活用などももちろん方法論としてはあります。大事なものは、やっぱり何が何でもこの本別高校を守るのだという覚悟を、行政も、私たち議員も、町民も、この覚悟を持つことが、今ここに来てすごい重要なのではないかなというふうに思います。

この2点について、まず教育長、そして町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の、本別高校支援のあり方の再検討について、答弁をさせていただきます。

今春におけます本別高校の入学生は36名と、4年続きの1間口となりましたことから、5月22日に、町長と私どもが北海道教育委員会を訪れ、本別高校の入学状況等を報告するとともに、次年度も引き続き2間口募集枠を確保していただきたい旨の要請を行ってきたところでございます。

本年度の地元入学者は、昨年度の19名から7名増の26名となり、進学率も40パーセントから53パーセントと増加を見たものの、今後も大変厳しい状況にありますことから、本別高校の教育を考える会におきまして、現行の支援策を検証し、資格取得検定及び模擬試験受験料の助成を半額から全額にするなどの見直しを行ってきたところでございます。

また、次年度における支援のあり方等につきましても、現在、調査、検討を進めておりまして、その結果を踏まえ、関係機関と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

1点目の、クラブ活動の現在の支援の状況であります。本別高校の部活動は、運動部6部、文化部4部の計10部でございます。このうち、従前から要望が高かつ

た卓球部におきましては、昨年4月からスタートしてございます。

考える会からの支援策といたしましては、活動費の一部を助成しているほか、高校からの要望により、運動部の4部に対しまして、町職員を初め町内の体育団体をお願いをし、外部指導者として派遣しているところでございます。

議員御提案の、著明なスポーツ選手の指導者招聘につきましては、他の事例を検証しつつ、費用対効果も含め、慎重にとり進める必要があるものにとらえているところでございます。

2点目の、夏期、冬期の学習塾の開設や、海外への修学旅行にかかわる提案についてでございますが、高校独自の先生方の御努力により、上位進学校と変わらない取り組みといたしまして、大学入試や看護、医療系専門学校の学力試験に対応するための講座を開設しているほか、夏期、冬期講習会も実施されております。

また、町の支援策といたしまして、介護の仕事を目指す本別高校生は、介護職員初任者研修が無料で受講でき、本別町に就職した場合は、介護従事者就業支援等補助金も受けられることになってございます。

御提案の、海外修学旅行につきましては、海外研修も含め、生徒の要望がどの程度あるのかを調べるため、現在、進学希望調査にあわせ、意向調査を実施しているところでございます。調査が終了次第、その結果を踏まえ、理事者、考える会、そして議員の皆さんとも協議、検討してまいりたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、本別高校の教育を考える会におきましては、今後も継続的な各種支援対策を講じるとともに、今年度につきましても町民の集いを開催するなどして、全町挙げて本別高校の存続に向けた機運を高める集会を開催する予定であります。

町教委といたしましても、本別高校の教育を考える会とともに、この厳しい状況を何とか乗り切るため、あらゆる手立てを講じてまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆さんの理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま教育長のほうから御答弁をいただきました。町長も多分同じ考えなのだというふうに理解をしているところです。

それで、この本別高校の支援が始まったときを振り返ったときに、私の受けとめ方ですけれども、金額ではないのだというような受けとめ方を実はしておりました。あの当時、たしか1,000万円ちょっとくらいからスタートしたように思っていますけれども、ただ、中学生の意向を、アンケートを何回かとりっしょって、先ほど申し上げたように、そのトップがクラブ活動だということで、今、そちらのほうに力を入れるような趣旨の話がありまして、一定、子どもたちの希望に沿った対応を始めるといふふうに思っておりますが、その費用対効果という言葉も出てしまったので、

そういうふうに言われると、というのもあるのですけれども、ここにきて、なかなか思うような結果が出ないということの分析というのをされていると思います。

それで、ことは、先ほどおっしゃったように、町内中学生が40パーセントから50パーセントにふえた、入学生がふえたということは喜ばしいことだと思いますし、来年、再来年ですか、中卒者がちょっとふえるというようなこともあって、間口を守るという運動の力になっていくというふうに思うのですけれども、私は、今検討中ということなので、今どうこうということは言えないのかもしれませんが、一定のやはりさらなる財政的な支出が必要になってきているのではないかというふうに私は考えます。

それはどういう方策に対してどのようなことかということは、今検討されているということなので、私の案ということで言えば、全国的に、やっぱり公立高校は同じような悩みがあります。これはインターネットで調べた話なので、見ればすぐわかると思うのですけれども、例えば見出しは「公立高校全国募集に活路」という見出しなのですが、12道県、30校が集まる合同学校説明会を開催とか、それから、要するに全国の中学卒業生に対して、うちの高校に来てくださいということを、北海道の幾つかの高校も参加して、その分野は300校というふうになっていました。全国で300校。要するに同じようなことで悩んでいるという状況は言うまでもないと思うのです。ですから、今いろいろ32県道、306高校というふうに、これはインターネットの情報なので、真偽のほどは、そこまではちょっと私もわかりませんが、北海道21校というふうに出ています。

だから、いろいろな検討の中で、いろいろな可能性を探っていくということは大賛成なのですが、私は、冒頭申し上げたとおり、少しこれは財政的なものも、支出も考えなければならないのかなというふうに率直に思いました。冒頭は、最初に、この取り組みはもっと心に訴えていく部分だと思っていたのですが、なかなかそうも言っていられないのかなと。

それで、もちろん財政のことも、私の案としては、やっぱり、午前中もふるさと納税の話が出ていましたけれども、ふるさと納税の財源というのは継続的なものではないですから、1発、2発というか、短期的なものだから、例えば高校の支援に使えるとしたら、クラブ活動の、例えば条件整備とか、そういうことに使うからお願いしますということを、例えば本別高校出身者、全国にいると思うのです。それで、多分卒業生の会がありますよね。そういうようなことも含めて、あらゆる可能性とあらゆる力を結集して、冒頭申し上げたように、何としてもこの本別高校を守ると、その姿勢を内外に示していく、教育長、町長、先頭になってそれを示していかなければならない時期だと思うし、町民の皆さんの中には、私、こういうふうに言われました。水をあけられたねと。詳しくは語りません。でも、これからゴールはまだあるというふうに思っておりますので、その辺の、①、②含めてのことなのですが、本別高校を考え

る会を通じてやることですけれども、やっぱり行政の構えだろうなというふうに思います。その辺について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 御答弁をさせていただきたいと思います。

今、阿保議員のほうから、財政出動までもしても、何かやるべきことはあるのかというお話でございましたが、私どもは、一番の思っていることにつきまして、ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、私どもは、本別高校が未来にわたって存続することを願っております。そして、さまざまな支援や活動を展開してございますが、単に本別高校を存続させるためだけの施策であってはならないと常日ごろから考えてございます。そこに通学する生徒の視点に立った教育環境の整備と、小規模であるがゆえの利点を大いに活用したきめ細かな指導体制の構築、さらには、激動する社会の中においてもたくましく生き抜く資質や能力を習得していただくための支援や協力こそが、生徒にとって一番の支援策であり、また、そのことが本別高校の魅力につながるものと思っております。

ある地域によりますと、給食費を無料にしたりとか、海外研修を全て公費で出したり、そういう施策も一部は私もあることは存じてございますが、本町の財政事情を鑑みした場合も、そこまで果たして財政を投入できるのか、そして、財政の配分、予算の配分をそこまで道立高校である本別高校に支援できるのか、その辺も十分に鑑みながら、議員の皆さん、それから町民の皆さんともよく意見を交換しながら、提案をいただきながら、前に進めていかなければならないものと思っております。

加えまして、道教委が小規模の維持、存続は、地元進学率の向上がカギであるということでございますので、現在、本別高校が進めております新たな取り組みに加え、町や本別高校の教育を考える会、そして、町民の皆さんから寄せられる貴重な提言をもとに、先ほども言いましたが、本町の財政状況を鑑みつつ、今何ができるのか、どのような方策があるのかを見きわめ、本別高校と地域が一体となった取り組みを展開してまいりたいと思っておりますし、そのための今協議を進める準備をしているところでございます。このことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ①、②を含めた形になりますけれども、今、教育長より答弁いただいた財政出動の考え方です。②の最後に書いてあるとおり、何が何でも本別高校は守る覚悟をというふうに書かせていただきました。これは単に町理事者とか考える会だけの話ではもちろんなくて、先ほど紹介した全国の高校の例もあったとおり、この地域の高校がなくなったら、まちが大変なことになるという認識なのです。本別も当然そうですけれども。ですから、財政出動の関係をここだけで話し合うことではもちろんないと思っております。町民の皆さんが、例えば今、先ほど言った2,736万円ですが、単純に現状でも、仮に入学者がふえればこれがどんどんふえていく金額で

すから、3,000万円とかとなる可能性も当然あって、そういうことの出動に、現瞬間では賛否あります。今、教育長おっしゃったように、それだけお金を使っているのかという意見も当然あります。ただ、何が何でも高校を守る、地域を守ることにつながるかどうかの議論をしないと、やっぱりお金のことですから、確かに両方の見方があるのですけれども、この本別町を守るという立場で考えたときに、その議論は避けて通れないと私は思うのですよ。それで、もちろん私自身も、同級生とかいろいろな方とも話をし、やっぱり両方の意見が出てきますけれども、でも、本別高校出身者からすれば、やっぱりこの高校を守らないとだめだねと、当然そういう話になるわけで、そういう力も借りて、先ほど卒業生のふるさと納税を通じたという目的、クラウドファンディングを使った、いわゆる目的を明らかにしたふるさと納税のあり方というのでも検討すべきではないかなという意味で申し上げましたので、財源が永続的でないから、特定のなものでそういうものでできないだろうかということまで考えて提案したつもりなので、ぜひ今後の検討の中で、さらに気持ちの構えを強くしていただきたいということと、あらゆる手段ということについての検討を深めていただきたいということを含めて、質問をしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 御答弁をさせていただきます。

昨年の3月に北海道教育委員会が公立学校配置計画の新たな指針を示しました。この指針につきましては、町議会の議員の皆さん、そして町民の集いでも私のほうから御説明をさせていただいたところでございますけれども、要は、今の1間口の高校であっても、従前は1間口であれば配置の対象になるという規定がございましたが、その後、20人になり、そして、昨年の3月には10名に満たない場合は配置計画の対象校とすると。20名に満たない場合は、その配置計画を留保すると。留保するということは、当面、行いませんよということでございます。現在、本別高校の入学者は確かに1間口を切って、大変厳しい状況にございますが、私どもは、本別高校と手を結びあって、さまざまな本別高校が取り組んでいる新たな取り組みも支援しながら、ぜひとも地元進学率を向上させ、何とか地元の中学卒業生30名程度を確保してまいりたいと、常日ごろ考えているところでございます。町外からも十数名来てございますので、それで1間口を確保できるという、数字的にはなっておりますが、実際には地元進学率が、先ほども申しましたとおり、昨年度よりも13パーセントは向上したといっても、まだ53パーセントでございます。その53パーセントをさらに引き上げるべく、地元中学生が本別高校に行きたいという、そういう支援策も検討しながら、地元の中学生はぜひ本別高校に行つて、私どもは18歳の春まではぜひ本別町で子どもたちを育みたいという強い思いから、さまざまな方々と意見を交換しながら、今後も進めてまいりたいと思っております。

そういう観点から、今、直近で本別高校がなくなるとか、存続が危ないということ

には、私は決してそういう状況ではないと思ってございますし、ただ、この状況がこれでいいのかといたら、私はそう思ってございません。まことに大変厳しい状況であるのは変わらないことでもありますから、1人でも多くの生徒さんが本別高校へ集うよう、これからも一生懸命努力してまいりたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 以前のアンケートの話をさせていただきました。主にクラブ活動が主だよというアンケートでした。この種のアンケートというのは、毎年のように、中学生に対してだと思えるのですけれども、とられているかどうか、そして、その結果に基づいた対応というのがされているのかなのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 御答弁をさせていただきます。

中学生を対象にしましたアンケートにつきましては、ここ数年、毎年実施してございます。昨年度は2回、その前は3回等と実施をさせていただきましたし、今、現にアンケート調査を今年度も実施中でございます。

それで、アンケート調査によりまして、生徒さんの意向、いろいろございます。先ほどもお話が出ていました。クラブ活動があったらいいと、特に卓球があったらいいということがありましたので、本別高校と協議を進めながら、その卓球部につきましては、昨年4月、部として正式に立ち上げをしていただき、今、子どもたちが卓球に励んでいるところでございます。

また、いろいろな部分におきましても、アンケート調査をもとに検証を行い、そして改善を進めているところでありまして、特にことしのアンケートにつきましては、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、海外研修について、中学生の皆さんはどう思っているのか、今まではその項目は入れてございませんでしたが、私ども本別町教育委員会の学びの一つに英語というのを位置づけしてございます。その観点から言えば、海外研修も一つあり得るのだろうかという思いから、中学生にそのアンケートの項目をつけさせていただいて、その結果を見て、また皆さんと御協議をしていきたいなと思ってございまして、アンケートにつきましては、それぞれ中学生が希望される部分をできるだけ現実になるよう頑張っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目にいきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時05分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、私の質問、2問目にいきたいと思います。

2問目は、行政町民懇談会の開催で住民自治の推進をということで伺いたいと思います。

町民の皆さんの行政への要望、意見を直接聞く場として、また、町の重点施策などを伝え、理解、協力を求めたいことなどを伝える場として、さらに住民参加のまちづくり推進のためにも、行政による町民懇談会を開催する考えはないかを伺いたいと思います。

議会は、ことし10回目の議会報告、町民懇談会を終了し、速報版も発行したところです。

議会の懇談会の中でも、かなりの数の行政への要望が出てきます。議員の立場ではすぐに答えられないものも多く、後日、担当課などで確認をし、速報版などでお知らせをしているところです。

町民の皆さんの中には、いろいろな意見、考えがありますが、行政としても懇談会を開催し、それらを受けとめることもまちづくりには必要なことだと考えます。

道が平成26年に調査した市町村における住民自治や協働等に関する取り組み状況、アンケートですけれども、道内176市町村から回答がありましたけれども、これでは、住民自治や住民参加、協働の取り組みが一層重要だとしておりますが、町民懇談会はそういうことの基礎になるのではというふうに考えるところです。

そこで、①ですが、行政として年間スケジュールに町民懇談会を位置づけ、実施していくべきと考えますが、見解を伺います。

②ですが、あわせて、町長がおじゃましますの取り組みも可能な限り積極的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員の2問目の、行政町民懇談会の開催で住民自治の推進をの質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の行政として年間スケジュールに町民懇談会を位置づけて実施していくべきとの質問であります。

これは以前にも阿保議員から一般質問で町民懇談会の開催について御質問いただきました。その際にお答えさせていただきましたけれども、広報・広聴活動はまちづくりの原点でありまして、とりわけ広聴活動として、町民の皆様の御意見や要望をお聞きすることは、政策の企画、立案の際に参考になると同時に、まちづくりの各種施策の検証につながる事となるので、このことがさらに進歩、成熟したまちづくりにつながるものと考えておりまして、この思想については変わらずに持っていようということであります。

この間、私が町長に就任する以前より、町政懇談会や町長と町政を語る集いは、また、まちづくり懇談会などの名称によりまして、町民の皆様との対話を行う場を設けてきた経過がございます。

それぞれにおいて、参加しやすい環境を考慮しながら開催してきたものでございますが、参加者が年々少なくなり、あるいは、固定化する傾向から、気軽に自由な時間に参加できる雰囲気のある懇談会となるように、また、町民との直接対話を基調に、公正公平な町政を推進するために、参加者を待ち受ける方法ではなくて、こちら側から出向いていく方法による直接対話とする町長がおじゃましますを平成10年の1月にスタートしました。初めは期間を設定して、自治会及び各種団体を対象に、町長の日程調整をしながら、テーマを設けずに実施をしてきました。初年度は62自治会及び団体で開催させていただいた経過がありますが、その年を通じて88カ所、全部の自治会を回らせていただいて、お遍路まいりというような名称がつくぐらい、それぞれ地域の人と懇談をさせていただいた、そういうこともございました。

したがって、年間スケジュールによる開催につきましては、これまでの経過を述べてきましたとおり、町民の皆様をお呼びして待ち受ける方法となるので、これらによらない方法としての進め方によりまして、住民参加、協働による住民自治の推進を図ってまいり所存であります。

次に、2点目の、町長がおじゃましますの取り組みも可能な限り積極的に進めるべきとの質問であります。先ほども申し上げましたとおり、この制度につきましては、平成10年の1月からスタートしたのですが、現在も随時、自治会連合会の会合や、町広報誌で開催希望を呼びかけながら、要望に応じて開催をしてきております。

近年では、平成28年に2団体、平成29年、30年では各1回の開催となっておりますが、団体、自治会を抜かしたほかは、それぞれ青年の集まり、また、婦人団体、それぞれ自治会の集まりなどを含めて、時間を設定して、あらかじめスケジュールでなくて、お互いに時間を合わせた中で、その都合のいい時間ということで、それぞれ中規模、小規模含めて、それぞれ開催をさせていただいてきているところであります。

御質問のありましたとおり、私としても、常に前向きに、可能な限り積極的に進めたいと考えておりますので、町民の皆さんにはその思いが伝わるように、これからも鋭意努力させていただきたいと思っております。

一つとしては、この周知の方法として、周知の仕方とか、回数、また、開催の方法として、対象とするまちづくりテーマや時間帯など、内容全般について、これはさらに検討を加えながら、もっと気楽に参加し、また、集まれる、そういう意見交換ができる、参加していただいた方々がより充実感を持ちながら、満足感が得られるような懇談の場になるように、また鋭意努力して取り組んでいきたいというふうに思っています。

直接職員を伴ったの広報・広聴活動はかなり少なくなってきましたが、それぞれ少人数、個人的含めて、町長という立場で懇談する場というのは、また最近はずっといろいろな青年のいろいろな取り組み含めて多くなってきたのも事実でありますから、これも職員とも先日も相談したのですが、その都度、職員、また、広聴・広報にも声をかけながら、ともに町民の皆さんの思いや願いをしっかりと聞き取る、及びそういう活動をしっかりして、またまちづくりに生かしていくと、こういうことでまた対応させていただくということを申し上げて、答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま取り組みの内容について伺いました。そのような取り組みは継続的にされているというふうに理解をしたところですが、まちづくり、あるいは住民自治の推進という観点から考えたときに、ことしの第1回定例会の町長執行方針で、第5項のところ、⑤のところで、町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりという中で、協働の視点で培ってきた町民力、地域力、行政力が発揮できるまちづくりを進めるというふうに述べていて、このことは、やっぱり住民とのいろいろな対話ということを重視されているというふうに理解をしているところです。

それで、思い起こすと、口蹄疫のときにも、本当に住民参加の中で、それから、洪水による河原の石拾いも、本当に町長、この二つはいつも大体おっしゃっていると思うのですが、町民の皆さんが本当にこのまちを守り発展させるという立場で取り組んだ二つの象徴的な出来事かなというふうに思っております。

それで、最近、町長今おっしゃったように、日程を示して場所を示して、ここでやりますよというところにはなかなか参加が少なくなってきたのが事実だということも理解はできます。議会も同じような悩みも抱えながら今までやってきていますが、ただ、参加された人は、やっぱりそれなりに問題意識なり要望なりを持って参加されていることで、回数を重ねる中で、そういう参加人数が少ないというふうなことは解消できるのではないかなというふうに思って、町長の今のお話を伺っておりました。

例えば、勇足、本別市街、仙美里地域、代表的な3地域ということになりますけれども、この辺を基本に置いて、何十カ所でもなくとも、町長もお忙しいのは十分わかっていますので、毎年何カ所かで、この3地域を中心に、行政の懇談会を開催するというのを再度試みてはどうかというふうに思うのですよ。町長がおじゃましますと、町長が中心に行っていらっしゃると、いろいろな青年部の集まりなどにも行っていらっしゃる、それは十分評価できることだと思いますが、住民側からは、例えばよく出るのは、やっぱりあそこの道路がちょっとおかしいのだけれどもとか、ここがちょっと困っていることがあるとか、あの施設がこういうふうにちょっと老朽化しているとかということ結構出る話なのは御承知だと思います。そういうときに、やっぱり関係の担当課長がいたほうがその話は進むし、キャッチボールがうまくできるという状

況になるかというふうに思うのですよ。

それで、回数はそんなに多くなくてもいいと思うのです。ただ、今言ったように、3地域を基本にした年間スケジュールの中に、やっぱり担当課長を伴った懇談会を設けるべきだと私は思うのです。町長が町長に初めてなったころから、町民の皆さんも随分年齢もいった方もいらっしやって、なかなか町長自身がそういう方の意見を聞く機会がないのではないかなというふうに思うのです。それから、若手の方の中には、やっぱり昔の町政のあり方、さっき言った口蹄疫とか石拾いのことを覚えている方もいらっしやると思うのです、子どもたちもやってくれたから。だけれども、やっぱりそういうときのまちづくりの雰囲気というのは、ちょっと忘れられるかなというふうに私は感じるものです。

ですから、前に町長に言ったことがあると思うのですけれども、実ほど頭を垂れるという話、偉そうに言ってしまいましたけれども、町長の中にある原点というのは、やっぱり町民との対話だと思います。それで、今、先ほど来ずっと出ているいろいろな課題でなかなか大変な状況だということも、もちろん議員として十分理解しているつもりですが、こういうときこそ、原点の住民対話に立ち返る、そのことが、私は町長の許される日程、各課長の許される日程の中で、ぜひ組んでみてはどうかなど。最初はひょっとしたら5人、6人かもしれません。でも、やっぱりそのときの町理事者として住民の声を聞くという姿勢が広がっていけば、ではこういうことを聞きたいから行ってみようかという話にもなり得るといふうなことに期待をしているわけで、そこはぜひ町長も課長方と相談をして、考えるべきではないかなということをご提案したいと思います。

それから、全課長を全部参加していただくというのも、もちろん住民側からすればありがたいことですが、逆に町として、例えば、これは例ですよ、老人ホームの建設についてというふうなテーマ、幾つかのテーマを持って、これについて町民懇談会をやりたいのというような働きかけもあり得るのではないかなと。その辺は、私からこうやれああやれということではなくて、そういう工夫もしながら住民対話を進めることによって、ほかのまちでは、やっぱりそういうことが基礎になって住民自治に発展していくような、いわゆる自治会単位で町政にいろいろ意見を申し上げていくというようなことも実現しているところもあるようですけれども、今回はそれには触れませんが、そういうことの基礎になり得る話かなというふうに思っているものですから、その辺を、くどいようですが、町長の時間がなかなか大変なのはわかりますけれども、本当に年間の中で組み込んでいけないだろうか。町長の公の公務は、多分、1カ月以上前に日程が決まると思うので、その辺は可能な限りということ言えば可能ではないかなというふうに私は思うのですけれども、その点について、再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 当初の思いから含めて御質問いただきました。まさに原点ですから、それは大事にしてまちづくりをしていく。誰のためのまちづくりかという、もちろん町民の皆さんの、また、子どもたち、未来のためのまちですから、それはしっかり、今、その立場を預かって、次の時代にバトンタッチしていくという大きな役割ですから、それは大事にしていきたいなと思いますし、言われるとおり、私はやってみてというか、いろいろな説明会とか、懇談会というより説明会になると、やっぱりなかなか集まってきづらいですね。だからそういうことでなく、工夫しながら、いかにたくさんのというか、気楽に集まっていただける、参加していただけるかという方法をやっぱり考えながらやっていこうと思ってきました。なおかつ、余りかた苦しくなく、本当に気楽に参加できる、そうすればその中でいろいろな意見も出やすいですし、ざっくばらんに、また本当にお互いに話し合うことができるということでもありますから、そこを重視していこうかなというふうに思っています。

それで、つつい時間のあるときに自分で出かけたり、また、来てもらったりしてやることが多いのですけれども、やっぱり言われるように、ちゃんとした形の中で行く。ただ、やってみてわかることは、テーマを決めて行くと、非常にやっぱり参加しづらいというのがあるのです。これがやっぱり今までやってみて、私どもも、これはやらなければならないことだからと思って行くのですけれども、これは反省かなと思います。でも、一番集まっていただけるのは、やっぱり自治会単位ですよ。市街地区の大きいとかというより、農村部へ行くと非常に気楽に集まっていただくのです。余り集まっていただくと、その後がなかなか大変だということもあるのですけれども、なかなか気を使い過ぎるということもありますけれども、でも、やっぱりそういう単位で、特に私の町長がおじゃましますを始めさせていただいた一番のきっかけは、男性の大人の社会というのは、いろいろな団体だとか役職含めて接する機会があるのですが、家庭の中で、また、仕事をして頑張っている、特に女性の人たちと接する、女性の声を聞くというのはなかなか、言うなれば台所の声を聞きたいというのが一番ありまして、直接私どもで出かけて行って、職員数名と出かけて行って、それぞれ小さい自治会も、人数の多い自治会も含めてずっと歩かせてもらいました。そういう経過もありますから、そういうことももう一度また立ちどまって振り返ってみて、しっかりまた対応して行って、今、地域をしっかり支えていただいている皆さんの思いだとか、まちを支えていただいている多くの先輩や、これからの若い世代も含めて、そういう何といてもまちづくりの原点の住民対話を大事にしていきたいなというふうに思っています。改めてこのような提案をしていただいたことに逆に感謝申し上げながら、もっと気持ちを新たに、しっかり取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

早速きょう、お昼に連絡が来て、若者、商工会と農村と、両組織が、26日から懇談をすると、こういうことで日程も決めていただきましたし、これにまたはずみをつ

けて頑張っていきたいなと思っています。

以上申し上げて、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほど、町長がおじゃましますが一番身軽に動けるといのは十分理解をしているところですが、受ける町民側からすると、例えば副長を連れていってくださいとか、総務課長には悪いのですけれども、総務課長もついていってというような、やっぱり町長も職員を連れていくこともあるということだと思のですけれども、やっぱりそういうスタイルが望ましいと私は考えます。町長が身軽に動くことも否定は決してするものではありませんけれども、やはり町長を先頭に役場の人に来てくれたということは非常に重要なことだと思います。その点について、今後、チャンスを待つのと、チャンスをつくる、その両面で、住民との対話を進めるということをごひ取り組んでほしいものだと考えるところなのですが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ありがとうございます。私どもも一番念頭に置かなければならないのは、これから長い間まちづくりに携わる、やっぱり若い職員の意識とかモチベーションなど、ここも含めて、課長職ももちろん同行していただけるということは本当にありがたいことですが、でき得れば、少しでもまだ年数のたっていない若い職員が、地域の方の思いや、また、それぞれの歴史だとか、そういうことがまちづくりの中にしっかりと身につけるように、そういう逆に職員の研修の場、勉強の場として、ぜひそういう活動をしていきたいなと思っています。提案をいただいた部分についてはしっかりと受けとめて、これからも住民対話、本当に中心に置きながら、職員が一丸となって、私どもと地域の中でのコミュニケーションづくり、また、まちづくりの対話をしっかりと努めていきたいなと思っております。

以上申し上げて、答弁とします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 一つだけ、若い職員の話がされたので、余り時間外に行ってもらっては申しわけないなという気持ちがあつて課長という表現をしたところなので、日中の勤務時間内で取り組めることがもしあれば、それは大いに、今町長がおっしゃったようなことで、例えば何か施策の説明で、先ほど例を挙げた老人ホームみたいなこととかあった場合に、それはやっぱり担当の職員が一番知っているわけで、それはでも説明会というどうしても形になってしまうので、住民の皆さんの意見を聞くということにはならないと思うのです。可能であれば、そういう時間外にならないようなことも工夫しながら、ぜひ前向きに取り組むべきというふうに考えますので、そのことを最後に伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 本当におっしゃっていただいたとおり大事なところですから、わかりやすく言えば、勤務時間内は職員の研修ということも含めて、ぜひ1人でも多くの若手職員の皆さんに地域と一緒に歩いていっていただければなという思いの中で、それぞれ可能な課に要請をしながら、それぞれ人選をしてもらいながら、テーマがあればテーマのところの担当はもちろんです、そういう若手職員を中心にということであります。

また、時間外については、それぞれまた大事な時間ですから、これも管理職を中心に、課長方を中心に、しっかりとそれぞれ働き方改革に逆行しないようにぜひ努めていきたいなというふうに思いますので、その配慮も十分させていただきながら、それぞれ地域の中へ入っていきたいと思います。

以上であります。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、4番石山議員。

○4番（石山憲司） 議長の許可を得ましたので、防犯対策の推進について、通告した1問、質問させていただきます。

通学路の見守り強化と町内防犯カメラ設置の協議、検討経過についてお伺いいたします。

本町における安全確保や犯罪未然防止について伺います。

まず1点目、通学路の見守り強化についてであります。

昨年の不審者事件以降、こども110番の家の新規登録もふえ、5月にはこども110番の家スタンプラリーも行われ、また、すきやき隊や交通指導員の方々による登校時の見守りも行われています。

今後、これらの協力依頼も含め、継続、強化していく必要があると思いますが、お伺いいたします。

続きまして、2点目、防犯カメラの設置については、昨年9月の定例会にて質問しており、協議しますとの答弁がありました。

先月、川崎市多摩区での児童ら20人が殺傷された事件等、凶悪な事件が発生しています。

見守りも大切ですが、限界があり、新たな技術として防犯カメラの導入が指摘されています。

また、帯広市を初め全国的にも防犯カメラ設置を推奨する警察署が増加してきています。

そこで、改めて防犯カメラの設置、管理運用のガイドラインと、警察との協定等について、進める考えはないか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 石山議員の、防犯カメラの設置についての質問の答弁

をさせていただきます。

まず、1問目の通学路における見守りの強化についてでありますけれども、昨年11月から、住民課、教育委員会、子ども未来課、保健福祉課などの生活安全にかかわります関係部局が集まりまして、こども110番の家の登録状況だとか、また、交通安全指導員、すきやき隊の見守り活動に関する情報のネットワーク化、青色回転灯のパトロールの基本ルート構築、さらに、通学路の危険箇所のマップに関する情報の共有など、計5回にわたり、防犯、交通安全などに係る内部協議を行ってまいりました。

その結果として、青パト隊やこども110番の家、交通安全指導員、すきやき隊の見守り活動などのさまざまな取り組みを4月1日号の町広報誌で紹介をさせていただきました。

また、町内におきましては、商工会、また、防犯協会が本別警察署と連携して、子どもの見守りや不審者の通報を行ないながら見守り活動、これが5月から始まる。協定を結んで、これが5月から始まり、まちの防犯意識が徐々に高まり、また、広がりを見せているところであります。

これらの取り組みや、各団体が取り組んでおられる見守り活動、さらに、地域住民の皆さんに御協力をいただいております活動を継続、強化することは、なお一層の効果が期待できるものと感じておりますし、したがって、今後も各関係団体の方々、地域の皆様との連携、協力をしながら、見守り活動を進めていきたいと考えております。

2問目の、防犯カメラの設置に関する質問であります。これまで石山議員からも、去年、御質問いただきました。これまで役場内の関係部局や、また、本別警察署、防犯カメラの設置業者と協議をしてきました。このほかに、カメラを設置している近隣の自治体へ、また、その設置に至る背景だとか現在の状況について、それぞれ聞き取り調査を行ってきました。

また、これと並行いたしまして、民生委員・児童委員協議会だとか、自治会連合会の役員会、在宅福祉ネットワークなどにおいて、防犯に取り組むまちづくりという視点から、こども110番の家のPR活動を行ってきたところ、昨年12月の時点で34件ありました登録数が、きょう現在で65件と、ほぼ倍増に至っている状況であります。これはひとえに町民の皆さんの、自分のまちは自分たちで守る、地域の子もたちは地域で守るという高い意識のあらわれと、敬意を表するとともに、これまでの取り組みの重要性を再認識していただいたところでもあります。

今後は、登下校時の安全確保に向けて、通学路沿いや公園の周辺などを中心に、こども110番の家の登録のお願いを行ってまいります。

昨年6月に政府が示しました登下校防犯プランでは、子どもの被害は特に帰宅時間が分散する下校時に集中しているとされていますことから、町全体で取り組む見守り活動や防犯パトロール、実際に危険を感じたときに駆け込めるようなこども110番

の家といった、これまでの取り組みを重点的に展開させていくことが、本町の防犯活動につながるものと考えております。

今後は、こども110番の家をさらにふやし、全体が見えるように、マップ化したものを子どもたちへ周知をして、ホームページ上に公開するほか、日中、町内を車で移動する町公用車や民間事業者に防犯パトロール中というステッカーなどを貼っていただきながら、仕事をしながら防犯活動に協力いただくこと、また、ウォーキングやジョギングにパトロール中のたすきをかけていただくとか、また、腕章をかけていただくなどのアイデアを凝らしながらPRしていただくことなどを検討して、まずはまち全体で防犯に取り組んでいるという姿勢を広くPR活動を進めていきたいというふうに思います。

御質問にあります防犯カメラなどの防犯システムの重要性に関しましては、前回の御質問時にお答えさせていただいたとおり、事前に犯罪を踏みとどまらせる抑止力も含めた地域防犯力の向上や、犯罪者の検挙など、事件の早期解決を鑑みたときには有効な手段の一つでありますから、総合的な取り組みの一つとして、引き続き設置や運用に関するメリットやデメリットも含めて、情報収集、また、調査、研究を行ってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、まずは町民一人一人が歩く防犯カメラの意識を持って、不審者情報などの情報共有に努め、地域ぐるみの防犯体制の充実、強化を図ってまいりたいと考えておりますので、一層の御理解、御支援をお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） まず1点目について、再度お聞きしたいと思います。

すきやき隊等の見守りでございますが、私も十何年前からさせていただいておりますが、当時から見ると、七、八年前は、六、七、八カ所に10人ほどの方が登校時に立っておられました。現在は一、二カ所で、わずか二、三名でございます。これだけ減少しております。

今後、こういう見守り隊とか、交通指導員の方も立っていただいているところもございます。これを今後どう維持していくかということは、人材の確保なくしては維持できないことだと思いますので、どのような方法といたしますか、をもって事業を推進していくのかについて。

また、今、町長の答弁の中で、ながら見守りという言葉が出ました。これは今、本別警察署でも推奨しております。例えば日常生活上における犬の散歩のときとか、そういうものを登校時にやってもらう、または買い物等に行くのも、できれば下校時にあわせてまちに出ていただいて、大人の目が常に子どもたちを見守る、そういう運動で、多くの町民に参加等と呼ばかけていかなければならないことではないかと思いますが、いかがでありますか、お伺いいたします。

それから、ちょっと私、2点目でございますが、町長は、各種団体、例えば民生委員、自治連ネットワーク等に協議したと。これはあくまでも見守りについて、挨拶の会で述べたことは私も理解しておりますが、具体的に防犯カメラについてどうなのか。

例えば、町長がさきの答弁で言うておりました。協議するのは警察署という名前、それから、生活安全推進協議会という名前は出ました。それらとの協議、特に生活安全推進協議会は、暴迫、防犯、補導員を統合した組織でございますので、防犯活動の本町における主体的なものであると理解しておりますが、それらと協議がどのようになされていたのか、その辺について、具体的に今、私は見守り活動だと思いましたが、民生委員さん、自治連ネットワークという名前が出ましたが、これは説明しただけで、協議していたのか否かも含めまして、どのようなものか、まずお伺いしたいと思います。

それから、後半部分に出ました安全マップの作成、これはかつて補導委員会で作ったことがあると思いますが、これらもまた非常に素晴らしいことだと思います。それから、公用車に交通安全も含めたステッカーを貼付してといますか、つけて走る、これはぜひともやっていただきたいし、できれば橋の上を歩いて通勤している職員の方もおられます。ぜひとも今町長のおっしゃった腕章等も含めて、職員皆さんも御協力できるところは御協力していただきたいと思います。

そのようなことを含めて、最初の1点目と2点目について、再度お伺いたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますけれども、まず、すきやき隊含めて、人数が少なくなっているというのは、本当に今、現状でありますけれども、またこれも再度、こういう子どもたちも含めて、思いを持っている方々含めて、すきやき隊のまた要請、募集も含めて取り組んでいきますとともに、今頑張っている皆さん方の声もしっかりと、地域、地域に届けていただくような方式をとりながら、子ども見守り隊、また、子どものみならず、すきやき隊、また、この指導をしていただく方々の人材を広く募集していきたいなというふうに思っています。

ながら見守り隊、ながらというのはそうですが、私ども、ずっと前から提案させていただいたことは、特に在宅している高齢者の皆さんだとか、今、石山議員から質問ありましたように、例えば散歩するとき、また、ジョギングするとき、いろいろありますけれども、買い物するときは、なるべく子どもたちが下校時に、外に少し出てくださいと。そして近所の子どもたちが帰ってきたら、一言声をかけて、またあしたも頑張っておねというような声をかけていただくと、やっぱりみんなが見てくれているのだな、見守ってくれているのだなと、そういう安心感もあって、また、そういう大人とのコミュニケーションもある。そういうことも含めてずっと提案をさせていただきながら、各自治会や、また老人クラブの集まりなども含めてお願いしたところですが、その反面、そのかわりではないですけれども、子どもたちが声をかけたときに、大人

が2日続けて声をかけなかったら挨拶しなくなるからね、その辺も頼むねというぐらいのことでお願いしながら、本当にみんなで子どもたち、そしてまた、逆に大人もそういうことで元気をもらうような、そういう地域のあり方を含めて、今まで声のかけ合いはさせていただいたところでもありますから、これもあわせて、今御提案ありましたように、ぜひ犬の散歩もよし、また、ジョギングもよし、散歩もよし、買い物もよし、こういったことを、要するにしながら見守り隊、これは商工会と警察署の協定もありますけれども、これを含めて、我々も全体的に、まち全体がこの運動に参加できるように努めてまいりたいと思います。

防犯カメラの件、石山議員からも申請をしていただいて、質問いただきましたけれども、防犯カメラを設置しているところの調査などもさせていただきましたが、私が特に申し上げているのは、防犯カメラを設置する以前のやっぱり対応というのが一番必要であると。できれば防犯カメラに頼らないような、防犯カメラがなくても安全、安心のまちづくりというのをみんなの力で、町民力でつくっていかうと、そういうのがやっぱり基本だなというふうに今まで思ってきましたから、つけることの相談はしていません、はっきり言って。でも、これは必要か必要でないかというところがあったら、ここに置いたほうがいいのではないかと、ここに置いたらということの話はぜひそれはということの話はしています。ただ、ここに置いたらいいんでないか、あそこについたらいいんでないかという具体的なものは実際には出てきません。例えば駐車場という話も中にはありました。でも、駐車場にあるということは、駐車場で何かあったときに、それは見られるということでもいいですけども、でもそれが、しからばどこで、誰が、どうするかということも含めて、やっぱりなかなか団体全体で話すということではありませんけれども、話してもなかなか答えは出てこないということですから、もう少し、本当にこういう防犯、抑止含めて、安全、安心の対応をした中で、その中でどうしてもこういうところが、やっぱり本別町のセキュリティ上、防犯カメラが必要だとか、そういうことが具体的に出てくる場合については、私どもも積極的に、また調査も含めてやっていかうと。

しからば、ほかの近隣の自治体はどうなのかということで調査をしたところ、やっぱり本別町のような取り組みをしているまちは、やっぱり防犯カメラはほとんど設置はしていない。現実ね。いいとか悪いとかでないですよ。でも、やっぱりこういう組織も何も取り組みをしていないところは、やっぱり何か所かつけてある。それは維持管理も含めてちょっと大変なのだけれども、そういうことも含めて見張らざるを得なかったというような答えもざっくりばらんに聞いていますけれども、本別町はそこまでいくためにも、まず特にカメラを設置するかしないかのことも含めて、今協議させていただいて、本当に必要なところであれば、これは設置をしなければならないということは私どもも十分理解していますが、そういうことも含めて、今、聞き取りも含めて調査をさせていただきます。

これは警察署に相談したら、それはぜひつけてくださいということは絶対に言います。それは絶対つけてと言いますよね。でも、そのことは、うちの警察署はそこまでは強行にというか、絶対つけてくださいという話はすることはありません。ただ、それはあくまでも協力依頼とか、町の姿勢だとか、また、それぞれ事業所の都合だとか、いろいろありますから、そういうことも含めてあります。町内の中でどれぐらいあるのかということも含めては、銀行だとかコンビニだとか、そういうところでそれぞれつけていますけれども、本別はどこかということについては、まだ通学路といっても、まだまだそこまでの判断には至っていないということを申し上げたいというふうに思っています。

質問した以上は何としてもつけてほしいという気持ちは、これはわからないわけでもありませんし、ですから、必要性が、本当にここだということが定まって、そういうことで全体の中でお話できれば、その対応をさせていただくということを申し上げて、終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） まず最初のほうの1点目の話ですが、確かにすきやき隊とか、減ってきている。今、町長言われたとおり、安全というのは町民全体で確保していかなければならない、その趣旨は十分理解しております。ぜひともこれらの団体を、育成というわけではないですけれども、助成していける方策は考えていただきたいと思えます。それから、各団体におきましても当然でございます。

特に先ほど言いましたながら見守りについては、ぜひ本別町で推奨して、町が町民、各団体へ大いに推奨していただきたいと私は思いますので、改めてお伺いしておきます。

2点目の防犯カメラでございますけれども、町長、ちょっと設置云々、必要性をまだ協議していると。そして、警察に行けば、当然警察はつけるだろうと。生活安全、生安とは協議していますか。それを再度お伺いいたします。

特に生活安全、防犯、暴追、補導員、これらが統合してできた組織でございますので、本町の防犯推進の核ではないかと私は思っていますが、肝心のそこに必要性の協議もしていないとなれば、これはいかなるものであるか、再度その点、答弁をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ながら見守り隊は、本当にこれ、私どもも町民の皆さんにお願いしながらやっていくということではありますが、これは本当に大事なところですから、そういう活動をまち全体の中でやっていただきたいというふうに、これはことあるごとにまたお願いをしたいなと思っています。

2点目の質問であります、生安と協議しているかということではありますが、生安

と協議しているとか、どこで協議しているということではありません。警察署の皆さんに、つけたらいいですかと言ったら、それはつけたほうがいいですよと、これは間違いなく言うと思います。ただ、私どものまちづくりとして、防犯カメラがどこの場所にどう必要かということ、例えば交通安全指導員だとか、それこそすきやき隊の方と話したとしても、それはなかなか答えの出ないところですよ。本当にそれが必要なのかというと、それは石山議員は必要だと言ったら、どこが必要だということもあるかもしれませんが、私が今言わせていただいているところは、できれば防犯カメラに頼ることのないような、そういうまち挙げての安全対策含めて、110番でもそうですし、また、見守り隊もそうですし、ながらもそうですし、こういうまちづくりがやっぱり一番でないですか。その中で、どうしてもここだけはしなければならないというところがあるとしたら、それは私ども、何も拒むものでありませんから、そういうことにしてくださいと。例えば今、何基つけるかということだって、それは全く協議もしていませんし、そういうことになっていません。そのことだけしっかり、私は生安を通じてどうこうすると、それは警察署としては生安は当然その立場かもしれませんが、警察署も、いつも署長さんも言われるのは、まちの安全、安心は、町民の皆さんとの情報を共有して、協力体制がなければだめだと、まずこれが原点だということでもありますから、そのことも含めていくということでもありますので、カメラというのはその中の手段の一つでもあるということ間違いありませんけれども、それが全てでありまして、それを先行するという話にはまだなっていないということだけ申し上げたいと思います。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 町長、ちょっと誤解されていると思うのですが、生安というのは警察の生活安全係ではございません。本別町生活安全推進協議会のことを言っております。これは警察ではございません、御存じだと思いますが。必ずつけるかという意見ではなく、昔、生安の中でも、実際に防犯カメラについて質問が出て、話したこともありますよね。町長、あのときおられたと思うので、御理解されていると思いますけれども、その生安とも、設置の必要性についてさえ協議をしていないということはどうなのですかという質問をさせていただいたのです。

確かに町長言うとおりで。今、どこに、何個、どのような機能のカメラをつけるか、私は聞いているのではございません。今言ったとおり、必要性、必要なかどうか、それを協議して検討してくださいというのが設置についての質問だったと思います。確かに町長、前段に言いました、町民の不安的なもの、それについては私も昨年9月の定例会のときに、本別町にアンケートはないけれども、よそのアンケートによると、やはり肖像権の問題や、それがどのように活用されるのか、ここに不安がありますよと。ですから、設置に関しましては、管理、運用のガイドラインはきちっと作りましょうと。そして、それを実際に開示するときには、警察を初め捜査機関

に提供する場合には、しっかりとした協定を結んで、町民の不安を解消しましょうという質問をさせていただいたつもりでございました。

したがって、今の答弁でいくと、もちろんそういう不安の解消のところは協議されていないと私は推察しますけれども、まずそういうところは各機関と協議して、町民につけていかどうかを問う前に、そういう不安を持たないような、今言ったガイドラインにするのか、警察とはちゃんとこういう協定を結びます。もう十勝管内でも、既に士幌とか広尾、協定を結んでいますね、警察と、防犯カメラについて。そういうところだってあるのです。そういうところを参照にして、町民に不安のない形で、設置について、必要性があるか否か、それを協議するのは役目でないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 防犯カメラが必要であるかないかでなくて、それは石山議員の質問であります、当然。やるためには、肖像権の問題から、個人の情報問題からいろいろ含めて、逆に言うと、こんなものなしてつけたのだと言われるところもあって、外したところも、それは日本全国にたくさんありますよ。でも、今、私どもが話しさせていただいているのは、こういうことも安全、安心上の一つの手段にはなるかもしれないけれども、できればカメラを設置しなくても安全、安心が保たれるような、登下校含めて、子どもたちも含めて、安心できる、そのためにいろいろなこういう町民の皆さんや団体に協力いただいて、本別のよさを発揮していきましょと。そのときに、カメラをつけることがいいですか、悪いですかという協議は、私はしません、これははっきり前から言っていますけれども。ただ、いいか悪いか、どうだい、カメラ必要かいという話はしますよ。それをまさか生安の中の会議で、あれだけの人数の中でやるわけにいかないですから、それは全然。いろいろな話がありますから、事前にいろいろな話を整理していないとごちゃごちゃになりますから、そんな話はできませんけれども、それはふだんのこういういろいろな取り組みの中で、どうしても取り組みが一定程度進んでいったときに、まだどうしてもこういうところがやっぱり不安だとかというところがあって、こういうところはぜひ防犯カメラが必要でないか、そういうことになってくることであれば、そのときは何も私どもはその設置について拒むものではありません、こういうことで申し上げます。

だから、石山議員の言うことも十分わかりますし、石山議員が提案していただいたこと、前に質問していただいたことを否定するものでも何ものでもありませんから、その前段として、そういうところに行くいかんかの判断の、まずその前段で、こういうこども110番だとか、また、ながら見守り隊だとか、いろいろ含めて地域の協力をいただいて、まさに家族のまちづくりの中でみんなで見守って支え合っていく、そういうまちづくりということとお話をさせていただくので、決して誤解も何もしていませんので、そういうことです。カメラをつけることには否定もしませんし、肯定

もしませんし、それが先行するという何ものも私は持っていませんということだけ申し上げたいと思います。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 確かに町長のおっしゃるとおり、防犯カメラなどはない社会が一番いいです。それは誰も皆同じだと思います。警察が要らない社会が本当はいいのです。でも、警察は必要なのです。そこはやはり理解していただきたいと私は思います。

それから、先ほどの町長の答弁の中で、防犯カメラを撤去したところがあるというお話をしました。これはちょっと皆さんに誤解を与えてはいけないので、一例だけ言わせていただきます。札幌市は、私の前回の質問でも言いましたが、高額な寄附のもと、2,000台を3年間にわたって設置すると。各自治会であるとか団体に補助を出すと。だからつけてくださいよというのが札幌の施策でございました。ある自治会で、住民の反対があって撤去したと。つけたのを回収して、その補助金は自治会が負担してお返ししたというのがありますが、これは自治会の中の問題でございまして、役員だけで決めてやったからだめだという、そういう、これは19年2月14日の道新の記事にはそのようにありますので、決して防犯カメラが云々で撤去したということではないことだけは説明させていただきたいと思います。

改めて、確かに私は、個数とか、どこにつけるとか、どんな機能だということは、今聞いておりません。必要性については理解はしているけれども、実際、つけるかつけられないかについては、今ここでは答弁できないというのが町長の見解でないかと理解しておりますが、今後、この協議をどのように進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 協議をどのように進めていくかということですが、必要か必要でないかという協議はしません、これは間違いなくしません。これだけの安全、安心の取り組みをした中で、どうしてもここが手薄だと、ここにこういうカメラが必要だということが出てきたら、それは何も拒むものではありませんということであり

ます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 本日の会議を延長いたします。

石山議員。

○4番（石山憲司） それでは、去年の9件に及ぶ不審者問題がありました。あれは本別町にとって異常事態ではなかったのですか。確かに犯人はつかまりましたが、7件については解決されていると聞いております。そしてそれ以降も、秋にも、それからことしに入りましても、子どもたちに対する不審者情報はありました。町長の言うのでいくと、まだ本別町はそれほど危険はない、防犯カメラを設置するほど危険はな

いという、私は町長の認識かなと思いますが、どこの町村でも春先には大体あるのですけどね、不審者情報というのは。本別町でも、どこの町村と同じようにあります。ことしになってからも、土幌、上土幌、大樹、新たに設置しますし、広尾は増設するというのが新聞報道で出ております。どこの町村も、私は同じだと思っております。決して本別の子どもたちは安全であるとは言い切れておりません。この事実を鑑みて、どう考えるか、もう一度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 防犯カメラをつけたから事件が起こらないということはありません。警察の交番に、大問題になっていきますよね、これ以上言わないですけれども、そういう視点ではなくて、安全だからカメラが要らない、だから警察も要らないのかという議論ではないのですよ。そうならないように、7,000人の目があるのですから、少なくとも。その思いをみんなで安全、安心のために、みんなでそういうことを支え合いながらやっていきましょう、それでもどうしてもここは手薄だとか、こういうところに必要だということがあれば、それは私ども何も拒むものでありませんし、そのときはやりましょうということですよ。それ以上のことはないのではないのでしょうかね、言っているのは。何も否定していないのだよ、石山議員、私は。一生懸命取り組んでもらっていますよ。石山議員も青パト隊で、朝から夕方までずっとやってもらっていますから、そういう協力があって、今のこの安全があるわけですから、それが100パーセント万全だとか何とかというのではなくて、そういう思いも大事にして、そういう取り組みをしている人たちに、防犯カメラが必要か必要でないかと聞いたときに、いきなり聞いたって、それはうんと言う人もいるし、それはあったほうがいいのではないかという人もいるし、それはいろいろでしょう。まだその議論までいかないということも含めて、ぜひ御理解いただいて、決してその協議だとか議論を避けて通るとか、横に押してやるというような議論ではありませんので、そこら辺はぜひ、防犯カメラをつけるだけが目的でありませんので、そのことを再度申し上げて、必要なところがあれば、そこはつけたいと思いますので、もしここが必要だというところがあれば、逆に提案をしていただければ、十分にそのことについて協議もできるのでないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 先ほど私聞いたのは、協議をする、どことどのように協議するかをお伺いいたしました。それについて、今、答弁されていないので、再度、協議についてもお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 防犯カメラを設置するために協議はしません。いろいろな取り組みをした中で、ここのところはどうしても防犯カメラが必要だねという、そういう

声が出てきて、そうだねということになれば、私はそのときには何も拒むものはありませんということをお断りしていますから、そこはぜひ御理解いただきたいなど、本当に。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 町長は、本別町は安全であると御理解しているようでございますが、子どもは決して安全ではない。防犯カメラがついたから、確かに犯罪がなくなるかと、そんなことはございません。ただし、町長も御理解していると思いますが、犯罪抑止に対する力はかなりのものがあります。今回の交番の殺傷事件におきましても、防犯カメラ等におきまして迅速に解決に向かった、犯人が確保されたということは、防犯カメラがいかにも有効に機能しているか、そして、犯罪というのは、犯人が一番嫌がるのは、目というものがそこにあるからです。それを本別町においても、よく安全のまちと言うならば、確かに町長、7,000の目があるからと言いました。確かに7,000の目があります。ただし、防犯カメラは、我々7,000の目が見守れないところを、見守れない時間帯で見守っていただけます。それが犯罪の抑止になるというふうに私は理解していますので、町長はつけるかつけないのかも協議すると言っております。協議して検討すると。それについて再度お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 何回か同じことの答弁になりますけれども、私は100パーセント、石山議員の言うように、ほとんど安全だから要らないとかと、そんな話は1回もしていませんからね。私は、安全対策というのは、みんなで、一人一人の気持ちで、みんなでやっていく、本別町がやっていますよと。でも、どうしてもここが手薄だとか、こういうところにあつたらいい、そういうところがあつたらぜひ具体的に言ってくださいよ。今、本別町ができること、民間の人たちもついていますよ。民間というか、それぞれ企業などでもつけていますよ。さっき言ったように、コンビニさんとか銀行さんとか、いろいろなところでつけていますよ。道の駅でもつけています。そのほかにどこが必要なのですかと。小学校の入り口なのですか、中学校の入り口なのですか、例えばだよ。どこが必要なのですかということがなければ、防犯カメラをつけたほうがいいか、つけなくてもいいかと、協議のしようがないのですよ、私の立場だよ。聞きようないのですよ、石山議員。ぜひそのことを含めて、石山議員と私がけんかするわけでないのだから、安全対策で大事な議論をするわけだから、そのこともぜひ言っていただいて、私も何回も言っているけれども、ここが必要だというところは拒むものも何ものもないのですよ、そこは。必要なところはやっぱりやらなければならないということは当たり前ですから、それは安全、見守り、いろいろ含めてみんなで頑張っている。そして防犯カメラもその手段の一つですよと、私もそこは認めていますから。そこを冷静にぜひまた受けとめていただいて、ぜひそういうことで、どこも協議するでなくて、協議できるような場所だとか何とかを、ぜひそ

のことを提案いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 確かにどこにつけろという話になれば、通学路の中で、本別町には長い橋が二つあります。愛のかけ橋と大橋。ここは子どもたちは逃げるところがございません。そういうところにこそ必要であると私は考えております。いかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 余り議論してもだめかなというのがありますので、また別な機会に、もう少し時間をとって、もう少し涼しくなったらお話させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 終わります。

◎延会の議決

○議長（高橋利勝） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会宣告

○議長（高橋利勝） 本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

延会宣告（午後 5時07分）

令和元年本別町議会第2回定例会会議録（第3号）

令和元年6月19日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | | 一般質問 |
| 日程第 2 | 議案第38号 | 本別町森林環境譲与税基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第39号 | 令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）について |
| 日程第 4 | 議案第40号 | 令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 5 | 議案第41号 | 令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 6 | 議案第42号 | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 7 | 議案第43号 | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第 8 | 議案第44号 | 令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第 9 | 議案第45号 | 令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について |
| 日程第10 | 議案第46号 | 令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について |
| 日程第11 | 議案第47号 | 令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について |
| 日程第12 | 議案第48号 | 本別町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第49号 | 辺地総合整備計画について |
| 日程第14 | 議案第50号 | 北海道市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第51号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第16 | 議案第52号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について |
| 日程第17 | 同意第 1号 | 監査委員選任について同意を求める件 |
| 日程第18 | 同意第 2号 | 固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件 |
| 日程第19 | | （総務常任委員会委員長報告）
請願第1号 スクールバス利用距離要件見直しについての
請願 |
| 日程第20 | 意見書案第1号 | 2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書 |

日程第 2 1	意見書案第 2 号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書
日程第 2 2	意見書案第 3 号	子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書
日程第 2 3	意見書案第 4 号	消費税率の 10 % の中止を求める意見書
日程第 2 4	意見書案第 5 号	別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書
日程第 2 5		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第 2 6		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第 2 7		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第 1		一般質問
日程第 2	議案第 38 号	本別町森林環境譲与税基金条例の制定について
日程第 3	議案第 39 号	令和元年度本別町一般会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 4	議案第 40 号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 5	議案第 41 号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 6	議案第 42 号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 7	議案第 43 号	令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 回) について
日程第 8	議案第 44 号	令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 9	議案第 45 号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 10	議案第 46 号	令和元年度本別町水道事業会計補正予算 (第 1 回) について
日程第 11	議案第 47 号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 2 回) について
日程第 12	議案第 48 号	本別町介護保険条例の一部改正について

日程第13	議案第49号	辺地総合整備計画について
日程第14	議案第50号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第15	議案第51号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第16	議案第52号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第17	同意第1号	監査委員選任について同意を求める件
日程第18	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第19		(総務常任委員会委員長報告)
		請願第1号 スクールバス利用距離要件見直しについての 請願
日程第20	意見書案第1号	2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第21	意見書案第2号	「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書
日程第22	意見書案第3号	子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書
日程第23	意見書案第4号	消費税率の10%の中止を求める意見書
日程第24	意見書案第5号	別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書
日程第25		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第26		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)
日程第27		議員派遣の件

○出席議員 (12名)

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	高橋正夫	副町長	大和田収
会計管理者		花房永実	総務課長	村本信幸
農林課長		菊地敦	保健福祉課長	飯山明美
住民課長		田西敏重	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長		大槻康有	企画振興課長	高橋哲也
老人ホーム所長		井戸川一美	国保病院事務長	藤野和幸
総務課主幹		上原章司	住民課主幹	小坂祐司
住民課主幹		久司広志	建設水道課長補佐	小出勝栄
総務課長補佐		三品正哉	教育長	佐々木基裕
教育次長		阿部秀幸	社会教育課長	坪忠男
学校給食共同調理場所長		高橋優	農委事務局長	倉崎景一
代表監査委員		畑山一洋	選管事務局長	村本信幸

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	鷲巢正樹	総務担当主査	越後忠
------	------	--------	-----

開議宣告（午前10時00分）

○議長（高橋利勝） 開会前に、議会広報取材のため、写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第1 きのように引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

1 番水谷議員。

○1 番（水谷令子） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

本別高校の取り組みと子どもたちの未来に向けて。

現在、本別高校の生徒は、1年生36人、2年生31人、3年生38人の105人になっています。本別高校の教育を考える会による支援の活用により、開校77年を迎える歴史と伝統を持った本別高校は、創意実践の教訓のもと、一人一人が豊かな心を持ち、生き生きと学び続けるを目標に教職員一丸となり、生徒たちの夢の実現に向け、学校生活の充実を図り、社会で自立できる生徒を育成する教育活動を展開していると認識しています。

そこで、本別高校の取り組みと子どもたちの未来に向けて、以下を伺います。

1、本別高校は、本年度1学級編成となり、道教委は来年度2020年募集数は、9月の計画決定時に公表するとしています。地元の進学率をさらに向上させるとともに、今後も道教委への要請を重ねていく必要があると考えますが、見解を伺います。

2、本別高校の強みは、町民の理解のもと、本別高校の教育を考える会を中心として、保護者、先生とともに生徒一人一人の成長をしっかりとサポートしていることです。本別高校の現在の取り組みを考えた時、町全体の協力が必要ですし、現在の取り組みを後押しすることも重要と考えますが、見解を伺います。

3、本別高校は現在、平成30年から2年間柏葉高校が拠点校となり、連携校として情報交流をし、アクティブ・ラーニング、ここにも書いていますが、教師による一方的な指導ではなく、児童、生徒による体験学習やグループトークなどを中心とした授業の視点からの学習、指導方法を取り入れており、魅力的な取り組みの一つと考えています。

活動内容を伺います。

4、本別理科教育プロジェクト、ホセップの取り組みについて伺います。本別町内の小中高の連携により、地域の理科教育の振興と推進と図るものであり、児童、生徒が成果を交流することにより、対話的で深い学びが行えることが期待されますし、地元の豊かな自然を観察学習に使うことは、重要なことだと考えます。具体的な活動内容を伺います。

5、本別高校は、進学や就職に有利な資格取得や模擬試験の参加など、積極的に行い実

用英語技能検定、通常英検では、2級合格者が5名出ました。本校の英語教師の指導力と教育委員会から英語指導助手を学校に派遣するなど、英語教育の充実に努めた成果が出たものだと考えます。また、今年度は、英語向上授業研究指定校に選ばれました。さらなる魅力ある特色を持つために、複数の教師が協力して授業を行う指導方法であるティーム・ティーチングを町として配置することを提案しますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 水谷議員の本別高校の取り組みと子どもたちの未来に向けてにつきまして、御答弁させていただきます。

1点目の地元進学率の向上と今後の道教委への要請についてであります。阿保議員の質問の中で答弁いたしましたとおり、今春におけます本別高校の入学生は36名と2学級確保には至らず、まことに残念な結果となったところであります。

この結果を受け、5月22日に町長と私どもが北海道教育委員会を訪れ、本別高校に通学する生徒の教育環境の持続発展と地方創生の観点からも、本別高校はなくてはならない高校であり、次年度以降も2間口募集枠を確保していただきたい旨の要請をしてきたところであります。

今後におきましても、現在、町内中学生に進路希望アンケート調査を実施しておりますことから、その結果等を踏まえ、再度道教委を訪れ、2間口確保に向けた要請活動を積極的に展開してまいりたいと考えております。

2点目の町全体の協力と本別高校の取り組みに対する協力についてであります。全ての町民の皆さんに本別高校を理解していただき、その上で、御支援いただくことが大変重要でありますことから、昨年度に引き続き「町民の集い」の開催を初めといたしまして、町広報紙や新聞折り込み等により積極的なPR活動を展開してまいりたいと考えております。詳細な活動計画につきましては、今週の21日に開催します本別高校を考える会役員会におきまして協議することになっておりますし、また、本別高校が新たに取組んでいくとかち創生学を初めといたしました各種の取り組みに対しても、全面的に支援、協力をしてまいりたいと考えております。

3点目のアクティブ・ラーニングの取り組みについてであります。北海道教育委員会が取り組んでおります実践研究は、高校教育における主体的で深い学び、アクティブ・ラーニングの視点からの学習、指導方法の改善を図るための実践研究でありまして、本別高校は連携校として指定を受け、道東の拠点校であります帯広柏葉高等学校とともに、生徒の理解度や授業改善等について研修、研究を進めてる事業であります。

事業内容といたしましては、校内ワーキンググループによる研修会や視察の実施、公開授業等を行い、カリキュラムマネジメントあるいは遠隔システムを活用した学校間連携等を推進し、その成果が広く全道に普及されることになっております。

4点目の本別町理科教育プロジェクト、ホセップの取り組みについてであります。この事業は、本別高校が実施者となり、公益財団法人から助成を受け、理科の観察、実験キ

ットを共同して作成し、町内の小中学校において活用を図るほか、小中高の連続したつながりになるよう各校種間の系統的な学習プログラムを作成し、実践する事業であります。この事業は、小中高が連携して取り組む事業であり、小学校、中学校の教職員を初め、北海道教育大学釧路校、北海道立教育研究所付属理科教育センターが共同実施者として参加しており、本別サイエンスクラブの御協力も賜りながら町教育委員会も全面的に支援している事業であります。

5点目のティーム・ティーチングの派遣についてであります。水谷議員も御承知のとおり、本別高校は教諭の高い指導力のもと、学力は高い水準を保持しており、また生徒自身も進学や就職に有利な資格を各種取得されております。本教育委員会におきましても、町費で雇用している英語教諭を本別高校に時間派遣するなどの支援策を講じており、平成30年度における英検合格者は、準2級が14名、2級が5名と従前から比較すると飛躍的に合格率が向上しております。議員提案の町からのTT派遣につきましては、道立高校と本別町立小中学校の義務教育とのかかわり等からみて、現段階におきましては、厳しいものと捉えているところであります。

いずれにいたしましても、現在、本別高校が進めております新たな取り組みに加え、町や本別高校の教育を考える会、そして、町民の皆さんから寄せられた貴重な提言をもとに、今何ができるのか、どのような方策があるのか見極め、本別高校と一体となった取り組みを展開してまいる所存でありますので、議員各位の御理解、御支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 1と2についてですが、本別高校の伝統校としての強みや小規模ならではの大きな魅力を伝えること、このことが大切だと思います。このことについて、考えを伺いたいと思います。

また、本別高校を中心にしっかりとサポートをしている、このことは町民の皆様も情報により、わかりつつあると思います。また、たくさんの支援を受けて、本別高校は支援内容も充実していると思います。このことをしっかり町の集いで、または本別高校を考える皆様と情報を交換して、献策をしていただきたいと思います。

3ですが、アクティブ・ラーニング、このことは、本当にこれからの子どもたちが生きる時代に大切な授業法だと思います。本別高校では、生徒が主体的に参加し、仲間と深く考えながら課題を解決する力を養っていると思います。グループワークやディスカッション、体験学習、調査学習を取り入れて、本当に有効な授業をされていると思います。何を学かだけではなく、いかに学ぶか。少子化またグローバル化、高度情報化の中で新しいことを創造する力を育てるのが、アクティブ・ラーニングだと思います。講義主体の授業だけではなく、生徒はただ聞いているふりをしていて、それでは理解もできていない、知識の定着もしてはいない。先生方は脳を働かせる、どれだけ生徒1人1人の脳を働かせることができるか。こういう授業が大切だと思います。

先ほど、教育長がおっしゃったように本別高校の先生方は、グループワーキングをとおり、9月から公開授業を6回、また検討会を4回など主体的に行っております。また、毎月行われる職員会議などの活用で打ち合わせをし、月1回各先生が授業の取り組みを発表し、指導力向上に努めています。また、校外研究などに積極的に参加し、本別町の仙美里小学校に体育の先生が出向き、一緒に授業を行うなど積極的に行われていると思います。この先生方が一生懸命されている行動、このことをぜひ町民の皆様にも広く発信していただきたいと考えます。考えを伺います。

4の理科の実験ですが、このことは地元の豊かな自然を使うということを目的に、また推進を目的にしていると思います。郷土愛を育てるためにも、大変重要な授業だと思っています。また、本別高校の校長先生が、イベントなどに毎回参加し、高校生をアシスタントに理科の推進を図っていらっしゃったことは、大きな成果が出ていると思います。これから、このような活動をどのように結びつけていくか、また生徒がどのような効果があるのか伺いたいと思います。

5におきましては、昨年度は、英語教師の方を助手に教育委員会から派遣していたと思いますが、この方が、今年度は担当者がかわりまして、小学校の英語授業に70時間入ると聞いています。また、産休を担当するという事も聞いており、現在の準2級10名、2級合格者5名を出した成果が、そのまま出るとは思えません。また、学校の英語の教師が1名ということですから、ぜひ、ここにTTとして週に2回、3回ほど英語のほうの放課後の検定とか、それから講習、夏休み、冬休みの講習などに参加していただける方を派遣していただきたい。また、実力的には、準1級を受験できる生徒がいると聞いています。その補助のためにも、ぜひ必要だと思えます。

また、違う面で提案なのですが、本別の災害の協力の町となっています白糠町では、公設塾を学校の中におき、以前は、公設塾を学校の外にあったそうなのです。ところが、生徒たちは、やはりなかなか参加せず、効果が見られなかったということで、学校の中に置き、職員室に机を置いて、ティーム・ティーチングを導入したということなのです。先生と役割を分担して、しっかりとここで分担するということが大事だと思うのですが、このことによって、生徒の学力が向上したという結果が出ているそうです。公開授業など研修会を行うという情報も得ていますので、ぜひ、町としても本別高校の先生と一緒に見学に行くなどする必要はないかと考えます。見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 水谷議員の再質問について、答弁をさせていただきます。

何点かありますので、また漏れましたら後ほど御質問をいただければと思います。

私どもは、町教育委員会として、また本別高校の教育を考える会を通しまして、本別高校への支援活動を展開しているところがございますけれども、本別高校は、北海道の道立高校でありますことから、私どもが直接的に学校運営に参加するとか、教育課程及び学習カリキュラムに関して意見を述べる立場ではないこと、既に心にとどめた上で、本別高校

の持続発展、そして確固たる存続を願い、各種の支援対策を講じておりますことに御理解を願い、その上での答弁とさせていただきます。

各アクティブ・ラーニング等の授業につきましては、担当課長のほうから御説明をさせていただきますと思います。

いずれにいたしましても、本別高校は常に私どもと連携あるいは協議をした上で、本別高校の新たな取り組みを次々と模索、実践しておりますことに、私どもといたしましても、深く感謝しているところでございますし、その取り組みが最大限の効果が得られますことを願い、できる限りの支援策を今後も引き続き講じてまいりたいと考えてございます。私は、水谷議員もおっしゃったとおり、本別高校は伝統ある魅力ある高校だと確信してございます。その高校の存続のために、今後も努力をしてみたいと思っております。

TTの派遣の件に関しましては、授業の補助のTTではなくて、水谷議員のおっしゃるのは、放課後のTTということですので、その辺につきましては、従前から私どもが直接雇用しております英語教諭を高校に派遣をし、時間派遣で支援をしているところでございます。この部分につきましては、本年度も引き続き御支援申し上げているところでございます。

また、白糠高等学校の取り組みにつきましては、公設塾を学校の中に入れて、そして学力向上に結びついたということではありますが、その件につきましては、私も既に御承知してございます。本別高校の校長先生とも協議をさせていただいておりますが、白糠高校と本別高校の連携という形でありますけれども、この件につきましては、先ほども申し上げましたが、道立高校でありますことから、これは北海道教育委員会の判断によるものでございます。私どもも、以前、英語塾を本別高等学校の中に入れ、そして実施をしてみたいと考えておりましたが、道教委の考えにおきましては、そのようなことはできませんというお話もいただいたところでございます。それらも含め、今後、本別高校とも十分協議を進めてまいりたいと思っておりますが、今の現状では厳しいのかなというのが、私の捉えでございます。

以下、授業につきましては、担当課長のほうから御説明いたします。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） それでは、3番目のアクティブ・ラーニングへの取り組み部分に関する、水谷議員が言われています先生方の頑張りをPRしてはというお話についてお答え申し上げたいと思います。

前段で、水谷議員の説明にもあったとおり文部科学省の研修指定事業ということで、北海道がスクラムという事業名で取り組んでいるというところでございますが、これにつきましても、先ほど来から話があるアクティブ・ラーニングという部分で、生徒が理解をしていくという部分の中では、従前の授業体勢、先生との対面だけの授業でありますと、ある大学の先生の研究結果の中から3割ぐらいしか授業の中身が記憶に残らないというところがうたわれております。グループトークをすることで、50パーセントまで記憶が残り、

学んだ生徒が理解をした上で友達とグループトークをしながら中身を教えていくというふうになると8割まで記憶が残るといふように言われています。そこから、このアクティブ・ラーニングという部分の取り組みになっているというふうにお聞きをしているところです。これにつきましては、先生方の努力によりまして、進んでいるということもありますので、これは今後ともこういう取り組みをしていると、学校におけるこういう活動をしているという何らかの形で町民の方々も含めて、お知らせをしていきたいなというふうに思っています。

4番目の本別町理科教育プロジェクト、ホセップについてのお話でございます。これにつきましては、先ほど水谷議員の質問にあった、このような活動の取り組みをすることが、生徒にとってどのような効果があるのかということでもよかったかなと思うのですが、この中身につきましては、昨年も含めて近藤校長先生が来てから、高校生に理科の実験内容を説明しながら一緒に取り組んで、小学生向けに各イベント等実際に実験を行って、見せてきている、参加させているというところでございます。今、通学合宿を行っておりまして、昨日も4時から近藤校長先生が小学生向けの理科実験教室を行ったところでございます。あわせて、高校生もそれにお手伝いをさせていただいておりますが、これによってどういう成果が生まれるかという、最終的に近藤校長先生の思いは当然あるのですけれども、今の高校生にこの理科の実験の楽しさ等教えつつ、高校生が中学校へ行って指導ができるような取り組み、いずれは、中学生も小学生に教えていけるような取り組みということで、そのような流れになっていけるような環境づくりをしてまいりたいというところで、それぞれ生徒は、自分たちで考えて、体験したものを実際に下の下級生の子たちに伝えていくという部分でありますので、とても重要というふうに考えておりますし、生徒自身の今後の部分で、とても役に立つものだというふうに判断をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） そのような発信をしていくというのは、本当に大事なことだと思っています。また、本別高校は、発信という点では、ホームページも充実しており、生徒たちは自分たちで考えながら本別高校の情報を広く発信しようと本校紹介の番組ビバ本別OCTVを放送したり、Hot 本別という本校のコーナーをつくり、記事を掲載するなど活動を行っているところです。まさに、本別町に子どもたちは元気を与えてくれる存在です。

また、本別高校は、小中連携を図っているという、今お答えがありました。このことは、大事なことだと思っています。また、本別高校独自のJICAとの交流、国際協力機構との交流、積極的に行っています。このことは、柏葉高校、釧路湖陵の交流の連携により実現したことだと思っています。いろいろなことを考えながら、本別高校は取り組んでいただいていると思っています。

先生におかれましても、道立高の先生でありながら、地域に根ざした教育をしている。子どもたちも一生懸命に夢に向かって頑張っている。町内のイベント、行事にも多く参加

していただいています。吹奏楽部による幼児と親を対象としたコンサートへの参加、きらめきでの演奏、老人ホームでの演奏、生徒会のあかげら少年団キャンプへの参加、冬あかりへの参加、また、かめ活動を通しての南三陸町の交流など多くの参加をいただいています。道教委も地域の高校の重要性を見直しているところです。このような動きがいつまで続くかわかりませんが、本別高校を地域の高校として期待していることは間違いありません。今、この時が重要であり、最高のチャンスです。町を上げて全面的にバックアップをする必要があります。

町長、10年後、20年後、30年後の将来の本別町を思い浮かべてください。人口が減少し、厳しい状況であることは間違いありません。だからこそ、今が大事です。教育とは、子どもたちの生きる力を育てることです。地域全体で、この町全体で子どもたちを育てていくことが重要です。本別高校の未来への存続は、本別町自体への未来への存続にかかわる重要な問題です。町長も覚悟を持って、取り組んでいただきたい。町長の考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 水谷議員の御指名でありますけれども、私もそのとおり思っておりますね、取り組んでいるつもりでありますから、今、教育長から縷々今年度の取り組みも含めてありました。それも、本別高校がこの町に存続することが当たり前と思ってきた世代もあり、また、77年という歴史の中で多くの人材も派遣して、その卒業生も日本各地はもちろんですが、世界にまで行って活躍しているという、そういう現状を見た時に、やはりこの地域で、この町で人を育てるといふことの大切さ、それが、また今度この日本を支えて、またそして地域を北海道を、また本別を支えていくという、そういう大事な世代につながっているわけでありまして、その教育が以前は、兄弟が3人とか5人とか複数多くいた時代もありましたけれども、その時代は、できれば長男やまた上の子どもたちが地元に残って、またその下の子どもたちは都市部へ行って活躍するという、そういう構図というのがあったのですが、今、少人数になりましたから、今、北海道から北海道教育局にもお話をさせていただきながら、これは共通認識を持って、その子どもたち、これからの時代を担う子どもたちをどう育てていくかということの教育のあり方を今、北海道ともしっかり議論しながら、その方向性について今、確認をさせていただいています。

先ほど、教育長が答弁させていただいたように、地域から子どもがいなくなるということとは、本当に大変なことでありますから、そのことをしっかりとこの歴史上から受けとめて、これからの少子化の時代もそうですけれども、少子化だからこそ少人数教育をどう保障して学びの環境を確保するか、これが大事でありまして、そして、18の春、まだ本別はそれ以上の高等教育がありませんから、全ての高校を卒業する18の春までには、これ地域の中で、伝統も文化も、そして親のしつけも、そして町民の皆さんの思いも受けとめて、しっかりと体に身に付けて、それぞれ世の中に出て、しっかりと活躍できる人材を伝えている。

北海道としては、本当に子どもたちが少人数の中で都市部へ行って活躍する、それも大事かもしれませんが、やはり都市部の学校へ行っても、北海道へ戻って、地域に戻って、この北海道を支えていく、そういう人材を育てていくという教育にかえていかなければ、北海道自体がもう人口減少で人がいなくなってしまう。そういうことを含めて、教育のあり方も北海道の道教委でありますから、北海道の公立高校ですから、そのことを意識して子どもたちの教育の環境を変えていきましょう、こういうことをお話してやっていきます。

それで、結果としては、それは全体の取り組みですから、北海道全体の町村の願いですから、そういうことも含めて、今、少人数での学校統合するとか、廃止するとかという対象にはしないということも含めて、しっかり交渉を続けて、子どもたちが地域で学べる環境を少しでも広げるといふ、こういうことで今、方針を出させていただいています。今、御質問にあられますように、これは町にとっては、大変なやはり問題でありますから、それは、なくなることの想像ではなくて、いかに子どもたちを豊かに育てていくかという、このことが町のまさにこの命運をかけたこの教育のあり方だと思いますし、もっと言えば、人づくりの大事な大事なこの本町のこの土壌でありますから、そのことをしっかり受けとめて、せつかくここにある本別高校がなぜここにあるのかということも、改めて問い直しながら、今まで質問をいただいたように多くの利点や、また学びの環境の有利さをしっかりと広く町民の皆さんにも、子どもたちばかりではなくて、町民の皆さん、そしてその通っていただける近隣のそれぞれ親御さん方含めて、子どもたちにも広くPRして、1人でも多く本別に学びの希望を持ってきていただける、そういう学校にさせていただけるように、特に、本別町は校長を筆頭に、その方向に向かって今、最大の努力をしているということのあらわれが、それぞれの今までの本別高校の教職員または生徒さん方含めての活動だと思っておりますので、そのこともしっかり、私どもも一緒になって未来に向かって存続、子どもたちの学び環境を守るために頑張っていくと、こういう決意であります。

以上、申し上げて答弁いたします。

○1番（水谷令子） 以上で終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、11番藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告しておりますトイレの洋式化と多目的トイレ設置による環境整備についての質問をさせていただきます。

家庭のトイレのほとんどは洋式化され、さらには温水洗浄便器が使用されております。公共の施設や屋外に設置されている簡易トイレなどは、和式が多くあります。学校施設においても、洋式化が進められておりますが、公共施設や公園、霊園、屋内外運動場のトイレの洋式化について現況と今後の計画について伺います。

まず、一つ目に、本別町民プールの男子トイレに洋式便器がなく、女子トイレに1基洋式便器があるだけとなっております。一般だけではなく、少年団や授業で子どもたちも使用することが考えられます。全てを洋式にするべきです。

二つ目に、本別霊園のトイレも和式しかなく、老朽化をしています。お盆やお彼岸の期間だけでなく、町内外からたくさんの方がお参りに来ているところです。多目的トイレを設置すべきです。

3番目に、屋外運動場、南球場や弥生球場、東側河川敷などに置かれている簡易トイレにおいても和式となっております。部活や少年団活動の利用が多いと思いますが、大会なども行われ、幅広い世代が活用することも考えられますので、洋式にかえるべきだと思います。

四つ目に、観光の主力となっている本別公園第2キャンプ場は、洋式、多目的トイレから離れたところにあり、夏のにぎわいを考えると第2キャンプ場内トイレを洋式にするべきです。

以上、4点について伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 藤田議員のトイレの洋式化と多目的トイレの設置による環境の整備についての質問の答弁をさせていただきたいと思います。

まず、ただいま本別町内にあります主な公共施設や公園につきましては、バリアフリー化また水洗化などによりまして洋式化を図ってきているところではありますが、霊園や屋内の運動場のトイレにつきましては、和式のトイレが多くあるということでもあります。

まず、藤田議員の1点目の御質問であります。本別町民プールのトイレ全ての洋式化についてですが、町民プールは平成15年に改修工事を行いまして、トイレにつきましては、多目的洋式トイレが1基と藤田議員のおっしゃっているとおり男子トイレは和式が1基、女子トイレは洋式・和式それぞれ1基が設置をされているところであります。プールの利用期間は、5月から9月の約5ヵ月間ではありますが、児童の利用の際に、洋式トイレが混むことも見受けられることのお話もありますことから、トイレの利用状況を確認しながら、これは検討してまいりたいというふうに考えています。

2問目の質問であります。本別霊園、このトイレの老朽化と和式の便器から洋式化にという御質問であります。本別霊園は、昭和59年に本別美里別の20番地に設置をさせていただきました。規格墓所が280カ所と、自由墓地が240カ所を整備し、開始から35年が経過しているところでもあります。トイレにつきましては、本別霊園の中央広場に設置をして、簡易水洗によります男女別の和式トイレと参拝者に利用いただいておりますが、冬期間については、閉鎖をしているところでもあります。現状から見ましても、トイレを建てかえることは厳しいという、そういう環境状況にあるものですから、高齢者の利用や利用者のニーズも考えますと、便器を洋式にかえるということについては、その方向でも検討してまいりたいというふうに思います。

藤田議員の3点目の御質問であります。河川敷の屋外体育施設に置かれております簡易トイレの洋式化についてでございますが、まず、簡易トイレを設置している理由であります。河川敷が、特に河川の氾濫の恐れがある時などに備えて、速やかにその場から撤去

できる構造のものでなければならないということで、固定したものは、ここに設置をできないということになりますので、移動可能なトイレとなっているところでもあります。

これまで、老朽化したものは、順次更新をしているところでありまして、利用者の利便性を考え設置しているところでもあります。設置しておりますトイレは全て和式となっておりますが、河川の西側の陸上競技場の付近の堤防の上、また河川東側には照明器具がある多目的広場付近の堤防の上には、それぞれ公衆用のトイレがありまして、洋式トイレを備えているところでもあります。野球場や芝生の広場からも利用可能な比較的近い距離に公衆トイレがありますことから、屋外の簡易トイレの便座へ抵抗を感じる方も少なからずいることも事実でありまして、簡易トイレの洋式化については、更新時により検討を考えているところでもあります。

4点目の御質問であります。第2キャンプ場内のトイレの洋式化の御質問ですが、現在、第2キャンプ場のトイレにつきましては、女性は和式が3基となっているのが現状であります。男性用が1基です、洋式化を要望する実情は理解するところでもございます。

以上、これまでの各施設に対する御質問への答弁とさせていただきますが、洋式トイレの普及また一般化によりまして若年層を中心に使用経験のない方もおられる現状に鑑みながら、公共施設整備における財政的な課題、または優先順位など相対的な判断によりまして、適切な時期に改修を行ってまいりたいというふうに考えております。複数のトイレを置く場所につきましては、和式も残すという方法も、やはり考えてもいいのではないかという声もあることも事実でありますから、その用途また場所に応じて、それぞれのあり方について、順次検討させていただきながら、できる限りこの今の時代という、また特に子どもたちはこの洋式になれているわけでありまして、そのことも含めて適宜、洋式にかえていくということの方向性を持ちながら順次整備はしていきたいというふうに思います。

以上を申し上げます、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

まず、1点目のプールの男子トイレの洋式化ということですが、実情も把握をされているということも伺いました。

ですが、多目的トイレがプールの監視員の備品庫のような状態になっているのは御存知でしょうか。管理業務をする上で、スペースが取れないためというようなことを聞いておりましたが、監視員の方、その多目的トイレが使えると思っていなかったということも聞いております。平成15年に改修しているようですが、このつくった多目的トイレの意味がないのではないかと思います、その点の実情を伺いたいと思います。

それと、またトイレというのは、授業でも使っているということですが、子どもたちの心と体の健康を支える重要な要素の一つと考えております。洋式化による児童、生徒の教育環境上の向上にもつながると考えておりますので、食育の次に大事なのは排便教育とも言われております。子どもや保護者の声に耳を傾けるべきだと思いますが、その点について

て教育長の考えを伺いたいと思います。

また、2点目、3点目、4点目に共通して思うことですが、私は、ほかの町に行った時に、障がいを持つ子どももおりますので、必ずトイレの場所を洋式であるかを確認いたします。そこで思うのは、やはり明るくきれいなトイレがあると人に優しい町だなと感じております。また、洋式トイレがないことによって、行動範囲が狭くなることが多々ございました。また、小さい子どもがいたり、妊婦だったり、足の弱い高齢者も同じだと思います。

霊園トイレにつきましては、応急として座ってできるという形にできるということを伺いましたが、早急にということですが、いつごろからそういうことが行えるのか。また、先ほど簡易トイレの関係ですが、移動式でなければ、河川敷なので簡易トイレでなければならぬということですが、簡易トイレも今は、和式より洋式が標準化となっていて、製造も余りされていないということも聞いております。移動式簡易トイレでも、電源やし尿処理も自立型となっているトイレもあり、リース契約によって新しいトイレが使える方法もあるというふうに聞いております。また、そういう点の調査、研究もしていくべきではないかと思いますが、その点も伺いたいと思います。

現在、部活動などで使用されている子どもやお母さん方も、やはりにおいの関係ですとか不便だという声が聞かれておりますので、対応していくべきではないかなというふうに考えております。

また、和式を残すべきではということも言われておりましたが、その考えについて伺いたいのですが、私は、使われない和式は撤去して基数を減らしてでも洋式トイレを設置すべきだと思います。和式があるというのは、今後使われない人がふえていくのではないかなと、高齢化社会ということもございまして、ふやしているだけかなと感じておりますので、全て洋式トイレにしていくべきだと思います。

また、財源の問題、予算の関係も絡んでくることから、少子高齢化、人口減によって税収の減など、さらに厳しい状態などが予想されておりますが、今、やらなければますます寂れてくるのではないかという思いがございまして、持続可能な維持管理、整備ついて、今後計画的に進めていくべきだと思いますが、その計画書というものについては、どのように考えているのか伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木基裕） 町民水泳プールの件でございまして。

町民水泳プールの前にある多目的トイレの件につきましては、私も従前から承知しているところでございますけれども、詳細につきましては担当課長のほうから御説明させていただきます。

○議長（高橋利勝） 坪社会教育課長。

○社会教育課長（坪 忠男） 多目的トイレの詳細ということでございましてけれども、確かに藤田議員おっしゃるとおり、今、多目的トイレにつきましては、物入れのような形に

なっております。伺いますところ、最初のうちは、プール室内のほうに管理のスペースがあったのですけれども、暑くてそこは使えないという状況の中で、多目的トイレの利用が、正直言います、ほとんどない状態からそのようなことになってきたということで、もし利用がある際には、片付けて使用をできる状態にしているというように伺っております。

今回、男子トイレのほうに洋式トイレがないということでありまして、今の事情を鑑みますと、6月末から小学校のプール授業も始まりますし、その児童ですとか普段利用している少年団あるいは一般の方にも改めて意見を聞きながら、今後に向け男子トイレの洋式化について検討していきたいと考えております。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 再質問の答弁をさせていただきますが、先ほど霊園の質問がありましたけれども、現状からして、今のトイレを洋式にするということでありまして、これは先ほど答弁させていただきましたけれども、これはいつからということでは、まだこれは確約はできませんが、和式から洋式にかえていくということで検討してまいりますことを申し上げましたので、その方向でこれは対応していきたいなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思っております。

また、移動式のトイレの関係ですが、これは今、河川敷ですね、移動式含めてあります。また、その河川敷の堤防の上には、それぞれ公衆トイレがあるわけですが、河川敷は特に、また今、リースというものがあると言いましたけれども、各種イベントの時には、多数必要ですからリースを借りて、洋式も含めて、特に車椅子の対応ができるということも含めて、それは設置をさせていただいておりますが、今ある簡易トイレは、取りかえをしてきていますから、それは移動式の分については、その対応年数の時には必ず洋式ということで取りかえていくということにさせていただきたいと思っておりますので、ここも答弁したとおりですので、御理解をいただきたいと思います。

先ほど、複数あるところ、和式も必要と言った部分があるのですけれども、これは、それぞれ使う人によって、洋式が必ずいいという人ばかりではないということなのですね。そういう意見もありますから、ここはそこ十分考えながら、改修するのにも複数あるのは、1基しかないのは洋式にするしかないですけれども、二つ、三つとあるようなところは、それを残すことが、また町民のニーズに答えられるのか。また、それをどのようにしていくかということも、それは含めては検討させていただきながら、洋式化含めて図っていききたいということで、答弁させていただきましたので、そこは御理解をいただきたいと思います。

最後に申し上げていただいたように、これには、もちろん財源、予算が必要なわけでありまして、それは、そういう予算は、整備計画というのを持っていません。持っていませんけれども、それぞれの用途に従って、それぞれの担当の部局もありますので、その中で順次、それぞれの新年度予算含めて、どのような財源配分の中で改修していけるのか。また、その施設の頻度、老朽化などなど含めても、そのことも十分に勘案しながら、順次

取りかえをしていく、こういうことで計画させていただきたいと思いますので、よろしく
お願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 衛生面についてのお話、私は、和式は残すべきではないと思っ
ているのですが、衛生面についてです、和式便器の周りへの便の飛散や付着は洋式より、ロ
タウイルスですとかそういう菌を蔓延させる原因にもなるという研究も発表されていたり、
節水の面からもユニバーサルデザインの観点からも常設のトイレは、洋式にかえていくべ
きだというふうに私は思っております。その点についても、町民の方の意見も大きいのか
なと思いますが、私は、洋式化を進めていくべきだと思います。

その考えの一つに、先ほどバリアフリーという言葉もありましたが、ノーマライゼー
ションに基づいた価値観、共生社会を目指した価値観を養うためにも、町全体をユニバー
サルデザインにしていくべきだと思っておりますので、早急にそういうこともと、それがト
イレという部分では、顕著にあらわれる部分ではないかなと思います。ユニバーサルデザ
インというのは、壁をなくす発想ではなくて、始めから誰にでも優しい環境や設計にし
ていくという概念のもと進められているものでございます。

今後、そういう形で町全体をユニバーサルデザインにしていくべきだと思いますが、そ
の点について町長の考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問にありましたようにユニバーサルデザインと、またバリアフ
リーは全く別のものとありますから、それ共生、ともに生きる、これは部分とですね、ま
たユニバーサルデザインは、御質問いただきましたように、まさに人に優しい、本当にそ
こに住む人たちがより安心して暮らせる社会の基盤整備ということでもありますから、それ
はそのとおりでありますから、それは、先ほどから申し上げますように、それは、で
きるところは、やれるところは洋式化するということは、そのとおりします。

ただ、中身は衛生面も逆に含めて、和式のほうがということの声があることは事実であ
りますから、複数あるところが改修をするということになると、そこは、そういう御意見
もいただきながらその和式を残すのか、全て洋式にするか含めては、その時にしっかりと、
またそれぞれ御意見も伺いながら整備を図っていききたいなというふうに思っているとい
うことを先ほど答弁しました。それも、まさにユニバーサルデザインの一つであると私は思
っておりますから、必ずしも全部が洋式にすることが全てよしということではなくて、基
本的には、洋式にして、それぞれ利便性を高めていく。また、今のニーズに合わせていく
ということ、大事なことでありますけれども、中には、洋式に入ることが拒まれるとい
うか憚れるというのですか、そういうことも中には、やはり意識を持っている方もいると
いうこともありますから、その点のところも十分に考え、調査しながら、それぞれ喜んで
いただける環境にもっともっとするように、そういう町の公衆トイレのあり方について、し
っかり取り組んでいきたいなと思っております。

ちなみに、衛生組合など中心によく言われるのが、本別町にいろいろな人が来ていただきますけれども、本町の公衆トイレを利用する人方の御意見は、本当にどこのトイレに入ってもいつも清潔きれいに整備をされているというのが、まさにこの一つの私どもの町の衛生に対する取り組みの評価でもあります。そのことを含めて、環境面、言われることについては、衛生面を含めてしっかりと取り組んでいけるそういう現場の声も聞きながら、そして、また利用する人の声も聞きながら、順次整備をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

以上であります。

○11番（藤田直美） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 議案第38号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第38号本別町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 議案第38号本別町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の条例の制定は、国において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年3月29日に制定され、令和元年度より森林環境譲与税が各市町村へ譲与されることとなり、その税の用途を同法において、森林の整備に関する施策及び森林の整備を担う人材の育成や確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策に要する費用にあてなければならないと規定されています。

また、同じく同法の森林環境譲与税の用途に関する事項において、インターネットの利用など、その他適切な方法により用途について公表しなければならないと規定しています。

このことから、森林環境譲与税を、定められた用途にそって効果的に活用し、その用途を適切に公表する必要があるため、基金を創設し、事業の執行と財源管理の明確化を図ることを目的として、本条例を提案するものです。

それでは、条例案文の朗読を持って提案にかえさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町森林環境譲与税基金条例。

設置の目的。

第1条、本別町における森林整備に関する施策、森林整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林整備の促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、本別町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

積立。

第2条、基金に積み立てる額は、国から本別町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算の定めるところによる。

管理。

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

運用益金の処理。

第4条、基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

繰替運用。

第5条、町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

処分。

第6条、基金は、第1条に規定する施策に要する経費に充てるために全部又は一部を処分することができる。

委任。

第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第38号本別町森林環境譲与税基金条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点。第3条の管理でございますけれども、基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。これは、国から言われたものをそのまま文言としてあてているのか、町が独自に条例制定している部分であれば、この中身が最も確実かつ有利な方法というのは、どのような方法なのか。当然、国から来ようが、町民の皆さんの税金でもらおうが、1回町のところに入れば、まったくもっての公金でございますから、こういう抽象的な考えでなくてですね、どのようなことになるのか、条例を制定する段階でございますので、その明快な答弁を求めています。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから、基金の管理の部分について答弁をさせていただきます。財政調整基金、その他の基金も同様でございますけれども、基金の管理につきましては、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管をしなければならないというふうに定めております。

具体的に申しますと、例えば金融機関へ、定期預金ですとかそういったものに積み立て、今運用しております。その際、例えば利率ですとか、そういったものもいろいろと考慮をしながら、預け入れについては都度検討をしながら決めているところでございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 財政調整基金だとかほかの基金、相当古くからある基金については、その当時の条例制定等々ですから、間違った運用はしていないということに私どもも思っております。新たに条例を制定してこのような形でやるということになれば、今答弁のありましたように普通預金、及び定期預金という解釈であれば何ら問題ないのですが、それをバブルがあったときのごとく運用するだとか、そういうことは全く考えていないのであればですよ、こういう文言の書き方でなくてももうちょっと、本別町で決めた条例というか、文言も含めてね、出すのであれば、誤解を招かないような方法を取ったほうが良かったのではないかと思うのですが、その辺どのようにお考えですか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 答弁させていただきます。今、大住議員おっしゃるとおり、具体的な運用といたしましては普通預金、あるいは定期預金もございます。かつては国債で運用したということもございます。その都度どの方法が一番有利なのかというのを検討しております。町で定める条例ですから、もっと具体的にという部分かとは思いますが、そういった幅広い運用なども含めて、こういった形での条例制定とさせていただきます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） この条例、この案文のまま制定されるとすればですね、例えば今お話しになったような定期で、率のいい国債云々ということになってこようかと思うのですが、そういう部分について議会等々に説明をその都度といいますか、細かくはしないのですけれども、される気があるのかないのか。今3回目ですから、最後の質問になろうかと思うのですが、その辺を明快にお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをさせていただきます。基本的にはこのように基金それぞれ条例を定めて、管理の方法あるいは処分の際の方法等を定めておりますので、条例に基づいての運用となります。ただ、予算の際、あるいは決算の際には、それぞれどういった形で、例えばそれぞれの基金ごとに運用をして利息がどれだけ生じたかというのは、それぞれ決算書、予算書の中で提示をしておりますので、その中での報告といいますか、公

表ということになるのかなとは思っております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 第1条の関係と第4条の関係なのですけれども、第1条の中で、設置の目的で、全部で5項目位あると思うのですけれども、この中で町として、この項目の中で想定できるというか、考えられるという部分について伺いたいのですけれども、2番目の項目になると思いますが、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保ということが入っております。林業界ではこの部分けっこう大きな課題になっているのは御承知かと思っておりますけれども、条文の中にこうやって設定されているということで、本町においても、この基金の活用の中でこの部分を事業として進めていくということになるかと思うのですけれども、その辺についての、この条例を踏まえての見通しというか考え方というのがあれば伺いたいと思います。

それから4条は、基金の運用から生じる収益ですけれども、考えられるのはこの基金を利用して伐採等の事業を行なって、売払収入があるとか、そういうようなことなのかなと思うのですけれども、ちょっと1例、2例、具体的なことがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） ただいまの御質問にありました、第1条の、国の今回の譲与税の法律の中で、基金の用途について1条に書いてある内容で定められております。基本的にこの項目、全体通して森林の整備については、町の取り組みとしても当てはまる、全てに関して当てはまる内容になっているのかなと思っております。

まず質問の1つに上げられました、担い手について先に答弁させていただきますけれども、担い手の確保、それは林業で働く担い手の確保というのは、本当に大切な確保の1つの課題であると捉えています。本町といたしましても、営農対策指導協議会の林産部会において、森林組合や道の森林室、そして町で部会をつくって協議を進めております。なかなか、ちょっと外れますけれども、農業も担い手が少なく、ただ、農業の担い手の確保をする以上に厳しい、林業労働者を確保というのは厳しい状況であると思っております。現状としても、北海道の各町村の状況聞きましても大変厳しい、というのはやっぱり一番は造林ですね、いわゆる切って植えると、傾斜の中で、ある事業所に聞きますと、切るのは何とか確保できるんですけども、新しい苗を植えるとなると、そこでも人がどんどん、傾斜の中で、厳しい仕事の中で去って行くというような状況も聞いています。若い人が入っても、すぐ去って行ってしまうと。そんな厳しい状況ですけれども、かといってやっぱり切って植えるというのが森林づくりの基本ですので、そここのところの人員をきちんと確保するというので今、昨年度から視察にも行っていますし、あわせて農林課として、昨年からの移住フェアのほうにも参加をさせていただいています。ことしも今週末、東京のほうの移住フェアに行きますけれども、農業とあわせて林業の事業体に状況を聞きな

がら、雇用状況の内容も教えていただきながら募集に努めてまいりたいというふうに、そういう形で対応を図っています。

今後も改めて先ほど申しましたとおり、営対協の林産部会を中心にしながら、地域として各関係機関の状況、そして林業の事業者の意見も聞きながら、この贈与税を活用した、そういった対策については今後も検討をしてまいりたいなというふうに思っております。

それと続いて、第4条の関係ですが、今回の法律の中で、なかなか今森林の所有者が不明な所ですとか、所有者がいても、もう地元にいなくて、本州や都市に住んでいるという方もけっこう多い中で、法律の中で行政が、町が、伐採や整備について所有者と協議をして代行することができる、かわって整備を進めることができるという状況にありますので、そういったことから、その場合、相手側と所有者との協議ですとか契約の中に入ってくるのですが、そこで伐採木の販売等含めてそういった条件が出てきますので、所有者とのやり取りの中でその事業にかかわって、その販売等の収益がある場合も想定がされます。そういったことも含めて、大切な森林を整備をするのは、行政も含めて、できない場合についてはそういった対策も今後取りながらということで、そういった収益が出た場合の運用という形で、ここの第4条については規定をさせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 本条例制定の提案についてですけれども、法令で定められた用途にあてるところがございます。また、伴って効果的な運用と財源の管理ということももうたわれてございましたが、本町としてですね、具体的な用途というものについて様々御検討されているのかもしれませんが、具体的なものについて、どのようなお考えを持たれているのかということについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） ただいまの具体的な使用方についてということですが、まずもう一つの事業として取り組んでいますのは、ことし予算でも御説明をして、本年度から委託業務として森林組合と契約をしています内容につきましては、森林の維持、整備の促進に向けた、本別町地域林整支援活動業務委託、この関係につきまして森林組合と委託契約をして、事業についてももう推進を図っております。内容につきましては、森林所有者や森林の位置を確認して、森林整備に必要な森林台帳の精度の向上業務。森林台帳に基づいて森林整備が図られますので、それが誰が所有をしていて、どの位置にあってと、なかなか今そういうやりとりができない中でいますので、それを少しでも精度化を図っていくというのが一つ。あわせて所有者の森林整備に向けた経営管理、意向調査、それぞれの民有林、荒れているけれども、今後の整備方含めてその意向の確認や、そういった業務。あわせて伐採、及び伐採後の造林の届け出制度の支援業務など、今回、森林組合のほうに委託業務をして、もう委託をして推進を図っております。

先ほど阿保議員の質問であったような、担い手の確保、できれば新たな森林整備に向け

た町独自の事業の創設等も含めて検討してまいりたいと思っています。この譲与税、既存の行なっている事業についてはあてられないと。改めて、新たな事業の創出についてしか使えないという内容にもなっておりますので、既存の支援事業のほか、森林整備に向けてどういった事業ができるのか、今後具体的に協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

さらには木材の利用促進ですとか、森林環境の教育、いわゆる啓蒙ですね、地域でのそういう活動についても、関係機関と十分協議しながら進めてまいりたいというふうに考えています。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 本法令については、税を負担するにあたって具体的な用途が見えないんじゃないかということが課題となっているというところがございます。その中でただいま御答弁いただいた中で、森林台帳の整備であったりとか、森林所有者、整備に向けての意向調査、または伐採後の届け出の精度の整備ですか、こういったところの具体的御答弁をいただきました。その中で、本条例を制定してですね、町の単独事業としてこれからもいろいろ検討していくことができるというものになっていくというふうに考えるところがございます。影響額としては690万円ぐらいを想定されているのでしょうか。その中で、先ほどお話でもありました、人材の育成というものも一つ検討されるのかなと思われまますし、あとは既存の事業についてはあたらぬということでもございましたが、例えばですけども間伐等を実施した後の森林の有害鳥獣の駆除の対策とか、そういったものについても例えば今やっていない新たな対策ということであれば事業として取り行なうことが可能なのかなのかというところ、そういったところの検討何かもされていたのかというところについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 今年度創設をされた国の施策ですので、基本的には先ほどお話しをさせていただいた基本的な部分、本当に森林の持つ産業としての役割、そして自然災害等を守る、国民の命や財産を守るという一つの役割含めて、そこを中心としながら整備内容については検討をしているということになります。

それで新たな事業、今のところ、先ほどお話しをさせていただいた営対協の林産部会の中で協議を進めています。ただその中でまだ具体的にこの事業を実施しようという段階ではございませんけれども、一つ具体的な内容で今検討の案として出ているのが、例えば先ほど担い手でいうと、その新規作業員を雇用した事業体に補助をするですとか、何かの支援をする、そういう独自の支援事業があってもいいねというお話しとあわせて、先ほどお話ししたように、厳しいのが傾斜地、山林ですので、なかなか機械化というのも進みません。やっぱり人が歩いて、山を歩きながら植える、切るというのが基本ですけれども、ただ機械化が進んでいる中でそういった植える、刈るという機械化もどんどん進めてますし、国のほうでも森林管理署含めてそういった実証もまいとし山の中で実証をされていま

す、機械の導入について。そういった機械導入も含めた事業体の取り組みについての支援と、機械導入にかかわった補助等含めてというお話しの中で、ちょっと二つぐらいの御説明でしかありませんが、ただ、これをまだ実証をするというところではございませんので、具体的な内容も含めて検討しながら実施をしていきたいなと思っています。

贈与税の額ですが、国の法律の中では最終的に税として取るのが住民税のほうから、ちょっと名前が出てきませんで申しわけありません。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時36分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 申しわけありません。資料を見つけたので。税として住民税の均等割の中に増額として課せられて、年額、国民1人当たり千円というような状況になっております。

ただ、これは5年後、令和6年から千円が実施される、というのは今震災ですとか、同じように令和5年までそういった災害のほうで徴収をされているので、それが終了後ということになっています。ただ5年間は国のほうで借金をして、準備としてあてるとい形になっています。最終的には住民税対象者と合わせて約600億円。5年後にはそういった形で徴収がはじまりますけれども、そのはじまるまでの経過措置として、向こう3年間は財源を200億円として国が借り入れて配当をします。それ以降は徐々にふやしていくということですので、向こう3年については、道の試算としては本別町690万円、それ以降については徐々に年間ふえまして、最終的に先ほど言った600億円になったときには、一応道の試算として本別町は2,330万円が国のほうからまいとし入って来るとい状況になっておりますので、そういった基金を計算をしながら、先ほどお話がありましたように、こういった事業に繰り入れることができるか、税の額も鑑みながら基金のほうに積み立てて、そういった形で運用を図ってまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 御指摘をさせていただきますけれども、私一つの事例を上げさせていただきます。新しい事業に取り組みがしていけるよというところがございます。その中で、間伐等を実施した森林の有害鳥獣駆除対策、こういったものについて、本町については取り組みができるというふうにお考えかどうか。これまでの議論の経緯の中でこういったことが協議されてきたのかというところがございます。あわせて申し上げますと、これも国の一つの事例として示されているものがございますからお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 基本的に森林の整備の促進、そして雇用の拡大というのが大きな大前提としてあります。ですので、そういった今、梅村議員がお話しをされた間伐後の獣害ですね、鹿等の部分については関係機関との協議はいたしてはおりません。ただ、今そういうお話もいただきましたので、そういうのができるのかどうかは今後国、道のほうに問い合わせる中で検討はしてまいりたいなというふうに考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 何点か御質問をさせていただきます。

林産部会の中でいろいろ打ち合わせしているということでございますけれども、主に森林組合との話し合いになるかと思っておりますけれども、その中で整備を行なう人材の育成だとか、あと植える切るの話になるかと思うのですが、その辺はどの程度、町内の業者の中で人材を育成していくのか、切る植えるも町内の業者の中でやっていくのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 今御質問ありました人材の育成ですが、先ほどもお話しをさせていただいたとおり、大変厳しい、なかなか造林の事業含めて確保が難しいというのは農業の雇用以上の難しさを感じております。ただ、先ほどお話しさせていただいた林産部会での協議の中では、造林事業に向けた事業体を中心に、森林組合としても独自の事業体、本体として持つですとか、関連企業としてそういった造林事業ができる事業体を含めてできるかどうか、それが可能かどうかも含めて検討をしていくということを林産部会の中ではお話しをさせていただいております。本別町の中のそういった造林業の事業体については、基本的になかなかない、仙美里に1件、町内にも1件、実際に実施をしている事業体としてはそういった程度なのかなと思っております。ですから現状、町有林の造林事業を実施をしていただいている森林組合のほうでも、そういった造林、植栽については他町の業者を使っている、下請けを使っているというのが、なかなか町内では確保できないという、そういう現状にありますので、まだまだこうするのが一番得策だという形では議論は進んでおりませんが、なんとかそういったことを、いろんな、先ほど申した、今回移住フェアにも出ますので、都会のそういった北海道に職を求めている人たちの気持ちもしっかりとつかみながら、分析をしながら、今後その対策に向けて検討を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 今お聞きしましてよくわかりましたけれども、今本別町の木については、ほとんど森林組合が管理していると思っておりますけれども、聞くところによると、町の森林組合は町外の下請業者がほとんどで、町内の業者が入っていないと。そこである程度、町内でも町外でも、木材会社で高校終わった人たちを雇用するのですけれども、6月の植

裁を終わると解雇してしまうというのが実例でございます。何とか町内の業者にそういう人材の育成も兼ねた中で、この事業を進めていければと思っておりますけど。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地 敦） 今篠原議員からお話しいただいたとおり、本当に厳しい状況も含めて聞いておりますので、ただ今回こういった譲与税が国のほうで制定をされて、各町村にそれに向けたお金が今後入りますので、そういったのを基金に積み立てながら新たな事業、財源として、そういった取り組みを図ってまいりたいなど。できる限りたくさんの情報を収集する中から、少しでも労働力、担い手の確保に向けて検討をしてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号本別町森林環境譲与税基金条例の制定についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号本別町森林環境譲与税基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第39号

○議長（高橋利勝） 日程第3 議案第39号令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第39号令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、森林環境譲与税の創設に伴う予算措置、人事異動に伴う人件費の調整、北海道UIJターン新規就業支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、社会資本整備総合交付金を活用した道の駅ステラほんべつへの発電機整備、受電設備工事等の追加が主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

元号を改める政令、平成31年政令第143号の施行に伴い、施行日以降は平成31年度本別町一般会計予算の名称を令和元年度本別町一般会計予算とし、予算書における年度表記については平成31年度を令和元年度と、平成32年度を令和2年度と、それぞれ読みかえるものとし、平成33年度以降の年度についても同様に読みかえるものであります。

これは、平成31年4月1日付で通知のありました、改元に伴う元号による年表示の取り扱いについてにより、国の予算においては、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて令和元年度とすることとされ、予算総則において、平成31年度予算全体における元号の表示について、令和に統一する旨を明示するものとされており、本町の予算においても国に準じた取り扱いとするものであります。なお、各特別会計、企業会計においても一般会計と同様の取り扱いとし、それぞれの予算総則での説明は省略させていただきます。

それでは、その下にございます、歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,457万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億843万4,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

9ページ、10ページをお開きください。

2、歳出ですが、各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費については人事異動などによるもので、23ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

9ページを御覧ください。

上から2段目、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費7節賃金539万円の増額補正は、準職員賃金について、人事異動に伴い国民健康保険特別会計から予算の組みかえを行なうものであります。

その下、5目財産管理費11節需用費、ボイラー修繕料37万3,000円の増額補正は、西美里別農作業準備休憩施設の暖房用ボイラーが故障したことによるものであります。

次の8目企画費19節負担金補助及び交付金100万円の増額補正は、地方創生推進交付金を活用し北海道が実施する北海道UIJターン新規就業支援事業により、本町に移住して就業、起業した方で要件を満たす場合に移住支援金を給付するものであります。

2つ下の14目基金費25節積立金中、基金積立金、森林環境譲与税690万円の増額補正は、令和元年度より譲与される森林環境譲与税を基金に積み立て、事業の執行と財源の管理を行なうものであります。

次の17目諸費19節負担金補助及び交付金、街路灯維持費交付金52万4,000円の増額補正は、電気料のうち、燃料調整費の増加に伴い各自治会における実績が増加したことによる調整であります。

下段の2項徴税费2目賦課徴収費9節旅費77万7,000円の増額補正は、納税事務処理調査の実施に伴い、訪問調査等に要する普通旅費を補正するものであります。

11ページ、12ページをお開きください。

中段でございます、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費28節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金中、事務費分751万1,000円の増額補正は、人事異動等による人件費の調整によるものであります。

13ページ、14ページをお開きください。

下段の4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費18節備品購入費5,000円の増額補正は、北海道備荒資金組合を通じ健康管理システムの更新を行なうものでありますが、譲渡利率、貸付利率がことし4月1日より0.01パーセントから0.1パーセントへ改正されたことに伴い、調整を行なうものであります。

次の3目予防費、16ページをお開きください。上段にあります、13節委託料、業務委託料95万4,000円の増額補正は、風しんの追加的対策による風しん抗体検査及び予防接種を行なうものであります。

下段の3項上水道費2目簡易水道費28節繰出金、簡易水道特別会計繰出金、収支補てん509万1,000円の増額補正は、人事異動等による人件費の調整であります。

一番下段にあります、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費19節負担金補助及び交付金中、畑作構造転換事業補助金449万4,000円の増額補正は、本別町農業協同組合による馬鈴しょ病害虫抵抗性品種の導入事業に対する補助金であります。なお、この事業は国による補助事業となっております。

その下、強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,128万円の増額補正は、GPSトラクター、播種機等の農業用機械導入に係る融資主体型補助事業で、2法人1個人に対する補助金であります。なお、この事業は国による補助事業となっております。

17ページ、18ページをお開きください。

2段目の8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費7節賃金499万5,000円の増額補正は、準職員1名の採用によるものです。

その下にあります、3目道路新設改良費13節委託料70万円、15節工事請負費459万9,000円、18節備品購入費800万円の増額補正は、社会資本整備総合交付金地方道路整備事業を活用し、道の駅ステラほんべつに非常用発電機を整備するもので、物価調査委託、受電設備工事、発電機等2基を購入するものであります。

下段にあります、4項都市計画費3目下水道費28節繰出金公共下水道特別会計繰出金、公共下水道事業収支補てん550万5,000円の減額補正は、人事異動等による人件費の調整であります。

19ページ、20ページをお開きください。

2段目でございます、9款1項消防費2目非常備消防費8節報償費消防団員退職報償金386万2,000円の補正は、消防団員6名の退職に伴うものであります。

その下の18節備品購入費3千円の増額補正は、北海道備荒資金組合を通じ消防団員用の防火服の更新を行なうものでありますが、ことし4月1日より譲渡利率が0.01パーセ

ントから0.1パーセントへ改正されたことに伴い、調整を行なうものであります。

中段にあります、10款教育費2項小学校費1目学校管理費11節需用費、学校施設修繕料262万5,000円の増額補正は、本別中央小学校ポンプ室内の消火栓ポンプ故障に伴う交換修繕によるものであります。

21ページ、22ページをお開きください。

5項保健体育費2目スポーツ振興費19節負担金補助及び交付金、各種スポーツ大会補助金60万円の増額補正は、8月1日から奈良県で開催されます、第50回記念全国ママさんバレーボール大会への出場、8月3日から東京都で開催されます、第19回全日本少女空手道選手権大会への出場、個人2名が決定したことによるものであります。

以上で歳出を終わりました、5ページ、6ページをお開きください。

1、歳入ですが、2款地方譲与税3項1目森林環境譲与税690万円の増額補正は、令和元年度から譲与されます森林環境譲与税の譲与見込額を補正するものであります。

下段の10款1項1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

次の段、14款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金、道路事業826万5,000円の増額補正は、歳出で説明いたしました道の駅に非常用発電機を整備する事業に対し補助されるものであります。

下段の15款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金中、畑作構造転換事業費補助金449万4,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,128万円は、事業費の全額が補助されるものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

2段目の20款諸収入4項1目7節雑入、消防団員退職報償金267万5,000円の補正は、消防団員退職に伴うものであります。

下段の21款1項町債3目土木債1節道路橋りょう債500万円の増額補正は、道の駅ステラほんべつに非常用発電機を整備する事業に伴うものであります。

以上で歳入を終わらせていただき、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

1、変更。事項、健康管理システム更新事業。限度額、712万9,000円を714万1,000円に。事項、消防団員用防火衣一式更新事業。限度額、663万円を636万8,000円に、それぞれ変更するもので、期間の変更はありません。

第3表、地方債補正であります、1、追加。起債の目的、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業。限度額、500万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、現行と変わりありません。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） ここで暫時休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第39号令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）についての質疑からとします。

質疑は、歳入歳出、地方債補正等一括とします。

ございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 2点ほどあります。10ページ。1点目は、5目財産管理費11節需用費、修繕料、ボイラー37万3,000円。これは説明欄で集会場等運営事業ということになっています。西美里別ということでお聞きしていますが、ボイラーという性質上、この時季にということ、それはいいのですけれども、わかったのはいつ、壊れたというか使えなくなったということでの今回37万円になると思うのですが、何を言わんかということは、地域の人たちがもし厳寒期に使っているときに壊れていたとすれば、非常に迷惑のかかる話でございますので、額で専決処分云々を決めるわけではございませんけれども、地域の方々と相談して、専決処分でも決めてですね、地域の方々にスムーズに使っていただくということは考えられなかったのか。これが壊れたのがわかったのが5月とかというレベルであれば、寒かった日もあれば、35度の日もあれば、最近のように20度未満のときもあります。ただ、常識的に考えて、1月、2月、3月ぐらいの中であれば、その地域の人たちが使う集会場ということになればね、それは専決処分でもやってもよかったのかなという気はします。それは、これがどうのこうのということではございませんので、その辺の流れといきさつについて、まず1点目お伺いします。

2点目、これは下段のほうになりますけれども、2項町税費の中の2目賦課徴収費の中の9節旅費。これは先般議員協議会でいろいろ、るる伺いました。一般質問でもさせていただいていますが、四百八十何件の不納欠損の方々の調査ということの中身かと思えます。先般の議員協議会では、予算にかかわることということでございましたので保留はしてございましたが、この今77万7,000円ですか、このお金の旅費ですから、内訳。何人分で、どこに行って、今回四百八十何件と言いましたけれども、その方々。旅費の出ない町内とかありますけれどもね。十勝管内は出ないのかな。それ以外に旅費を支給しなければならぬ所がございますね。その方々の所に訪ねて行くのに何名、何件。道外にも行くのか行かないのか。またそれより遠い所が何件かあったように報告は受けていますけれども、その辺明快に、要するに算出基礎をお知らせいただきたい。以上2点。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 西美里別地区のボイラーの関係でございます。ここの施設につきましては負簞、チエトイ地区の方に御利用いただいておりますけれども、地域の方からこちらのほうに、ボイラーの不調、故障について連絡がありましたのは3月の下旬になり

ます。地域の方のほうから、次の冬までには修理をしてほしいと。その間はポータブルストーブで対応できるので、新年度になったらボイラーの取り替えですね、それをお願いをしますということで連絡をいただいておりますので今回、9月までには対応したいと思ひまして、補正のほうを計上いたしました。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） それでは私のほうから御説明を申し上げたいと思ひます。先ほど大住議員が申し上げられておりました、今回の不納欠損の調査に係る経費になってございます。

内容なのですけれども、先にお話ししたとおり、485件のうち、管外調査44件の調査に係る旅費となっております。

中身なのですが、そのうち訪問調査26件、また訪問調査に係る26件の再訪問、電話調査18件の訪問説明に係る、公用車を使用した予算の計上の中身となっております。

訪問調査の再訪問ですとか、電話調査の訪問説明の考え方なのですけれども、今回の横領案件を受けた調査ということになります。そのため、訪問調査を行なったが、調査の協力者の方から再度訪問説明を求められた場合、また電話調査を行ないますけれども、直接訪問をして説明してほしいというような要請があった場合も含めて対応していくという形で、予算を計上してございます。

中身になりますけれども、事前調査で訪問による面談可能と思われ、釧路市、白糖町、北見市、別海町、札幌市の5市町村26件に対しまして、職員2名分になりますが、日帰りが2回、1泊2日が1回、2泊3日3回、合計6回分で、公用車使用の金額なのですが、22万9,400円となっております。

また、先ほどの前段で御説明を申し上げましたが、5市町村26件の訪問者の再説明と、電話調査者の訪問説明の部分なのですが、網走市、小清水町、江別市、恵庭市、函館市、今金町、仁木町、札幌市の8市町村18件に対し、2名分の日帰りが3回、1泊2日16回、合計19回分の公用車で54万7,000円を計上してございます。合計で77万7,000円となります。

道外のほうの関係なのですけれども、遠隔地でありますので、基本的には極力御理解をいただいた中で、電話調査でというふうには考えてございます。以上であります。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長から発言があります。

○総務課長（村本信幸） 先ほどの集会場の関係でございますけれども、集会場の名称を私間違えておりましたので、訂正をさせていただきます。対象となります集会場につきましては、美里別西上地区の農作業準備休憩所となります。経過ですとか対応につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 訂正かけていただくときはスムーズにかけていただければ、私らもそれ以上のことは申しませんけれども、ボイラーの件ですが、3月いっぱい直ればだと

か、3月の末だったというお話しでございました。こういう物についてはですね、昔のお役所と違うと思いますのでね、もう少ししたら4月になるからとか、あと1カ月たてば氷も溶けて雪も溶けるからというようなお話しでなくてですね、使っていただいている町民の方々が難儀をしないような形で、そのための地方自治法で専決処分というのが認められていることですから、これが3億の云々ということになれば、これは喫緊に招集権持っている町長が我々を招集すればいいことであって、専決処分でも十二分に説明のできる範疇だと思いますので、その辺は執行権が課長にあるかどうかは別にして、その辺の考え方を再度伺います。

それと旅費の関係ですが、細かくいただきました。なぜこんな細かく聞くかというところで、2回、1泊2日がどうしたとか、そういうことを私は申しません。不納欠損処理で本別町、昨日の一般質問でもさせていただきましたが、相当町民の方々も心配している案件でございます。それで10月、11月まで調べるとなれば、これは今お2人で対応をしているということで行政報告、議員協議会で報告がありましたけれども、お2人でずっとこれをやるという考え方なのか、あと住民課にもそれぞれの関連した職員の方がいますし、スタッフ制ということになれば1泊2日なりで出ているときに、ほかの職員の方々が相談だとか、そういう態勢は万全に取ると思いますけれども、その辺どのようにお考えになっているのか。

それで、これがもし1回、2回の説明で納得していただけないとすれば、また3回、4回と訪ねて行くことも考えられるのですが、旅費が77万7,000円で足りなくなったときには、臨時議会でも考えていただかなければならないと思うのですが、その辺の考え方、要するに人員配置とお金の関係で、これは大事な税金の関係ですから、その辺どのようにお考えになっているか、その2点の再答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。今回の件につきましては、地域の方の御理解と申しますか、地域の方より、当面はポータブルストーブで対応できますということでしたので、このような対応をさせていただきました。当然、議員のおっしゃるとおり、いろいろなケースもございますので、その場合はいろいろと柔軟な対応はしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから答弁させていただきたいと思います。1点目の人員の関係でございます。はじめに調査の関係なのですけれども、先にお話ししたとおり、町内、町外、管外、道内というような形で調査を行ないますが、例えば今の担当2人というだけではなくて、住民課というような体制の中、または既存の団体、組織がございます。徴収金滞納対策推進本部、税の関係者の方、税外の担当者の方で、滞納整理のための情報交換を行なっている組織がございます。そちらの方にも協力を得ながら調査を行なっていくというような形になります。

また、現場に出かけるときなのですが、2人だけということではなくて、税務担当の中で回しながらやっていくというふうに考えてございます。

2点目の、予算等々の関係でございます。一応、今回の予算要求にあたりましては、自分なりに積算をしまして、これだけあれば対応できるだろうというような予算を上げておりますけれども、いかんせん相手があることとなります。大住議員が言われましたとおり、2回、3回で解決できるのかということも想定されるかもしれません。その場合につきましては、再度内部協議を進めながら、予算をどうするかということで進めたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 集会場の件については、理解いたしました。

税の不納欠損の調査の関係でございますが、今担当のほうから細かく説明がありました。そのとおりだと思います。これは執行者側にも関係のあることですが、当然これだけの町村を回るということになれば、当然お2人で公用車で行ったりしますと、昨日一般質問で出していただいたように、ペーパーのように、町民の皆さんから相談ごとが出てくると思っています。それらはスタッフ制ということではあると思っておりますけれども、こと税のことですからスムーズに行くように、なおかつ調査もスムーズに行くようにといったら大変だと思いますけれども、限られた職員の中でやるということですので、その辺はどのようにお考えになっているか。

それと、相手のいることでございますので、これは私どもから言う立場ではございませんけれども、77万円で最後まで仕切れればいいのですが、これがどこかで足りなくなれば、公務員の方々はきちんとした身分保障をされての旅費の支給になりますので、その辺は理事者のほうできちんとお考えになっているかどうか、その1点だけ確認を再度。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうから答弁をさせていただきます。体制につきましては、今久司のほうから申し上げたとおりでございます。やはり2人に限ってということにはならないと思っております。健康管理の部分もありますので、住民課と、あと先ほど言いました滞納の推進会議もありますので、その全体の中で対応していきたいというふうに考えております。

それと旅費の関係につきましては、10月、11月頃まではという話をしております。9月の定例会もありますので、もし不足が生じてくれば、補正等の対応をさせていただきますというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 10ページになりますが、企画費の関係で、9節の負担金補助及び交付金中、北海道UIJターン新規就業支援事業ということで、100万円ということで補正が出されていますけれども、これ説明されたと思うのですけれども、世帯で新規に

本町に来て事業を行なうということになると100万円、単身の場合は60万円という話だったと思います。そういうことも含めてですね、見込みというか、この時点での、どういうふうに中身が進んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 阿保議員の御質問にお答えいたします。阿保議員言われましたとおり、お1人で移住された場合につきましては60万円、2人以上につきましては100万円というこの制度でございます。今後、見込みはどのようなふうに見ているのかということでございますけれども、この国の地方創生のひとつの取り組みといたしまして、6年間で6万人を見込むというふうになってございます。基本的には47都道府県、東京は除きますけれども、そういった部分で割りますと年間1万人ということになります。北海道では単年あたり200人を見込んでいるそうでございまして、現在179市町村ございますが、すべての市町村が取り組むわけではございませんけれども、そうした場合の数字を見たときに、そう多くはない数字なのかなというふうに思っております。したがって今回、6月の補正に関しましては、お1人分、世帯で1世帯分ということで予算計上させていただきましたが、今後推移見まして、そういった傾向が見られたときにはですね、また補正のほうをお願いするというふうに考えてございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） もう少し、どのようなふうにアクセスしていくのか、募集したりするのかなというふうに思うのですけれども、新規就業ですから、農業ではなくて一般的な町場の職業というような趣旨だというふうに思うのですけれども、その辺すごい初歩的なことで申しわけないのですけれども、ちょっと補正予算書の中身だけではわかりかねる部分があるので、もう少し仕組みというか、取り組みの、初歩的なことかもしれませんけど伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。この制度の関係、もう少し詳しく説明させていただきます。この事業の目的でございますけれども、これについては東京1極集中の是正がひとつでございます。また、2つ目には地方の担い手不足への対処、そして3つ目には自然豊かな地方で子育てなどをしたいという、移住者の多様な希望を叶えるというのが、この事業の目的となっております。

内容につきましては、先ほど言いました金額の助成ということでございまして、対象となるのは、2つのもののいずれかの1つを満たすということでございまして、1つ目は直近で5年以上、東京23区に在住していた方、もしくは直近で5年以上、東京圏に在住し、東京23区に通勤していた方、この1つ目、2つ目、いずれかを満たす方で、3つ目としては、北海道が移住支援の事業の対象としまして、新規就業のためのマッチング・サイトをこれからつくる予定となっております。そこに掲載されております求人へ新規就業した方、最初に言いました、5年以上東京23区に住んでいた方、もしくは5年以上23区

に勤めていた方、そのいずれかを満たす方で、さらに3つ目に北海道がこれから立ち上げるマッチング・サイトに就業された方ということが条件というふうになってございます。

この財源につきましては、国の2分の1、例えば100万円であれば50万円、北海道が4分の1、市町村が4分の1ということになってございます。対象とする事業でございますけれども、基本的には官公庁や何かは認められておりません。北海道がこれからマッチング・サイトに掲載されるであろうという事業のほうに、そういった部分で、農業とかも除かれるのですけれども、商工業、あるいは建設業とか、そういったものになってくるのが中心となります。これから、今回補正をお認めになっていただいた後にですね、私も、道のほうでは今8月を目途にそのマッチング・サイトを立ち上げるというふうにしてございます。したがって今事前にJA本別町さん、あるいは商工会、それから建設業協会等に今、そういったものを立ち上げるというようなことは事務レベルでもちょっと調整させていただいております、このお認めいただいた後に広報紙、あるいはホームページ等を活用しながら、まずは本別町における事業所の登録を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、今回対象となります首都圏からの移住の方、これは当然外の方に呼びかける、あるいは今本別に在住されている方が、東京に例えば勤めていらっしゃる親類の方ですとか、そういった方にはこういうことがあるよというようなことが情報提供できるように、そういったもので広報紙だとかホームページ等を使いながら、この制度のほうを周知して運用してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） マッチング・サイト、呼びかけのコンピューターの画面というか、そういうイメージだと思うのですけれども、道がつくと今おっしゃったので、マッチング・サイトの中身の本別町に、そういう人来てくださいという呼び込みの紹介の独自性、本別町の特色生かしたようなものを、そのマッチング・サイトで反映できるのか、それとも道が総合的に本別町、足寄町、陸別町というふうに並べるのか。前者のほうが当然いいと思っておりますので、その辺はどうなのですか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。今現在においてはですね、これから立ち上げるということですので、これは推測の域でしかありませんけれども、恐らく取り組まれる市町村横並びのような形になるのではないかとこのふうには思います。ただ、私先ほど言いました、例えば広報紙だとかホームページで、本別町もこの事業に取り組んでいますというようなところで、例えばそういった部分独自性を出せるということであれば、やはり今言われたように、少しでもそういったものの効果発揮できるようなことは、ちょっともう少し考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 歳出、9ページ、10ページ、2款総務費2項町税費1目税務総務費2節給料、3節職員手当等、4節共済費、説明にあります町税人件費についてお伺いをいたします。このうちですが、不納欠損処理の調査にあたるものについての明細について、でき得る限り詳細にわたってお答えを求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後1時56分 休憩

午後1時57分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから答弁をさせていただきます。この目ばかりではなく、ほかの目もそうなのですが人件費、今回人事異動等に伴いまして全体を調整しております。その調整に伴う増減を今回計上しておりますので、必ずしもこの業務にあたる職員の人件費とか、そういう形ではございませんので、その辺はちょっと御理解をいただければと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは今回提案されているものの中には、人事異動に伴うものというのみが反映されているということで、町税事務、不納欠損処理の調査にあたるためのものは積算されていないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。今回補正を上げておりますのは人事異動総体での調整ということで計上しております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかに、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号令和元年度本別町一般会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第40号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第40号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第40号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ739万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,701万5,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金の人件費については、人事異動で、7ページに給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

7節賃金570万2,000円の減額補正は、準職員の人事異動に伴い一般会計へ予算の組み替えを行なったものであります。

13節委託料11万6,000円の増額補正は、国民健康保険旧被保険者減免の減免期間見直し対応に伴うシステムの改修でございます。

5款保健事業費3項健康管理センター事業費1目施設管理費12節役務費5,000円の増額補正は、危険物取扱者保安講習受講のためのものがございます。

続きまして歳入ですが、3ページ、4ページをお願いします。

3款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金2節保険給付費等交付金（特別交付金）11万6,000円の増額補正は、歳出で申し上げましたシステム改修の特別調整交付金でございます。

5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金3節その他一般会計繰入金750万6,000円の減額補正は、歳出で申し上げました人件費及び危険物取扱者保安講習受講に係る一般会計の繰入金でございます。

以上、議案第40号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第41号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第41号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第41号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきまして提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,321万8,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いします。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金23節償還金利子及び割引料40万円の増額補正は、保険料歳出還付金見込額増によるものでございます。

続きまして歳入ですが3ページ、4ページをお願いいたします。

4款諸収入2項1目1節雑入40万円の増額補正は、歳出で申し上げました保険料還付金の後期高齢者医療広域連合からの雑入でございます。

以上、議案第41号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)につきましての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第41号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第42号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第42号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第42号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費の調整に伴う事業費の減額が主なものであります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ51万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,133万円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、3款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費中、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減額につきましては、人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上段の1、歳入ですが、7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2節地域支援事業繰入金51万4千円の補正は、人事異動に伴う人件費の調整によるものであります。

以上、令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）の提案説明にかえさせていただきます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第43号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第43号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第43号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、臨時職員等の勤務形態の変更に伴う増減が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,660万円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

3ページ、4ページをお開き願います。

中段の2、歳出ですが、1款介護サービス事業費1項1目施設介護サービス事業費2節

給料から4節共済費と19節負担金補助及び交付金、並びに下段の2項居宅介護サービス事業費1目居宅介護支援事業費2節給料から4節共済費の増減につきましては、人事異動に伴うもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

中段に戻りまして、7節賃金の臨時雇賃金からパート等賃金までの増減は調理員、介助員の勤務形態の変更、任用区分の見直しに伴い予算の組み替えを行なうものであります。

上段の1、歳入ですが、4款繰入金1項他会計繰入金1目1節一般会計繰入金287万3,000円の増額は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上で、令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第44号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第44号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第44号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴います人件費の調整によるものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ509万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,645万2,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

1款1項簡易水道費1目一般管理費2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費については人事異動によるもので、5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

同ページ上段の歳入であります。4款1項繰入金1目一般会計繰入金509万1,000円の増額は、歳出で説明しました人事異動によるものでございます。

以上、令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第45号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第45号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第45号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、及び個別排水事業による浄化槽設置基数変更によるものであります。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億648万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、御説明をいたします。

4ページ、5ページをお開きください。

2款土木費1項下水道費1目下水道新設費2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては人事異動によるもので、6ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

下段の2目個別排水処理施設新設費15節工事請負費400万円の増額は、西美里別地区で新築物件の10人槽の申込みがあったため、増額をに対応するものでございます。

上段の歳入であります。4款1項繰入金1目一般会計繰入金中、公共下水道事業収支補てん550万5,000円の減額は人事異動によるものです。個別排水処理施設整備事業収支補てん110万円の増額は、合併処理浄化槽の設置個数の増によるものでございます。

下段の、7款1項町債1目土木債1節下水道債290万円の増額は、歳出で説明いたしました合併処理浄化槽の設置個数の増による起債対象額の増によるものでございます。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債補正。

1、変更。

起債の目的、個別排水処理施設整備事業の限度額2,760万円を3,050万円に改めるものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

以上、令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第46号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第46号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第46号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴うものでございます。また、人件費の調整によるものでもございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和元年度本別町水道事業会計予算、以下「予算」という、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益第2項営業外収益は97万5,000円減額補正をして、収入の総額を1億5,188万4,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費第1項営業費用は97万5,000円減額補正し、支出の総額を1億5,188万4,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、6,561万2,000円を6,592万4,000円に、5,865万9,000円を5,897万1,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出の第1款資本的支出第1項建設改良費は31万2,000円増額補正し、支出の総額を1億2,331万1,000円とするものでございます。

予算説明書の説明につきましては、収益的収入及び支出、資本的支出、いずれも人事異

動に伴う人件費の調整によるものでございます。予算説明書の説明は省略をさせていただきます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第4条、予算第10条に定めた経費の職員給与費を人事異動に伴い、66万3,000円減額補正し、3,369万9,000円に改めるものであります。

7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を97万5,000円減額補正し、2,530万3,000円に改めるものでございます。

以上、令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出、資本的支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時28分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第47号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第47号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 議案第47号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴います人件費の調整と研修医及び臨時の派遣看護師の住宅用の消耗備品の整備、住宅借上げ料、看護師派遣の委託料の増額が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益第2項医業外収益を29万2,000円減額し、収益の合計を10億8,899万1,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用第1項医業費用を345万2,000円増額し、費用の合計を12億6,270万6,000円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を198万1,000円減額し、7億7,366万6,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を8万3,000円減額し620万7,000円、基礎年金拠出金公的負担経費を20万9,000円減額し1,654万円とするものであります。

次に3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入及び支出の、下段の支出から御説明いたします。

収益的支出、1款病院事業費用1項医業費用1目給与費198万1,000円の減額ですが、1節給料393万5,000円の減、2節手当1万円増及び2行下がりにして、4節退職給与金75万円減、5節法定福利費106万9,000円の減は理学療法士1名採用、看護師2名退職及び人事異動等による減額でございます。

2行戻りまして、3節賃金376万3,000円の増額は準職員1名増によるものです。

なお、5ページ以降の給与費明細書の説明は省略させていただきます。

3目経費6節消耗備品費32万2,000円の増額は、研修医及び臨時の派遣看護師の住宅用の備品の購入費を計上するものであります。

13節賃借料、職員住宅借上料は、臨時の派遣看護師、研修医の受け入れ用として民間のアパート等を病院で借り上げるための費用3件分、91万2,000円を増額するものです。

15節委託料419万9,000円は、派遣会社に短期の看護師の派遣を6カ月間委託するものです。

戻りまして、上段の収入、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計補助金29万2,000円の減額は、人件費の変更に伴う一般会計からの繰入基準の変更によるものであり

ます。

以上、令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 4ページの6節消耗備品費32万2,000円、13節賃借料91万2,000円、15節委託料419万9,000円ですか。これは今説明ありましたが、看護師なり派遣されていると。研修医ということも出たかと思うのですが、これは看護師が足りないということで、町外から通っていた方がここに何人か住むので、住宅を借り上げてその整備をするのか、借上げをするのか。一般的に考えますと、例えば消耗備品費の冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、これ全部用意して来てもらうというか、入ってもらうということになるのか。

それと今年3年分の賃借料ということのお言葉が出ましたですね、91万2,000円。私の聞き間違いかもしれません。その辺を、どのような形になっているのかですね、こういう当初予算で、何かきちんとできなかった分なのですか。この6月の、新年度始まって2カ月ぐらいたってから、ざっと計算しますと五百何十万円くらいの金が、いとも簡単に6月の、新年度になってすぐの定例会で出てくるという中身が、ちょっとわからない部分ありますね。考え方としてもわからないところあると。これ、ほかの議員さんも同じこと考えている方おられると思いますけれども、町民の方々に私ども説明しなければならないので、どういうことなのか。看護師の人数が足りない、研修医も手伝ってもらわないと足りない、だから派遣会社にも頼まなければならない。そういうことの人数をきちんとと言って、予算のときも言っていたかと思いますが、これだけの予算を組むのですから、それなりの説明をきちんとわかりやすくしていただきたい。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） それではまず15節の委託料でございますが、ちょっと順番変わりますけれども、こちら短期の看護師の派遣ということで、実は看護師が不足している中で、さらに当病院の看護師2名ほどけがをしまして、休まざるを得なくなった状況がございます。5月に。それで急遽派遣看護師を、委託という形で派遣会社のほうから派遣していただくということで、その部分で6カ月分の委託料を15節、看護師の派遣料として計上しているものでございます。

続きまして1つ上の13節の賃借料でございますが、こちら住宅使用料ということで、3件ということで私申し上げました。3件の内訳につきまして御説明させていただきます。まず1件が派遣看護師を採用するにあたりまして、こちらから派遣会社のほうに依頼をするわけでございますが、その際に看護師の派遣につきましては、相手方からの条件といたしまして、住宅の整備、用意、あと体ひとつで来るということで、最低限の家電製品、テ

レビ、冷蔵庫、洗濯機等の準備ということが大きな条件となります。それで今回、住宅の整備ということで、派遣看護師用に民間の住宅を1軒借り入れることといたしまして、その部分が57万3,600円となります。これが1件目でございます。

2件目でございますが、研修医用ということでございますが、こちら当初予算の中でも御説明いたしましたが、諏訪中央病院より半年間研修医が当院で研修するというので、その住宅でございますが、こちら町の職員住宅を用意したわけでございますが、その職員住宅につきましては、病院のほうでその分の家賃を半年分支払いするというので、この部分が20万8,200円となります。

そして3件目でございますが、今年度、1カ月研修の医師の研修3名予定しております、この研修医の宿泊施設につきましては、ことしの春にオープンしました、南4丁目のしごと体験交流館、こちらを利用していただく予定でございますが、この部分3人分、3カ月分ということで、こちらが12万9,600円ということになりまして、合計で13節賃借料91万2,000円ということになります。

あと6節の消耗備品の関係でございますが、こちら15節委託料の中でも派遣看護師等の住宅整備の中で御説明いたしましたが、冷蔵庫、電子レンジ等最低限のものを用意するというのが、やはり派遣のときの条件になっておりますので、こちら今6月補正で計上したということになっております。消耗備品につきましては、病院の中でも職員、余っている物ないか、役場内でも職員、家庭の中で不要な物があれば寄付してほしいというような形をお願い等をかけましたが、最低限必要な物として今回6節消耗備品費で計上したところでございます。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ただいま説明いただきましたけれども、半分あきれる話しでないですか、これ。このようなことがなぜ当初で組めなかったのか。けがをしたのならしたならの、それと派遣会社の言いなりにならなければならないという、看護師が少ないということであれば、定数が足りないということであれば、それなりのことを前段から考えておかなければならないのではないですか。まったくもってこれ、先ほども言ったように500万円からの金をいとも簡単に、マジックショーを見ているわけではないのですよ、これ。そして看護師さんがけがをして定数が足りなくなったときに、なぜ我々議員を集めてそういう説明してから、こういう予算編成をしないのですか。病院だから、町民の命を守る施設だからいいんだというような、まさかそんなお考えはしていないと思いますけれども、派遣会社の言いなりになってやっているようにしか見えないのですよ。全部税金ですからね、これ。幹部職員なり理事者の給料とかで出している金でないのですよ、税金なのですよ。その辺全然考え方がなってないのではないですか、これは。私は何も反対するつもりはさらさらないので、なぜこういう時期にこういうものが出てこなければならないかということなのです。けがをしたとか、そういうことは不可抗力もあるかもしれませんが、そこは言っていません。派遣会社というのは今年の予算のときからそういう話が出

ていました。昨年の6月には、自宅待機が云々という話もさせてもらいました。そのようなことの方、はなっから理事者もしていないと思いますけれども、税金を使っていく上で、大きく当初予算からこの2カ月の間に変わるとすれば、せめて5月の末とか、いろいろな議員協議会でお話しさせていただいていることもあるものですから、そのときに話を我々にもすべきでないかと思いたすけれども、その辺と、その消耗品の関係。本当にこの細かいことまで全部用意しなければならないのか、言われたなりなのか。今事務長のほうから、職員のほうにも聞いてみたということでございますけれども、一生懸命やっているのはわかりますけれども、町民の皆さんから見たらまったく的外れ、それしか言いようがないのですが、その辺の見解。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 大住議員の今の質問の内容であります、私どももね、当初からわかるなら当然やりますよ。当初4月の予算が、新年度始まったときには、まだ看護師さんもいました。けがもしていません。ただ介護するとき、そして看護するとき不可抗力でけがをして、急遽勤務ができなくなった。そのほかに途中で退職者も出た。そういうこと含めて、ずっと今看護師は常時募集しています。募集した中でも、それぞれの事情があって、夜勤ができない、また育休に入っている看護師さんもいるなどなど含めて、定数は満たされているような定数はいるのですけれども、実際勤務に就くというのはできないというのが、恒常的に今あるわけですね。それで、夜勤専門の看護師さんを派遣会社からお願いしてみたり、そしてこういった急遽こういうけがだとか、こういう突発的なときは派遣会社をお願いして、結果的に私どもも、派遣会社から初めて派遣いただくときは、言い方悪いかもしれませんが、言いなりとか何とかでなくて、そういう意味では十分に協議、相談をして、なるべく条件を緩和していただきながら、経費を少なくしながら派遣していただきたいと、こういうことでお願いしていますから、そのことについてもしつかり、私どもがただ言いなりにやっているとか何とかでなくて、そういう厳しい中もそういう交渉もしながら、なおかつ勤務のローテーションを組めないわけですから、ローテーションも含めてきちんと決めるように、そして病院の機能がちゃんと発揮できるように、看護師だとかスタッフの用意しなければならない。その中の、これ細かく書きましたけれども、これは逆にこういうことがきちんと条件として整っていなければ、この派遣の看護師さんの対応ができないということでもありますから。そのほかに今事務長が言っていますように、職員に、例えば冷蔵庫、使っていないやつないか、食器はないのか、いろんなことをまた職員にも希望を取りながら、要請をしながら、こういう具合に最終的に用意しなければならない物を用意しているということでもありますから。

質問にありますように、これはあくまでもそれはもちろん税金ですから、そんな安易なことであってのことでなくて、本当に大変な状況の中でこういう予算を組んで、今信用していただく、その直前のこの状況ですから、けがも含めて。ですから、予めわかっているものについては当然やりますけれども、そういうことでなくて、急遽こういうような状況に

なってきたということも含めてぜひ御理解いただきながら、本当に、そのほかのものについては、医師の研修だとか、またそれこそ6カ月の派遣だとか、これも加わっていますけれども、総体としてこれもいろいろな中で、本別町の国保病院の中で、これから必要な人材としてそれぞれ研修もさせていただきながら、また派遣もいただきながら対応しているということでもありますから、あくまでもそういう当初で組めるようなものにつきましては、もちろん組む。そして補正でお願いする部分は補正もお願いする。それも補正も、この中でぎりぎりになってということでもありますけれども、それは確かに相手のいることですし、なかなか人材を確保できるというような状況ではありませんから、そんなに余裕持てできないということもですね、ぜひ御理解いただければと思います。以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長、勘違いしないでくださいね。私だめだなんて言ってないのですよ。看護師さんの話しか今しませんでした。5月にけがをしたということになると、ほかの3カ年の云々も説明ありました。そのときに、けがをしたら速やかに、今定数が足りなくなったので、こういう形で派遣会社、今もいるかもしれませんけれども、定数がこうだからこういうふうにしたんだと。ついては6月の定例会で補正も出したいので、こういう内容で。それから微動だに変わらなかったら絶対だめだとかっていうお話ではないのですよ。なぜそういう話ができないのですか。難しいことではないと思いますよ。

そして、3カ年でどうしたとか、そういう話が出ているのであれば、当初からわかったことではないですか、これ。違うのですか、それ。今取って付けたような話でないでしょ、3カ年がどうのこうのというのは。3カ年ってどういう意味だったのですか、それ。もう1回答弁してもらいますけれども、さっきの説明では、3年目が12万9,000円、2年目が20万8,000円という説明ありましたよね。それどういうことなのですか。それはもう1回私が質問してから、私はこれで質問3回目ですから終わりますけれども、私の聞き方が悪かったのか、説明の仕方が悪かったのかわかりませんが、そういうことがわかっていただけたら、看護師さんがけがをしたときに、我々議員に説明あっても良かったのではないですかということをお願いしている。誰もだめだなんていう話はしていないですよ。この予算が、突然これだけの額が出てきたから、おかしいのではないですかということをお願いしているのですから。きちんと必要な施設でこれだけ金がかかるということを、きちんと説明すれば皆わかることなのです。それがわからないから質問してるのですよ。そしたら今言っているその3カ年がどうしたという話と備品のことについては、これは先ほど事務長もおっしゃっているように、職員にも借りるだとか、あいているのはないかという話もしたと。それはそれでいいでしょう。こういうふうに出してくれて今、町長も答弁していますから。だけどそのほかにあって、けがをした時点で5月の何日とは言っていないけれども、5月にけがをしたというのだったら今6月ですから、何ら説明できることだってあったのではないですか。6月10日が議会冒頭の日なのですから。それだって何もよろしかったと思うのですよ。そのときにこれを全部、今の私の質問している

3年が違うのだったら違うと言ってくださいね、そういう形で進めれば良かったことだと思うのですよ。それ一切説明しないで、どっと出て来るからこういうことになるのではないですか。定例会での質問は3回と決まっていますから、これで質問はできませんけれども、その辺の3カ年の考え方、私が質問したのは違うのか、どういう形で我々議員にも説明できなかったのか。看護師が辞めたから、2人ぐらい辞めたからいいということで、派遣会社に相談して進めてきたということであれば、それはそれなりにいいのですよ。けどほかのことが出ているのだったら、そのときに説明しても良かったのではないですかと申し上げている。その辺との関連がつけられるかどうかの答弁を求めるものです。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ぜひお願いしたいのは、答弁していることも含めて、もう少し確認してからまた質問いただきたいというふうに思うのですけれども。3カ年という話はしていません。3件です。1件目は、答弁させていただきましたように、1件目は派遣看護師の住宅の確保ですよ。それで57万なながしの家賃と、それと家財の分ですね、ここに書いてある。これがまず1件目。

2件目につきましては、派遣をいただいている6カ月分の、医師の部分の家賃の。これは職員住宅を利用してやるのですが、その家賃分を病院から、その職員住宅のこっち側の一般会計のほうに払うと。そういうことの家賃の払い分です。

もう1つが3件目で、これは1カ月の研修医の派遣の3人分。これが12万9,600円ということですから、3人分事前にわかっていることではないのです。これが新年度が入って、こういう派遣ということがわかって、この6月に補正をさせていただいたということでもありますから、決して事前にわかって何もしないとか知らせなかったとかでなくて、看護師の部分については退職も出た、新年度になって。そして急遽けがもした。それで、夜勤も含めてローテーションが組めないということで急遽派遣会社をお願いして、何とか看護師さんに来ていただきたいと、こういうことで実は提案してきたところですから、決して事前にわかっていたやつを、また年度当初にわかっていたやつをやっていたということではありませんので、そういうことも含めて、ぜひ御理解いただきたいと思います。以上であります。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 一連説明伺っていたのですけれども、私の理解が交錯しているのちよっとわかりませんが、一番最初に看護師さんの退職とか、けがとかの話がちよっと確認します。最初に看護師さん2名が退職されたというふうに私メモったのですよね。そのあと、けがされた方が2名というふうに書いたものですから、これでいくと私の頭の中は4人の看護師さんの関係なのかなということで、それは急遽補充当然しなければいけないということで、今一連の説明や、やりとりがあったというふうに理解しているのか、そこの数もう一度確認したいということと、それから退職された方は定年退職というふうに理解したのですけれども、ちよっと今のやりとりの中で急遽退職というふうに言っ

た部分がちょっとあったものですから、差し支えなければその辺りまではちょっと伺いたいなというふうに思います。

それで、この間ですね、夜勤態勢とか看護師さんへのいろいろな手当の関係何か、条例改正などをしてですね、やはり大変な状況だということを我々も認識した中で、その条例改正に応じてきたつもりではいるのですけれども、そういう一連の看護師さんの少しでも負担を減らそうという趣旨にももちろん議員としても賛同しながら、町民の命守る大事な病院の機能を守るってことで賛成してきたつもりでいますけれども、今言ったようなこの退職とかけがで休まれてというようなことの中身と、そういうことがまだちょっと、手当とかそういう対応がまだ不足な面があるのかどうなのか、そういうことも含めて事実関係をまず、人数的なものを含めて伺いたいというのが、まず1点です。

それから、一般論では今、働く側のほうがいっぱい働き先があるというような状況のように、売り手市場というやつですか。だから看護師のほうもそうなのかどうなのか。なかなか、すべてを整えていないと来ないよみたいなことを派遣会社のほうから言われたというふうに私は捉えたのですけれども、そういう実状何かもあわせて、差し支えない範囲でいいのですけれども伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 阿保議員の質問にお答えします。まず退職とけがの関係でございますが、急遽退職された看護師が2名、あとそれ以外にけがで休んでいる看護師が2名ということで、4名の欠員が生じたという状況でございます。これにつきましては、病棟の看護師数に応じまして、入院患者の数の制限もかかってまいりますので、入院患者の数を減らさないように、患者に御迷惑をおかけしないようにということもありまして、急遽派遣の看護師をとということでございます。

あと派遣会社のやりとりの関係でございますが、当然派遣会社の看護師にこちらから依頼するわけですが、今全国的に看護師不足でございまして、看護師につきましては非常に需要が多い状況になっております。その中で当院に来ていただくために、やはりある程度条件というものを示さなければならないということがございまして、派遣の看護師もやはりいろんな条件を見ながら、いろんな病院、どこへ行くかというようなことを考慮している状況でございますので、その中で今回うちとして示せる条件として、住宅の整備と備品の整備ということで計上させていただいた次第でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） この規模の町で入院施設がある病院があるということは非常に重要だというのは十分理解しております、その機能を維持するための、今説明いただいたような中身だというふうに理解をしたところですが、この退職された2名の方は定年退職なのか、ここでは理由までは聞くつもりはありませんけれども、それか否かということと、それも何か対応できるような理由があったのかどうなのかということぐらいは聞きたいなと思いますけれども。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 2名の看護師の退職につきましては、急遽ということでも定年退職ではございません。家庭の事情とかそれぞれあるとは思いますが、定年退職された方ではございません。2名の退職は、新年度に入ってから急遽退職された方ではございません。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 個別のことを聞くつもりはもちろんありませんけれども、先ほども申し上げたように、待遇の改善というのを一定してきているというふうに思っています、いろいろな事情があって退職されることは、これはまああることだとは思っていますけれども、先ほどそういうことにかかわってなかったのかなということ伺ったつもりで、要するにまだまだ退職された方からすると、もう少しこういう改善点が必要ではないかというような投げかけがあったのかどうか。なかなかないと思いますけれどもね。その辺もどういうふうに捉えたのかということですね。いろんな理由があって退職されるわけですから、個人的なことですからいちいち言うことではないと思うのですが、病院運営全体から見るとやっぱり、理由はわかりませんが、看護師さんを続けていただきたいという線から見たときに、どうなのかなというふうに思います。どのように判断されているのか、また、ここで言えない部分があれば、それはそれでいいと思いますけれども、わかれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御心配いただいている質問の中で、処遇待遇がどうこうという理由で退職しているということではないということですね。ここだけははっきり言えるかと思えます。それぞれ必要なものについては、満度ではありませんけれども、きちんと議会の御理解もいただいて、それぞれ条例も改正しながら、手当もということも含めて、最低限のことはやらせていただいていますから。そのことはこの病院の現場の皆さんもよく理解していただいて、しっかり頑張っていただいています。ただ、家庭の都合だとか、例えば御主人がそれぞれ勤務で変わるとか、いろいろそんなことがあります。そしてもう少し言わせていただくと、これはずっとそうなのですが、特に女性の職場ですから、年齢的にもまだ子育てだとか、また産休だとか、そういう方もまたいらっしゃるんですね、それは当然権利としてあることですから、その分うんと子育てもしっかりやっていただいて、また正当なそういう時間も取っていただいとということになると、小さいお子さんがいる看護師さんは夜勤が十分に、まだそこまでというシフトができないということで急遽、先ほど申し上げました夜勤専門の看護師さんを派遣していただいたり、その中で定年退職を何とかカバーできるようにということで募集して、また新しい看護師さん来ていただいています。そのほかに、新年度になって急遽、実は何月でもう退職しますということが出てきたのが今回でありまして、それに残念ながら仕事してる最中でけがをされて、しばらく、けがですから病休というか、休みを取らなければならないということで、勤務ができないと

ということで、それでは救急指定も含めて、入院の対応も含めて、また外来も含めてですけど、これは機能できないということで、急遽派遣会社をお願いしてここへ来てもらうということで、そういう過程になっておりますので、決して内部的に処遇、待遇だとか、勤務がどうこうということの理由で退職されているという方は、私どもの病院の中ではそういうような状況にはなっていませんということだけ申し上げたいと思います。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 4ページ、まず6節の消耗備品費についてお伺いいたします。先ほど御答弁の中で、職員に手持ちの物が無いかというような呼びかけがなされたということでもございました。これ例えばでございますけれども、町民等にまで広く呼びかけるというようなことができなかつたのかなというところがまず1点。

続きまして15節の委託料の部分でございます。これまでの議員の質疑から、おおむね事情等もわかりました。確かでございますけど、これ人材派遣会社依頼しているの札幌市の業者でしたか。私のですよ、把握している事情といたしましてですけども、やはり先ほど売り手市場というようなお話もありましたとおり、看護師に限らず医療関係者の人手というものがなかなかやはり足りていないという現状がある。その中で、本当に各地から引く手あまたという中で、人材派遣会社自体においても確保している医療関係者、看護師含めてというものの数が全体数が少ないよという事情が見受けられる中、やはりへき地、過疎地であるこの本別町にね、来てもらえるかどうかということになってくるというところから、住宅であるとか備品であるとか、そういった物の整備をなされてきたよというところでありまして、その辺の事情については私も十分理解というか把握をしているつもりでございます。その中で本町がお願いしている委託のね、派遣会社というのは何社ぐらいあるのか。また改めて、こういった事情があるわけですから、または今回のようなけがのような不測の事態というものも当然起こり得るところから、改めてそういった委託先の新規開拓といいますか、そういったところを模索していく、そういうお考えがあるのかということについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） まず6節の消耗備品の関係でございますが、職員だけではなく町民にも広く募集すれば良かったのではないかとということで、おっしゃるとおりだと思います。ただ、時間的な余裕があれば本当に広く町民皆さんから寄付を募るという方法もあったのかなと、そこは時間さえあればできたのかなというふうに考えております。

あと15節の委託料で、札幌というか本社は東京の大きな会社が多いのですけれども、窓口はやはり札幌支社ということになります。それで、今のところうちのほうで利用させていただいたことのある会社は2社になっております。今後、やはり今回のように急に必要となるときがございますので、例えばもう来週から来てほしいとか、そういう要望に応じてもらえるような会社があれば非常にありがたいと思いますので、今後そういった、多数の

会社ございますので、ネットワークはやはり広げて持っておいたほうが良いのかなというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 委託先、人材派遣会社との取引というものを広げてというお考え、お伺いいたしました。今現在お付き合いのあるこの2社なのですけれども、先ほど来の述べている事情というのは私も十分理解しております。当然のことながら人材派遣会社も商売でございますから、いきなり取引を申し出たところより、信頼関係のあるところというところをやはり優先してね、看護師の派遣というものをしていく、こういった実態があるのを私も把握してございます。今現在お取引のあるこの2社については、やはり一定程度の信頼関係をお持ちだというふうにお考えなのか、その辺の実状についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○国保病院事務長（藤野和幸） 梅村議員のおっしゃるとおり、やはり信頼関係は非常に大切でございます。それで実は2社ということでございますが、実をいいますと今までは1社しか活用していなかったのです。といいますのは、当然その1社を活用しますと任期が切れるのがその会社ではわかりますので、もうすぐ次のとか、そういう手配、準備をしてくれたりとか、そういったメリットもございます。今回初めて使わせていただく会社でございますけれども、その会社につきましては、けがをして急遽というところで何社か私、利用させていただいたことはないのですけれども、向こうからPRいただいているような会社は何件かございましたので、その中で何件か私のほうであたったところ、では来週からちょうど1人ということで。その際にはその派遣される方と、あとその担当者、札幌からも来ていただいて面接するなどして採用に至って、2社ということになっております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第47号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第48号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第48号本別町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第48号本別町介護保険条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増税分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日から施行されたことを受け、介護保険条例を一部改正するものです。

改正の内容といたしましては、第1号被保険者のうち、これまで軽減措置が行われてきた第1段階の減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者に広げるものです。また、併せて元号改正に伴う文言の整理を行っております。具体的な軽減率及び保険料ですが、第1段階の軽減割合を、これまでの0.45から0.375とし、保険料を32,280円から26,880円とします。第3段階の軽減割合を、これまでの0.75から0.725とし、保険料を53,880円から52,080円とします。

なお、第2段階につきましては、町独自の軽減策として現在定めている軽減割合と、今回が示している軽減割合が同じであることから、現行のままの0.625とします。

では、改正条文の朗読をもって、提案にかえさせていただきます。なお、かつこ書きの朗読は省略させていただきます。

本別町介護保険条例の一部を改正する条例。本別町介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項から第5項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第6項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「32,280円」を「26,880円」に改め、同条に次の1項を加える。

第7項前項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「26,880円」とあるのは、「52,080円」と読み替えるものとする。
附則。

施行期日、第1項この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

経過措置、第2項改正後の本別町介護保険条例第4条の規定は令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上で、議案第48号本別町介護保険条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今回の条例改正案からいくと、1号被保険者の第1段階と第3段階に関わる引き下げという形になると伺いました。平成30年度の実績で今回の条例改正による保険料の引き下げの影響額や人数などがわかれば伺いたいと思います。

○保健福祉課長（飯山明美） 31年度の当初予算のベース人数ですけれども、第1段階に該当する方が581人。第2段階に該当する方が343人。第3段階に該当する方が276人です。軽減額の合計が875万4,700円と計上しております。以上です。

○議長（高橋利勝） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号本別町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号本別町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第49号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第49号辺地総合整備計画についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第49号辺地総合整備計画について、提案理由の説明をいたします。辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項、第4項及び第5項に基づき、あらかじめ知事との協議のうえ、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することとなっております。

ます。

本案の本別町美里別辺地は、平成30年度で計画期間が終了したことから、今期令和元年度から令和5年度までの5ヵ年計画を新たに策定し、道と協議中のところ、5月7日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第49号の次ページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。
本別町美里別辺地

1の辺地の概況は説明を省略させていただきます。2公共的施設の整備を必要とする事情であります。次のページの別紙に記載のとおりでございますが、各事業の概要について説明をさせていただきます。

別紙、(1)の道路、①町道東中西中間道路道路改良舗装事業、延長2,093mは道道本別留辺薬線と道道美里別本別停車場線とを結ぶ主要町道の改良舗装工事で、計画年度は令和元年度から5年度であります。

②町道美里別川沿道路道路改良舗装事業、延長3,130mは美里別東上地区と美里別東中地区を縦貫する道路の改良舗装工事で、計画年度は令和元年度から5年度であります。

③橋梁長寿命化補修事業は、平成24年12月に策定しました本別町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修を行うことで、橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来に渡り安全・安心な道路網の確保をするものであります。

戻りまして、3の公共的施設の整備計画であります。施設名道路、町道東中西中間道路道路改良舗装事業他2事業でございますが、事業主体は本別町、事業費は4億820万円、辺地対策事業債の予定額は1億4,900万円とする内容でございます。

以上、議案第49号辺地総合整備計画の提案説明に変えさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋勝利） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 辺地計画の議決を求めるとのことですが、辺地計画を立て知事と整ったとの議決提案だと思うんですけども、仮に事業の町の総合計画等で事業の変更や見直しが出た場合、辺地の変更も伴ってくるのか。当然事業費、工事費なども変わってきますのでその辺の部分が出て来るのか、または橋梁長寿命化というのは複数の橋の寿命でやっているとするれば、そういうのも含めて内容の変更が出て来るのか来ないのか。その辺は議決をまた要することなのか、知事との協議だけで済むものなのか。その辺をどの様に進めていくのか、お考えを示していただきたい。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 今回あげてございます総合計画書に基づきまして事業を執行していきますが、例えばこの事業にあがっていない新たに事業が出てきた場合、急遽美里別地区で道路事業などが出てきた場合ですとか。そういった場合はこの計画の変更が必要になるかと思えます。ただ、この計画の事業費、事業費の変動については知事との協議のみ

で議会の議決は要しないと捉えております。

大住議員。

○6番（大住啓一） 辺地債をつげなきゃならないということですから、事業を展開する上では重要な案件かと思えます。また総合計画、最上位の計画を持っている中でもいろいろな展開がございますので、美里別辺地においても相当変わってくる要素があるだろうと。ということは今答弁いただきましたけど、かみ砕いた言い方しますと、ある程度柔軟に対応していけると我々との議決はいらなくても知事との協議だけで進んで行けるという解釈でよろしいでしょうか。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えを致します。先ほどもお話ししましたが新たな事業が出てきた場合、あるいは事業内容が大きく変動する場合、そういった場合は改めて知事との協議をして議会の議決を得る必要があると思えますけども、軽微な変更については議会の議決はなくて知事との協議で済むと捉えております。

○議長（高橋利勝） 他にございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 辺地に関わる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律。こちらに基づいてこの総合計画書が策定されているのかなというところですが、第3条2項2号には総合整備計画においては次に掲げる事項について定めるものとありますが、整備の方法というものが指定されてございます。この総合計画書のうち、どこが整備の方法にあたるのかというところを御説明いただきたいのが1点。

また別紙にあります（1）の①、②ということで事情等が記載されてございます。①②共に同事情というところなんでしょうか。乾期には風塵甚だしくというところからですね、農業機械や車両通行に多くの支障をきたしています、という記載がございます。

現地のと言いますが、事情の調査というものを行なったのはいつなのかというところと、農業機械や車両通行に多くの支障をきたしていると断定までしてございます。具体的にどのような支障をきたしているのか事例についてお聞かせを頂きたい。

また、事業費4億820万円ということですが、こちらの積算の内訳についてもお伺いを致すところでございます。

暫時休憩いたします。

午後3時35分 休憩

午後3時45分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） それでは梅村議員の御質問にお答えします。順番は逆になる場合もちょっとありますけど、最初に各路線の道路状況について整備に向けての考え方でございますけれど、この2路線に関しましては2路線とも道道と道道を繋ぐ幹線道路と

なっております。道路の状況、大きな要因としましては春先のしばれが抜けたり路盤が軟弱をする、または、水たまり等が大きくなるなど当然砂利道の道路でございます。また、農業機械に関しましては幅員が大変狭いとのことでございますので、農業機械とのすれ違いだとかそういうものを含めまして進めていくということで。幹線、幹線とを結ぶ道路、交通量も含めまして事業効果のあるところを今回採択をして整備を進めて来ているところでございます。

2番目の調査の時期ということでございますけれど、1番目の東中西中間道路は着手が平成13年頃から始めておりまして当然調査設計におきまして平成13年の時から始めてきている状況でございます。また2番目の町道美里別川沿道路改良舗装事業は割と新しい事業でございますけど、平成26年度から調査をかけて進めて来ている事業でございます。また3番目でございますが、5年間の記載の4億820万ですか、この事業費の内容でございますが、まず1番目の町道美里別東中間道路改良舗装事業につきましては、道路改良、補強土壁、擁壁なんですけどそういう計画も含めまして5年間で860メートルを今施行を予定しているところでございます。内訳の事業費ですが、東中間におきましては1億5,800万円を起債充当をしているところでございます。続きまして、町道美里別川沿道路改良舗装事業でございます。これは5年間で年間4千万円、約2億円の事業費の起債充当をしているところでございます。5年間で1キロほど進む予定でございます。3番の橋梁でございます。橋梁長寿命化補修事業これにつきましては美里別辺地地区では19箇所がございまして。そのうち今現在では東上橋というのがあるんですが、その1橋を整備していくということで5,020万円を充当するというところで進めているところでございます。合わせて4億820万円の起債充当という内訳になっているところでございます。以上でございます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） まず、私が1番目に申し上げたのは、いわゆる法令の定めにある整備の方法は総合計画書のどこに記載があるんですかということなんです。総合計画書の中のどこを読み取れば、法令の定めにある整備の方法というものの記載があるのかということはお伺いが1点目なんです。2番目ですけども、道路計画についての着手とか調査時期ということではなく今回提案されてきているわけですから、最後に道路の整備、いわゆる公共的施設の整備を必要とする事情ってものを確認されたのはいつなのかということなんです。春先にしばれがあるよ、すれ違いが出来ないということと、幹線と幹線を結ぶ重要な主要な町道だけでも交通量もってことですので、当然のことながら春先に現地を見たり交通量の調査などもなされたのかなと。1番目の道路に関してであれば平成13年ということもありましたが、約20年弱経過しているわけでありまして、まさか20年前の事情をこのまま転記しているわけじゃないと思いますので、直近でいつなされたのかなと。あとただいまの答弁をもってなんですけども、その他の道路とどこが大きな差があるのかなと。いわゆる未舗装の路線であれば町内どこをおいても春先のしばれや乾期になれば埃

も立つ、当然すれ違いが出来るだけの幅員がないという道路もあると思います。特にその他の道路と鑑みて比較して何故ここだけがとお考えになられたのか。その辺についても伺い出来たらと思います。

3番目に御質問致しました事業費の内訳については了解を致しました。

暫時休憩いたします。

午後3時51分 休憩

午後3時53分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 大変申し訳ございません。今、梅村議員から御質問のありました特別措置等に関する法律で言う第3条第2項の部分でのお話しかと思います。

第2号で言うております、整備の方法の関係でございますけれど、ここで言う整備の方法というのは具体的な、例えば舗装工事をこういう方法でやって何メートルやるよとかいう、そこまで具体的なことではなく、あくまでも計画書全体の中で、例えば第1号で言う整備をしようとする公共的施設というのは別紙で言うております町道、橋梁長寿命化。そして2号で定めております整備の方法と言いますが、例えば改良舗装事業で、そしてその下の部分にありますこういったもので必要なもので、こういった整備を計画していくんですという捉え方。そして整備に要する経費とその財源内訳というのが左側のページにあります整備計画で言う事業費及び財源内訳という解釈でおります。こう言ったものに基づきまして、実際知事と協議する場合にはこの様式、そしてこの記載要領に基づきましてこの計画書を提出しております。

先ほど他の道路との関係のお話しがございました。今回辺地であげておりますのは、この事業自体は国の社会資本総合整備事業の補助事業であげている事業でございますけれども、今回この辺地整備計画であげることによりまして、辺地対策債の適用を受けるようにして、そしてそれに伴う元利償還金の80%を交付税措置出来るという有利な制度を活用するために今回この総合整備計画書、辺地認定におけるための手続をとっておりますので、まずは道路事業としてどうあるかってところから、そして道路事業の中で認定された辺地の中で該当する事業があるかどうかで、それぞれ美里別辺地ですとか美蘭別辺地ですとか適用させております。以上です。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま総務課長より法令解釈についてお話しいただきましたけれども、わざわざ法令の条文によって総合整備計画においては次に掲げる事項について定めるものとする、ということで2号で整備方法と。1号が整備しようとする公共的施設、2号が整備の方法、3号が整備に要する経費とその財源内訳と。続きまして、3項においては定めるように努めるものとする、というものの1号が整備を必要とする辺地の事情。この別紙に記載されているものですよ。なぜ法令で定められているとおりに、整備の方法

を記載していないのか。換言するなれば、総合整備計画書自体に不備があるのではと感じたところなんです。総務課長の法令解釈っていうものについては、そのような解釈をされたのかと思いますけれど、社会通念において解釈する中でどこにも方法の記載がないというところで、あたかも道路って書いてあるから道路舗装工事とかそういったものと察すれと言わんばかりの解釈と受け取れるんですが、その点について改めてお伺いしたいところでございます。

また、私はこの事業自体について疑義を申しているのではなくて、この2番目にお伺いしたのもです。整備を必要とする事情というところで、記載について定めるよう努めるものとする、定めてるものについて事情がそれぞれ記載がございます。この事情の調査をなされたのはいつなんですかということをお伺いしているんですよ。直近であれば、例えばですけどいつ現地調査をされたんですかというところと、先ほど具体的な事例が出されたのでその他の町内の辺地であるとか、いわゆる未舗装路線等とどこがどう違うのですかという比較についてもお伺い出来たらと。全く持って有利なこういったものを活用していきましょって物を否定するものでもないんです。当然のことながらきちんと提案されたものについては当然のことながら賛成をする。そのため判断材料を求めているものでございますので、改めてお伺いをするものでございます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 梅村議員の御質問にお答えを致します。確かに議員のおっしゃる通り、この法律の中で具体的に1号、2号、3号と定めております。当然私どももこの総合整備計画書、これが計画書そのものになります。これを持って事前に道と協議を致しまして、そして知事の許可を得てこれを持って総務大臣のほうへ提出することになります。私どもといたしましては、内容がこの法律で定めているものに適合して当然知事と協議が終了して認められたという判断をしておりましたので、梅村議員の御質問のお答えになっていないかもしれませんが、ここに書かれていたものがそれぞれ1号2号3号の内容に満たしているものと判断しております。

○議長（高橋利勝） 他にございませんか。

（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午後4時00分 休憩

午後4時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 梅村議員から御質問があった件でございますけれど、基本当然毎年毎年、社会資本事業整備事業、国に要望をかけてつたりしております。その時点で現地を確認したり道路の状況はどうなっているか常に確認して、この記載をあげる平成30年の時期に道路状況を見ながら記載にあげる調査をしてるところでございます。

○議長（高橋利勝） 3回ですので。

○3番（梅村智秀） 答弁漏れがあります。議事進行に関する発言です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

休憩宣告（午後4時01分）

再開宣告（午後4時01分）

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。答弁漏れということでございますので、大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 梅村議員のお話しですが、起債対象の調査の時期という意味ではなく、この事業の他の道路との考え方ということでお話しをさせていただきたいのですが、当然砂利道や小さい道路はたくさんございます。社会資本整備交付金事業というのは、先ほど幹線と幹線の話しましたけれども、基本は車両の交通量でビーバイシー事業対費用対効果というのがあります、それをクリアしないと道路の採択にはならないんですよね。そういうのも含めまして事業を採択してきているんですが、先ほどお話しさせてもらったように直近の調査というのは毎年事業の要望をあげるときに現地を確認はさせていただいておりますけど、今回起債にあげてる時の前の年には今の事業に関しては確認をして起債申請をしてるところでございます。その他の道路というのは、今総合計画には載っておりますけど、今後そういうところが出て来れば整備していかなくてはならないところがあるとは思いますが、今時点では総合計画には載せてない状況でございます。

具体的な調査と言いますと、例えば予算要望、道路の最短の調査と言いますと前の年の5月の概算要望の時には1度見てますし、本要望10月にあげるんですけども、その時点でも写真を撮りに行ったり、現地の状況を見て事業の確認をしているところでございます。

○議長（高橋利勝） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号辺地総合整備計画についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号辺地総合整備計画については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第50号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第50号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第50号北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が、事務毎に異なる複合的一部事務組合であります。加入団体が解散し、脱退したことに伴い、北海道市町村総合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。変更内容の1点目として、組合同規約別表第1組合を組織する地方公共団体から北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合を削除するものです。

2点目として、別表第2共同処理する事務と団体から3組合を削除するものであります。これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となつたため提案するものです。それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。北海道市町村総合事務組合同規約平成31年2月22日市町村第1877号指令の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局33の項中「33」を「32」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局16の項中「16」を「15」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局24の項中「24」を「23」に改め、「池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。附則。この規約は、地方自治法昭和22年法律第67号第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。以上、議案第50号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についての、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号北海道市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号北海道市町村総合事務組規則の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第51号

○議長(高橋利勝) 日程第15 議案第51号北海道市町村職員退職手当組規則の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第51号、北海道市町村職員退職手当組規則の変更について、提案理由の説明を申し上げます。北海道市町村職員退職手当組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するものでありますが、加入団体が解散し、脱退したことに伴い、北海道市町村職員退職手当組合の規則の変更の必要が生じてまいりました。変更内容は、組規則別表2一部事務組合及び広域連合から北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合を削除するものです。これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道市町村職員退職手当組規則の一部を変更する規則。北海道市町村職員退職手当組規則昭和32年1月23日32地第175号指令許可の一部を次のように変更する。

別表2、一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「池北三町行政事務組合」を削る。

附則。

この規則は地方自治法、昭和22年法律第67号第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上、議案第51号北海道市町村職員退職手当組規則の変更についての、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号北海道市町村職員退職手当組規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第52号

○議長(高橋利勝) 日程第16 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員等に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するものでありますが、加入する団体が解散し、脱退したことに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。変更内容は、組規約別表1組合町村等から池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬斎組合を削除するものであります。これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約。北海道町村議会議員公務災害補償等組規約、昭和43年5月1日地方第722号指令許可の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。附則。この規約は地方自治法、昭和22年法律第67号第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。以上、議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更についての、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 同意第1号

○議長(高橋利勝) 日程第17 同意第1号監査委員選任について同意を求める件を議題とします。

暫時休憩いたします。

畑山代表監査委員退席をお願いいたします。

午後4時16分 休憩

午後4時16分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫)〔登壇〕 同意第1号監査委員選任につきまして同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年8月3日をもちまして任期満了となります、監査委員につきまして、本別町〇〇〇〇〇にお住まいの畑山一洋さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため提案をさせていただきました。

どうぞ御同意をいただきますように、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号監査委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号監査委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

暫時休憩をいたします。

午後4時18分 休憩

午後4時19分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第18 同意第2号

○議長（高橋利勝） 日程第18 同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年6月24日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、本別町〇〇〇〇〇〇にお住まいの山下芳久さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めため提案をした次第でございます。

御同意をいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者11人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件は、同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第19 請願第1号

○議長（高橋利勝） 日程第19 請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについての請願書を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会、篠原義彦委員長、御登壇ください。

○総務常任委員長（篠原義彦）〔登壇〕 ご報告します。請願審査結果報告書、平成31年3月22日第1回定例会において審査付託を受けた下記用件についての審査の結果、次の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告致します。

記、事件請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについての請願書。

2、請願者の住所及び氏名、本別町勇足 藤枝淳。

3、紹介議員、梅村智秀。

4、委員会開催日、平成31年4月3日、4月24日、令和元年5月16日、6月10日、6月14日の計5日間。

審査結果、不採択。

6、少数意見の留保なし

請願書の内容でございますけども、本別町教育委員会においては学校の統廃合を事由とするもの、通学路が危険であると認定によるものの事由については斟酌審査をされているが、配慮が十分なされてると認めがたい部分があるため、可及的速やかに改善されたく強く要望する。

については登下校用スクールバスを利用できる距離要件、自宅から学校まで小学生2キロ中学生3キロと変更し、伴って適当なスクールバス運行の計画を実施するよう請願する。

審査の概要でございますけども、1ページから4ページの中段までの記載の通りでございますのでお目通しをお願いしたいと思います。

4ページの下段のほうになりますけど、教育委員会のまとめについてでございます。提出された請願内容については本別町教育委員会が定める学校統廃合に伴う通学支援の手段として、本別町スクールバス運行に関する事務取扱規定に定められている危険度の主な判断基準としては町教育委員会職員で現地調査を行ない、最終的に教育長判断で決定されている。また、道路管理者、国、道への問い合わせも行なっている。

本別町のスクールバス運行及び乗車可能な児童生徒は学校統廃合が前提であり、学校の統廃合に伴いへき地における通学支援の手段として、順次導入されているスクールバス利

用者を除く遠距離通学児童においてもこれまでハイヤーなどを利用し通学支援が行なわれてきております。

教育委員会の聞き取り調査を行なった結果、距離要件小学生2キロ中学生3キロとした場合の影響額は、バス購入費、維持費、一般管理費等の予算は次のページに記入されておりますのでお目通しをお願いしたいと思います。

教育委員会の聞き取り調査を行なった結果、今言いました予算が必要となり距離2キロ3キロとした場合、市内地域における影響額大きく運行状況を考えると導入は難しいと思われれます。子どもの安全面では子ども110番、青色パトロール、交通指導員、すきやき隊、パトカー等による見回りが毎日行なわれていますので安全かと思っています。

囲いの中の各委員からの意見が書かれておりますので、お目通しを願いたいと思います。

以上、報告と致します。

○議長（高橋利勝） これから、委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、請願に賛成者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについての請願について、賛成、採択すべきとの立場で討論をいたします。

子育てに優しく積極的に取り組む町は移住先等の選択肢となり、人口減の課題に効果が見込めることから、本町もそうした契機とすべき。また、一部の町民の意向調査を行なったところ、距離要件と運行経路を見直し、通学時間、いわゆるバスの乗車時間の短縮などを図ってほしいとの声が複数件確認された。低学年のうちバスを利用するなどの選択肢がふえることや、児童通学の安全確保、仕事を持つ保護者の負担軽減となる。こちらただいま委員長報告がありました報告書にも記載がある意見でございます。そもそもこの委員会において、議論や検証などが適切に十分になされたんですかというところからです。総務常任委員の皆様は御承知のとおり、このままではこの報告書の作成もままならないというような実態について、こうしたこの報告書の記載方法を巡って、これを実務として作文する事務局をもってして検証作業が十分になされていないと言わしめている。その照査といたしまして、この報告書、第4回の委員会において提案、提示されたものについて、委員会においても訂正をしているところが事実として確認されてございます。

また、報告書にございます委員会開催日、計5日間ということで記載がございますが、採決は3回目でなされております。報告書作成についての会議が2回、5回のうち2回は報告書作成について要された日数でございます。3回の会議で採決がなされた。そして採決が終わってから4回目、5回目の会議で報告書、どうやって体裁を整えようかという

ころ、そうしたことが議論なされている事実があります。このままではしかるべき報告書にならない、そういったところから、第4回目の会議においても報告書の訂正を求める、こういった意見、御指摘を私から申し上げたところ、その結果として複数の文書が削除されるような事態もございました。これはどういうことか。すべてとは申しませんが、委員の感覚によって判断がなされたところが非常に多い。我々議員は住民の代表だと、普段の政治活動の中で、これまでの見識の中で十分に民意を汲んでいる、自分のそうした感覚は一分の狂いもない、こうのたまう委員さん、議員さん、いらっしゃらない、私はこのように考えているところでございます。ですからそうした議論や検証、そういったものが十分になされるべきだと考えるところでございます。採決が終わってから報告書の作成について5回のうちの2回も日数を割いて議論がなされる、その検証不十分であるという一事例としてでございますが、採決が終わったのちに危険路の判断について歩道の有無が重要だと、こちら教育委員会から示されたものでございます。通学路について町道、道道、国道、すべて網羅して、1路線も余すことなく歩道の設置の有無を把握しているのかというような議論もなされたところ、委員長より、あなた以外は知っている、こうした御指摘も受け、その私以外が知っているということは事実であるのか、間違いのない事実なのかということもお伺いしたところ、大体は知っているんだというようなところで、あたかも前言を翻すがごとくトーンダウンする、こういったことも議事録等から確認がされると思います。完全に把握しているのと、ある程度把握しているということは、似ていて非なるものでございます。こうしたことが採決後の議論としてなされていた、こうした実態があります。これは本来であればですけども、検証作業の中できちんとした議論がなされるべきことでございます。

今回の請願の審査にあたってですが、残念ながら総務委員会の実態としてこういったところが事実としてございます。十分な議論、検証がなされていない、こういうふうにと考えるとまず1つの理由でございます。これらについては事実として議事録、または音声記録等から確認がされる、明らかになるところであるというところでございます。

そして大切などころとして民意、町民の要望、需要があるのかという点。少なくとも平成29年6月定例会において、議員による一般質問がなされております。本件と同様、スクールバスの利用距離の要件についての一般質問がなされております。私もこの度紹介議員として町民よりの御相談を受けている、また私自身、委員会が開催されている審議の途中でございますが、新たに一部ではございますが町民の意向、そういったものを調査いたしました。その中でスクールバスの距離要件の見直し、さらに適切な運行計画への見直し、こうしたことについての要望があるという事実の確認もいたしました。そして請願者の願意、この町が子どもや子育て世代に優しく、これらに積極的に取り組む町になってほしいというものでございます。念のため申し上げますが、決して自分の子どもがバスに乗れるようにしてほしい、そういった願意ではないということ、こちら委員会で申し上げましたが、というところの改めて申し述べさせていただきます。また委員会の審議の中において

ですが、地域からまとまった声として上がってきていない、請願者お一人のお声だというところがありました。でもこうした町民、住民の小さな声、声なき声、現状へのやるせなさや行政へのため息、こうした町民の心情、これを我々がきちんと汲み切れているのか。本件についてもコミュニティスクール等でなぜ意見集約がされていないのかというところを委員からお話しもありましたが、その事情といたしまして、ことしから小学校に上がるからそのコミュニティスクールには参画できていないんだと。やはりこうした事情も見受けられる。そういったところから、繰り返しになりますがこの小さな声、声なき声というものに十二分に耳を傾ける、そうした姿勢というものについて議員として委員会として、そして議会として汲むべき姿勢、これが必要だというふうに考えるところであります。請願にまでに至った町民の声、これらに十分に耳を傾ける傾聴の姿勢、これらが欠如していたと言わざるを得ません。

採択された場合でございますが、要件を満たすもの必ずバスに乗らなければいけない、こういう強制、強要されるものではございません。先ほども述べました低学年のうち、例えば体調が悪い、何かそういった事情がある、そういったうちにはスクールバスを利用するが、そうした必要がなくなったとき、そういったときにはバスの利用をやめる、そうした選択肢が広がる、当然町もそういったものに柔軟な対応をされる、そうしたことによって子育て世代にとってはとても優しいそうした町になっていく。実際問題としてこれは全国放送のテレビ番組でも放送されましたが、本別町における子育て世代が近隣の子育ての取り組みに熱心な町に流出したといったものも放送されてございます。昨今の社会事情、交通事故、不審者出没、子どもの安全安心そして快適さ、これらを鑑みる良い契機でございました。また本日の議員の一般質問のお言葉をお借りすれば、この町全体で子どもたちを育てて行くことが必要、そうすることによって本別町の子育て環境が町を愛する心を涵養することにもつながり、さらにはこの町の課題となっている本別高校への進学、この町の学校へ残ろう、そうした意欲へもつながっていくのではないのでしょうか。

以上、本請願は採択されるべきで、その後改めて行政が丁寧に現状の把握と町民の意向を調査し、しかるべき対応がなされる必要があると考えるところでございます。議員諸兄姉の御判断を仰ぐべくお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、請願に反対者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 反対の立場から討論をさせていただきます。

本町のスクールバスの運行は、学校の統廃合に伴い、へき地における通学支援の手段として運行されており、請願者の通学校は統合されていないので、対象とはならないように判断しております。

したがいまして、本請願に反対するものでございます。

議員各位の御賛同をお願いし、反対討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に、請願に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 次に、請願に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで、討論を終わります。

これから、請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについて採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 賛成、採択とする起立者1人、よって起立少数です。

お座りください。

したがって、請願第1号スクールバス利用距離要件見直しについては、不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第20 意見書案第1号

○議長(高橋利勝) 日程第20 意見書案第1号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番(方川一郎)〔登壇〕 意見書案第1号2020年度地方財政の充実、強化を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出致します。

なお、案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

また、括弧書きは省略させていただきます。

2020年度地方財政の充実、強化を求める意見書案。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進む中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公共サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに対応し得る地方財政の確立をめざす必要があります。

政府の「骨太2018」では「地方の一般財源総額について2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、2019年度の地方財政計画でも、一般財源総額は6兆7,072億円(前年対比+1.0%)となり過去最高水準と

なりました。

しかし、一般財源総額の増額分も、幼児教育の無償化などの国の政策に対応する財源を確保した結果であり、社会保障費関連をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

2020年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスを主とした社会保障関連予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。そのため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保をはかること。

2、2020年度から施行される会計年度任用職員制度の構築・運用にあたっては、改正法の主旨である処遇改善を行うための財源が必要であり、その確保を確実にすること。

3、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障関連予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源確保を確実にすること。

4、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。

5、森林環境譲与税の譲与基準については、地方団体と協議を進め、林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直しを行うこと。

6、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止にむけ検討すること。

7、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を行うこと。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることのないよう対応をはかること。

8、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

9、2019年度の地方財政計画では依然として4兆円規模の財源不足が生じていることから、地方交付税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。

10、自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣、経済財政政策担当、地方創生規制改革担当であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第1号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本日の会議は延長いたします。

◎日程第21 意見書案第2号

○議長（高橋利勝） 日程第21 意見書案第2号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

黒山久男議員、御登壇ください。

なお、案文については事務局に朗読させます。

○8番（黒山久男）〔登壇〕 意見書案第2号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

事務局の方から案文が朗読されます。

○事務局長（鷲巢正樹） 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書案。

義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は学校における働き方改革や複雑化、困難化する教育課題に対応するため（2026年度までの改善予定数18,910人）として、2019年度分2,615人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、加配定数1,210人（うち小学校英語専科教員1,000人）、17年3月の義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数246人、計1,456人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、中教審特別部会の答申などによる業務量の抜本的削減をないがしろにした時間短縮などではなく、教職員の無制限・無定量の超過勤務を容認する給特法、条例を廃止するなどの法整備の見直しとともに、すべての教職員の抜本的な超勤実態の解消となる、基礎定数法改善による第8次教職員定数改善計画の策定や、30人以下学級など少人数学級の早期実現、全教職員による協力、協働体制による学校づくりを具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていく必要があります。

17年9月に厚労省が発表した2016年の国民生活基礎調査では、18歳未満の子どもがいる世帯の子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯は50.8%と、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、17年12月、文科省が発表した就学援助実施状況等調査では、要保護、準要保護率は、全国で15.43%と7人に1人、北海道においては全国で6番目に高い21.64%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

さらに、給付型奨学金は対象者が限定されていることから有利子奨学金制度を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、家庭、子どもの貧困と格差は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど教育の機会均等は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保、拡充、就学保障の充実をはかるよう要請します。

記

1、国の責務である教育の機会均等、水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育国庫負担金の負

担率を1/2に復元されるよう要請します。

2、「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生～中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。また、地域の特性にあった教育環境整備・教育活動の推進、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う計画的な教職員定数改善の早期実現、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現のため、必要な予算の確保、拡充を図るよう要請します。

3、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うよう要請します。

4、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

5、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）。

○8番（黒山久男） ただいま、事務局長から朗読をさせていただきましたけれども提案とさせていただきます。

議員各員の御賛同をよろしくお願い致します。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 最終ページ、記の5番目の最後文でございますが、朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するということところで付言がされてございますが、この辺のお考えについて改めて詳細のお考えについてお伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 黒山議員。

○8番（黒山久男） 教育を受ける権利はどなたにも平等であるべきだという観点から、その国をもって反対するということにならないということでの趣旨でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いいたします。教育を受ける権利、これは何人にとっても我が国においてはある、これは私も賛同するところでございます。異論はまったくございません。この朝鮮学校の生徒というのは教育を受ける権利というのはないものなのではないでしょうか。というのは朝鮮学校に通うという選択もできることではございますが、その他の学校に通うというような選択も十二分にできる、そういったものであります。我が国として朝鮮学校に通っている生徒さん、そういった方々、特定の国や人種、そういったものを排除しよう、排除しようというようなものが考えられているとは私は認識してございません。今議員のおっしゃる教育を受ける権利というものは別にこの学校の授業料無償化しなくても持たれているもの、このように認識してございますが、その辺について改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 黒山議員。

○8番（黒山久男） 日本の教育におきましては、2分の1だとかいろんな支援がされていますけども、これは朝鮮学校につきましてはそういうことがされていないわけですね、差別しているわけですね。ですからそういうことで、皆同じ教育を受けるべきだという判断だと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私が申し上げているのは、1番目の答弁は教育を受ける権利が失われるというような趣旨の御答弁でしたので、別に教育は受けられますよということを申し上げたのです。ただいま御答弁いただいたものについて、差別を受けているということですが、具体的に今日本の高校に通えば、例えば国や人種等をもって、あなたには補助をするけどあなたには補助をしないとかというような制度について、ないものと把握してございますので、こちらただいまの御答弁についても失当ではないかというふうに考えるところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後5時02分 休憩

午後5時04分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

黒山議員。

○8番（黒山久男） この無償化ということで、高校の授業料無償化を求めていますけども、今国ではこの朝鮮学校については対象外というようなことも言っていますので、これはそういうことのないように、日本の学校も朝鮮の学校も平等に無償化を求めていくということとでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 意見書案第2号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書について、反対の立場で討論を行ないます。

先ほども質疑させていただきました記の5番、高校授業料無償制度への所得制限撤廃とともに朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請いたしますという、この1文について、後段の朝鮮学校授業料無償化適用除外というものについてですけども、これですね、国において決められた、ただこれが裁判所において各地方の地裁、また高裁

において判断が分かれているというような実態がございます。先ほどの質疑の中で、差別とかそういった言葉が出たので、念のため申し上げますが私は特定の国や地域とか人種について排他的、排外的な思想等は持ち合わせておりませんので、その辺だけ誤解なくということです。

まずこれらについてですけれども、朝鮮学校というものの存在について、どうしても政治的とか外交的な要素が強いので、まず理由の1点目、反対の理由といたしまして、これはやはり今述べたように政治的や外交的な要素が強いというところから、地方議会からの意見書としては好ましくない、望ましくないのではないかとということからというのがまず1点でございます。また私自身平和というもの、これを構築していかなければいけないと、議員はもとより日本国民として思うところがございます。しかるにこの朝鮮という国、現時点においてでございますが、これから改善が見込めるのかなという期待もありますけれども、例えば核実験等を繰り返していたり、我が国においては拉致被害者が戻ってこない、こういった懸念もあります。こういった事件、事案もあります。そういったところから、今の現時点においては、この朝鮮学校の授業料の無償化というものを国が行なっていくことについては、私は適正ではないというふうに考えるところでございます。

以上をもって本意見書について反対の立場で討論を行ないました。議員諸兄姉の御判断を仰ぎますようお願いを申し上げ、討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 それでは賛成の立場で討論させていただきます。

私はこの高校授業料無償制度所得制限撤廃とともに朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現するよう要請するという内容に関してですが、日本で教育を受ける場合は、子どもは皆平等であるべきだと思いますし、学校においては政治的思想ですか宗教的思想を持ちこまないということになっていると思います。平等な権利としてあるべきだと私は思いますので、この意見書に賛成いたします。議員みなさん、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで、討論を終わります。

これから、意見書案第2号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人、よって起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第2号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 意見書案第3号

○議長（高橋利勝） 日程第22 意見書案第3号子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第3号子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規定第14条の規定により提出を致します。

案文を少しはしおった形で説明したいと思います。1984年の国保法改訂による定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保総会計に占める国庫負担金の割合は1980年代の前半の50%から20%台にまで2015年度は下げられています。

このような経過の中で、全国知事会、市長会、町村会長などは要望し続けて来ました。2014年に要望した内容は、公費を1兆円投入するなどして国庫の負担を増やして加入者の国民の負担を減らすという趣旨の要望を国に出してきているところです。

とりわけこの均等割は世帯の人数に応じて課税される、いわば大昔にあった人頭税というようなものに比べてよく、子どもが多ければ多いほど保険料が高くなるという仕組みになっていて、近年叫ばれている子育て支援にも逆行するような中身になっていると思われ

ます。全国知事会などは引き続き医療保険制度間の公平という、今後の医療費の増嵩に耐える財政基盤の確立を図るために、子どもにかかる均等割保険料軽減措置の導入や国の負担の引き上げなどを様々な財政支援の方策を講じるよう、全国知事会も平成31年7月27日付で国に要望しているところです。

以上のことから地方自治体の切実な要望を受け止めていただいて、子育て支援の観点から国民健康保険料・税の算定にかかる子どもの均等割保険料の軽減措置を強く求めるものです。

以上、地方自治法の定めにより意見書を提出するところです。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣です。

議員各位の御賛同のほどよろしくお願いを致します。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第3号子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号子どもに係る国民健康保険均等割保険料の負担軽減を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書案第4号

○議長(高橋利勝) 日程第23 意見書案第4号消費税率の10%の中止を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番(阿保静夫)〔登壇〕 意見書案第4号消費税率の10%の中止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出するものです。

なお、案文の朗読をもって説明に変えさせていただきます。

消費税率の10%の中止を求める意見書案。本年3月の毎月勤労統計調査でも、物価変動の影響を除いた実質賃金が、前年同月比2.5%減と3カ月連続のマイナス、下げ幅では2015年6月以来3年9カ月ぶりの大幅減となりました。内閣府発表の景気動向指数3月でも、2月までの下方への局面変化から、6年2カ月ぶりに悪化に転じました。消費の不振や輸出の落ち込みで、政府も景気の悪化を認めざるを得なくなったものです。このような中、政府与党内からも消費税増税の見送りの可能性について言及せざるを得ない状況になっています。

安倍首相が2012年末に政権に復帰した後、経済再生を最優先すると言いながら、2014年4月に消費税を増税したため、2014年4～6月期は大幅なマイナス成長となりました。家計の消費支出は、増税前に比べ、年間25万円も落ち込んでいます。

こうした経済情勢の中で、10月からの消費税率10%への引き上げは、消費をさらに落ちこませ、経済に打撃となるばかりか、低所得者ほど負担が重い消費税を増税すれば、

暮らしをいっそう悪化させることは明らかです。直ちに消費税10%の実施を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は衆参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第4号消費税率の10%の中止を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号消費税率の10%の中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第5号

○議長（高橋利勝） 日程第24 意見書案第5号別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

柏崎秀行議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 意見書第5号別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書。

冒頭になりますが、国の宝である子どもが虐待に合い傷つき、命を落とすといった悲しい報道が後を絶ちません。千葉の夢愛ちゃん、札幌の詩梨ちゃん。みな、離婚後に再婚した父母や交際した男女が起こした悲劇であります。

離婚後の単独親権制度は先進7カ国の中で日本だけで明治から変えられていない制度です。法務省は今年2月から本格的な協議に入り、4月には24箇所を調査し、可否を出すと発表しています。

1人でも多くの子どもが虐待の被害から免れ、健やかに成長し最善の利益に資することを切に願い、意見書を提出します。

別居、離婚後の別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書案。

我が国では、厚生労働省の人口動態統計によれば平成12年以降毎年20万組以上の夫婦が離婚しているが、そのうち約60%は未成年の子どもがいる夫婦である。

夫婦の離婚に際して、現在の法制度のもとにおいては、未成年の子どもがいる場合、父親か母親のどちらかに親権者を決める単独親権制度を採用しており、親権は監護の継続性を重視し、現にどちらかの親が監護をしているかが基準となっている。

このことから、離婚に伴う子どもの親権や監護の権利を優位に進めるため、婚姻中において、一方の親の同意を得ずに子どもを連れて別居し、その後の面会交流を拒否するなど、我が子との交流が一方的に断たれる事例が多発している。

全ての児童は、適切な教育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証される権利を有し、また、父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが面会をし、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。

よって、国においては、子どもの権利条約の趣旨に鑑み、夫婦の離婚または別居後において、子どもの最善の利益を確保し、別居親と子どもとの交流に問題がないと認められる場合には、子どもと父母が親子として継続的な関係を持つことができるよう共同親権を含め、必要な法整備を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、意見書案第5号別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号別居・離婚後の親子の断絶を防止するための法整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第25 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件の申し入れの通り、閉会中に継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申し出のあった所管事務について閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定致しました。

◎日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件の申し入れの通り、閉会中に継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

◎日程第27 議員派遣の件

○議長（高橋利勝） 日程第27 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第29条の規定によってお手元にお配りしました派遣内容のとおり、議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました議員派遣内容のとおり、議員を派遣することに決定致しました。

◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

定例会に付されました事件は、全部終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定致しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回本別町議会定例会を閉会致します。

御苦勞さまでした。

閉会宣告(午後5時29分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 6月19日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 篠 原 義 彦

署名議員 柏 崎 秀 行